

聯合といふことが行はるれば、この弊を一掃することが能きるに違ひない。私は京都の某富豪を訪れて對談中、金品強請者が飛び込んで来た。かくの如きものが一日何人あるかといふ私の問に對し、その富豪は私の宅へは平均一日二人來ると云つた。若し、これ等の金品要求者に對し悉く金囊をひらくことにすれば、いくら富者と雖も堪へうるところでないに違ひない。かゝる弊害を除くことが財政聯合の一使命である。

財政聯合は事業の聯合に進む傾きがある。協同募金をなし、共同に分配する結果として、無益な施設といふものが自づから問題に上る。いくつも重複して行はれるやうな施設に對し、共同に募つた金を分與することは到底忍びえぬといふ事情を生ずるであらう。それが爲め、重複な施設若くは無用な施設に對し、群疑が起り、非難が生ずることにならう。かくて、事業の整理が期せずして行はれる。

(13) クエン氏は綜合形式として、(一) 洲及全國的事業協會の聯合、(二) 監督による聯合、(三) 社會事業團體會議、(四) 財政聯合、(五) 融合の五つを擧げてゐる。

綜合形態が一切を解決するといふことは過分な要求であるけれども、社會事業は單獨に經營すべきものでも、經營せらるべきものでもない。社會事業は地方的、更らに進んでは、全國的の連絡をつくり、一體として運營せらるべきである。一體としての社會事業は單獨社會事業と異つて

ゐる。一體としての社會事業の運營は即ち綜合社會事業である。

たゞ、綜合社會事業をあまりに極端に行ふと、個々社會事業團體の生命と機能とを脅し、かつ、殺すこととなる。地方的獨立、個々團體の獨立は、あくまで浸害してはならない。殊に私的社會事業にあつては、無限の結合及全一を目的とし、集團よりも個人を重しとするから、その個人性を脅し、その機能を殺すが如き組織は絶対に不可とせられる。綜合的傾向と分散的傾向(孤立社會事業形態)とは決して矛盾衝突するものではない。一つは集合して一體として綜合形態をとり、他は分散して個々の生命と機能とを完全に發現せんとする。個々の生命及機能と一體としての組織とは兩々適度の組み合せをとらなければならぬ。

社會事業を孤立運營するものは單獨社會事業形態であり、一體として運營するものは綜合社會事業形態である。

参考文献

- (1) 海野幸徳「綜合的社會事業」社會事業講座第3, 4號。
- (2) 海野幸徳「晩近の社會事業」貧民救助の方法, 137—146頁。
- (3) Singer, Soziale Fürsorge.
- (4) Die Organisation der Wohlfahrtspflege, 15 Konferenz der Centralstelle für Arbeiter-wohlfahrtseintrichtungen.

- (5) Das Soziale Museumn seine Aufgaben und seine Organisation.
- (6) Wolf, L., in Verhandlungen der 21 Jahresversammlung, 1901.
- (7) Erdberg, Wohlfahrtspflege.
- (8) Das Zusammenarbeiten der Wohlfahrtsvereine, Verhandlung der Z. B. B., 19. 18.
- (9) Queen, Social Work in the Light of History.
- (10) Warner, American Charities.
- (11) 海野幸徳「方面委員制度指針」
- (12) McLean, The Central Council of Social Agencies, 1921.
- (13) Queen, Social Work in the Light of History.

第三篇 社會事業各論

第一章 社會事業の分類

一 分類と體驗

分類は單に研究上の便誼に過ぎない。たゞ、それだけの事である。若し、分類をしないで済むなれば全然分類しない方が宜い。全的な生命や全一は分斷によつて死し、また、これを分斷して研究する方法は、それ自身過誤であり、物の實相を示現する所以でない。たゞそれを分斷しなければ説明することも理解することもできないために餘儀なく分類を施すまである。

體驗が最も完全なる社會事業形態であることは既に説明したが、體驗に到達するには分類といふが如き見地によることはできない。體驗には既に主觀と客觀との區別がなく、また、兩者の契機は現はれる時、早や體驗そのものは亡びるから、體驗的救助は凡ての分斷と分類とを超越しなければならぬ。慈善事業形態による無限の結合に於てする救助も分類と相容れない。純真なる社會事業に於て、全き個人を救助の對象とするものにあつては、個人に示現せらるゝ經濟的困窮を他の困窮と切り離して處置するのではなく、身體的缺陷を倫理や經濟的困窮と絶縁さして治療

するのではない。それ等のものは一體として無限の結合的、法式的の下に取扱はれなければならぬ。

よつて、體驗社會事業に於ても、慈善事業に於ても、分類と相容れず、これを容るゝ場合、忽ち、その本質及機能を滅失して了ふ。概念的社會事業に至つて初めて分類をゆるす。概念社會事業は個々人をいくつかの社會事件に分ち、その一々を取扱ひ、また、この形式に於ても然かすることが可能である。慈善事業にあつては、全き個々人を取扱ふのだが、概念社會事業の如く、それに含るゝいくつかの社會事件を別々に切り離して取扱ふのではなく、そのいくつかの社會事件を結合さして取扱ふのである。もし、概念社會事業に於て、慈善事業の如く、いくつかの社會事件を結合さして取扱ふとすれば、それは忽ち大量救助に堪へぬものとなる。慈善事業にあつては、大量的に取扱ふ必要もないから、社會事件をいくつか結合させて、無限の結合的、法式的によつて、一層完全に救助する形式を採る。慈善事業による救助に對しては、概念社會事業による救助は眞の救助でなく、單に分斷的概念的にその一部を救助するのみ。

社會事業の究極的對象は體驗であるとすれば、完全なる社會事業の形式に於ては分類といふものがないと考へなければならぬ。たゞ、それが概念的に社會事業を取扱ふ場合、餘儀なく全一に分類を施すのみ。

社會事業を一般社會事業、經濟的保護事業、兒童保護事業及び保健事業といふが如く分類する

場合、これは單に説明の便誼に従つてなざるゝものと解さなければならぬ。經濟的保護といつても、それは他の三に無關係なることはできず、その他の分枝も亦彼此相關々係を有すべく、これを嚴密に分類することは人爲的である。自然的には銘々各種の相關々係を有ち、一體として存するものと解さなければならぬ。⁽¹⁾ ヒルトゾーフエル氏は一九一九—一九二三年にわたるプロシヤの國家社會事業を研究して、「獨逸内務省の五年間の經驗によつて、社會事業の各分枝はいづれも分斷しえざる結合をつくつてゐることを見出した」と云つてゐる。

プロシヤの社會事業では第一部門、保健事業 (Gesundheitswesen) 第二部門、住宅事業 (Wohnungswesen) 第三部門、一般社會事業及び兒童福利事業 (Allgemeine Wohlfahrtspfleg und Jugendwohlfahrt) の三部門に分つてゐる。一九一八年血腥き、歐洲戦争が幕を下すと、各國共に國力を恢復せんとして、身體的、精神的及倫理的復興運動を起した。當時、獨逸が身體的、精神的及倫理的復興に費やした熱心は遙かに經濟的復興に於けるものを凌駕した。けれども、身體、精神及倫理的復興は各分離獨立するものとせられずして、嚴密に内的結合をもつものと解された。この事は、單に好惡によつてさうなつたのではなく、既に戦争前に生起して居た社會事情によつてさうなければならぬと解されたのである。たとへば、保健と經濟とは密接なる關係をもち、一つより他を切り離すことは能きぬと考へられてゐた。眞の國民復興については、たゞに獨逸ばかりでなく、いづれ

も斯くあらなければならぬことを私は指摘する。我國現下の社會的不安に對應する手段や政策に於ても、各種の手段や政策を各孤立したものとて扱つて行く今日の狀況は甚だ不充分不完全なもので、到底所期の効果を齎らすことはできぬであらう。昨今、漸く隆盛に向ひつゝある我國社會事業の如く、貧民事業は兒童事業を豫想せず、經濟事業は單獨に行はるゝものゝ如き、その主義と理想との充分でないと共に、その方法に於て既に不完全であることを示す。

この事は獨逸の衛生事業を見ても解るが、獨逸の衛生事業は戰後特にそれ自づから獨行するものとして取扱はれず、内務省では、それを或は身體的或は精神的、或は倫理的事業と關係せしめて施行することゝした。かくて、社會事業分枝分斷不可能の原則 (Prinzip der untrennbaren Zusammengehörigkeit der einzelnen Zweige der Wohlfahrtspflege) なるものを確立した。この原則に基き獨逸内務省は各種社會事業を密接に關係せしめ、かつ、これを深くした。これによつて、各種社會事業間の關係は錯綜し、到底分斷することができなくなつた。各種社會事業は各異つた方法を以て、その缺陷を輕減除去するけれども、これとても共通なもので、各部門の社會事業が一樣に關心すべきものである。各部門の問題はその部門に限らるゝといふやうなことはなく、該問題の解決は必ず他の部門を豫想する。若し、各部門をそれ〴〵孤立せしむるならば、現今の我國社會事業に於けるが如く、その能率と効果は著るしく削減されなければならぬ。自然科學や、國

民經濟學や、倫理學は、各それ自づからの領野を有つけれども、それ等は總體の福祉 (Gesamtwohl) といふことで結合せられる。社會の福利といふ目標に向つて社會事業の諸部門は關係しながら、共同の目的を達成實現することに努力する。

二 獨逸社會事業の分類

プロシヤの社會事業は三に分れる。即ち、(一) 國民保健部門 (Abteilung für Volksgesundheit) (二) 住宅部門 (Wohnungsabteilungen) (三) 福利及保護部門 (Abteilung für Wohlfahrt und Fürsorge) がそれである。これに従つて、プロシヤ國民福利省 (Ministerium für Volkswohlfahrt) の社會事業分類は、(一) 國民保健部門に對し保健事業、(二) 住宅部門に對し住宅事業、(三) 福利及保護部門に對し一般的社會事業及兒童保護事業を分つ。なほ、プロシヤでは女社會事業家檢定試験に對して、社會事業を、(一) 經濟社會事業、(二) 國民保健事業、(三) 兒童幸福事業 (國民教育事業を含む) として區別してゐる。

プロシヤ國民福利省の三區分の中、保健事業は最も古いもので、文部省所屬であつたが、一九一一年以來、内務省所管となり、一九一九年三月新設の國民福利省の國民保健部 (Abteilung für Volksgesundheitspflege) の事業となつた。衛生部は衛生行政に關し、警察的職能をもつてゐるが、これと共に、學門的發達に寄與せしこと尠くない。それは研究的の機關であるが、實際的機關と

しても、科學的な運動に参加する傾きがあつた。有名な細菌學者ロバート・コッホ博士や、その門弟がそれに關係せし爲め、傳染病撲滅運動に新たな途が拓かれた。文部省所管の醫學部 (Medizinabteilung) から衛生事業が内務省所管になつても、科學運動は毫も衰へなかつた。この間、衛生の領野に於ては社會衛生 (soziale Hygiene) が分岐して、保健事業の新分野が起つた。こゝに於て、都市や社會事業團體が現はれて、新事業に參與したが、國家は特にこの新たな事業に熱心を示し、經驗や業績をあつめ、參考資料を整へた。保健による保護 (Gesundheitsfürsorge) に向つては、衛生専門の醫師、小都會及地方にあつては官廳の醫官が熱心に努力したので、該事業は急速に進展することゝなつた。現代の保健事業は豫防を大切なことゝなし、病患の發見、その危險についての教化啓蒙、早期治療を企畫する。保健事業の進展に連れ、患者の院内收容が盛になり、中央官廳が設けられ、保健事業を一層促進し統一することゝなつた。

保健事業の進行と共に、國民の健康が經濟的困窮に關係するものだといふことが分り、貧民事業と關連して進むことゝなつた。他方、經濟的困窮は國民の健康と關係するから、貧民事業も亦保健事業に關係するものだといふことが分つた。茲に於て、保健事業、貧民事業など、社會事業各分枝が各關連して進むといふ原則が樹立した。

三 社會事業の分類

獨逸社會事業は保健事業、住宅事業、福利及保護事業の三つに分類せられる。この三部門に對し、ヒルトジイフェル氏は左の綱目を配置してゐる。

第一部門 保健事業

- 一、傳染病及國民病の撲滅
- 二、母親及兒童保護
- 三、國民營養
- 四、虚弱者、疾病者及精神病者保護
- 五、施藥所
- 六、一般的國民衛生
- 七、衛生的教化
- 八、保健法及醫學統計
- 九、人口政策

第二部門 住宅事業

- 一、借家人保護
- 二、住宅建造

- 三、土地獲得、通路及小庭園
- 四、住宅法及取締
- 五、住宅監督及住宅保護

第三部門 福利事業 (Wohlfahrtsfürsorge)

- 一、兒童福利
- 二、一般的福利
- 三、失業者保護
- 四、社會保險
- 五、公私社會事業、その機關及施設
- 六、募金及富籤
- 七、職業

獨逸、殊にプロシヤの社會事業分類は保健事業、住宅事業及福利事業であるが、⁽²⁾ザロモン氏は獨逸社會事業は保健官廳 (Gesundheitsamt)、兒童官廳 (Jugendamt)、福利官廳乃至貧民官廳 (Wohlfahrts- bzw. Armenamt)、労働官廳 (Arbeitsamt) の四種官廳を以て代表するものとし、その綱要の各論を次の如く分つてゐる。

- 一、一般社會事業
- 二、保健事業
- 三、兒童福利及國民教育事業
- 四、職業的保護事業

ザロモン氏の分類は理論的といふよりも、實際的歴史的で、獨逸社會事業の發達及現状に顧み、分類する主義によつたものである。私は大體ザロモン氏の分類を正しとするが、第三の兒童福利及國民教育事業を更らに二分し、これを兒童社會事業及教化社會事業とする。よつて私の分類は左の如くである。

- 一、一般社會事業 (Allgemeine Wohlfahrtspflege)
- 二、保健社會事業 (Gesundheitsfürsorge)
- 三、兒童社會事業 (Jugendfürsorge)
- 四、教化社會事業 (Vorbildungswesen)
- 五、經濟社會事業 (Wirtschaftliche Fürsorge)

一般社會事業は社會事業中最も古き事業形式である。貧民事業は一般的社會事業の中に含まれるけれども、一般社會事業は貧民事業 (Armenpflege) よりも範圍が廣い。もし被救助者が最少限度

の生活資料をうることの出来ぬものであり、當時の社會生活の標準に照し、適度の生活をする資
源を有たぬもので、自己及その自然的扶養者の身體的精神的能力を維持開發する能力を有たない
ものであるとしても、この者の救助は屢々純然たる貧民事業の範圍よりも廣い。⁽³⁾ 貧民と乞食と
は別の觀念である。貧民及乞食救助は無論經濟的としても、それは又身體的であり、教育的であ
り、乃至、倫理的である。私の言表を以てすれば、完全救助は凡て無限の結合體に於て遂行せら
れるから、單に經濟的救助を以てすることができない場合が多い。かくの如き一般的救助にまで
貧民事業が進展するとすれば、それは最早貧民事業ではなく、全生活を抱擁する救助 (ganzen
Leben umfassende Fürsorge) であり、一般的人間的救助 (allgemeine-menschliche Fürsorge) となる。
一般社會事業は貧民事業より出發し、成立したものであるが、それは貧民事業の如く主として經
濟的なものではなく、包括的なもので、人類の全的生活に對應するものである。

一般社會事業の下に、私は本書に於て、左の項目を取扱ふ。

- 1、貧民救助
- 2、失業者
- 3、浮浪人
- 4、災害救援

5、綜合社會事業

保健事業とその他の社會事業分枝との間にも截然たる區劃を施すことができない。が、大體保
健事業に專屬すると認めるものをそれに抱擁することとする。この部門に於ては、私は左の項目
を解説する。

- 1、病患救護及療養
- 2、乳兒及母親保護
- 3、花柳病及飲酒防遏
- 4、住宅問題

兒童事業については左の項目を解説する。

- 1、正常兒童保護
- 2、異常兒童保護
- 3、少年の教養
- 4、兒童保護法

教化事業については左の項目を解説する。

- 1、隣保事業

- 2、公民大學及大學擴張
- 3、國民教化事業
- 4、青年事業

經濟事業については左の項目を解説する。

- 1、職業紹介
- 2、社會保險
- 3、工場福利増進
- 4、勞働組合
- 5、勞働保護法

本書に於ては、私は主として社會事業の原理を分析闡明する目的を遂行するから、社會事業の各論は大小の嚴密精細なる分類と共に、將來約一萬頁を以て公刊する豫定である『社會事業總覽』に譲らなければならぬ。私は如何にしても、凡百の社會事業分枝を詳細に「概論」に於て扱ふ術を知らぬ。その上、本書に於て、私は單に在來の消極的社會事業に分類を施したゞけで、獨自のものとして提出せし、積極的社會事業、綜合的社會事業及超越的社會事業の分類及解説は凡て「社會事業學原理」及び『社會事業總覽』に取り殘されてゐる。よつて、私は本書に於ては各論は

能きるだけ要綱に止めなければならぬ。

これまで、歐米及我國に於ける社會事業の文獻中、一として原理を詳細に分析闡明せしものがない。よつて、私が先づ主力を原理の研究に向け、これが發表を専念し、各論を比較的閑却するは餘儀なきことである。これまで諸家は原理解説に僅々數頁より十數頁を費すに過ぎない有様である。私の本書に企てた原理研究はこの種の缺陷を補充しうることを希望する。

参考文献

- (1) Hirsiefer, H., Die staatliche Wohlfahrtspflege in Preussen, 1924.
- (2) Salomon, Leitfaden der Wohlfahrtspflege, S. 27.
- (3) 海野幸徳「方面委員制度指針」12—14頁。
- (4) Karstedt, O., Handwörterbuch der Wohlfahrtspflege, S. 444—448.
- (5) Handwörterbuch der Kommunalwissenschaften, Lieferung 27.

第二章 一般社會事業

一 貧民救助

貧民の概念 貧民とは何であるか、ジンメル氏によれば、「貧乏とはその手段が目的に達し能はぬものをいふ」(Arm ist dessen Mittel zu seinen Zwecken nicht ausreichen)。この限定は間違つてゐないだらうが、あまりに抽象的である。(1) シモラア教授は、「貧民とは自から生活を保存すること能はざるもの、若くは、親近によつて扶助されざるもの」としてゐる。(2) クルンケル教授は、「自己固有の能力により、若くは、固有の手段を以て、自己の需要を充たすことの能きぬもの」を貧民としてゐる。更らに、クルンケル氏は、自己の需要を充たす能はずといふが如き時と所によつて左右せられる主観的限定より一步を進めて、これを客観的なものとしなければならぬとして、「貧民とは救助されてゐるものである」(Arm ist dann, wer unterstutzt wird)としてゐる。併しこのク氏の客観的定義も亦主観的意義を全く脱却して居らぬ。公私團體より救助さるべきものといふ判断を通じ、現實救助されて居るとしても、この救助標準は最少限度の生活費か、身分的生活費か、或はその他の關係を含むか等、凡て主観的意義の上に立つを免れぬ。これを客観化しても、主観的なものといふことに何の變りはない。ジムメル氏の如く、貧民とは、その有つ手段が

その目的に達しないものと言つたところで、目的の何であるか、明かに限定されて居なければ、それが何を意味するのであるか、分らない。目的とは、或は最少限度の生活費に關するものであり、或は身分的生活(standesgemäßen Bedürfnisse)に關するものである。貧乏とは單に衣食住に缺乏するものではなく、更らに、その収入や手段がその時代の人々の水準に達しないものである。かゝる場合、それは又貧乏であると解する。クルンケル氏はかくの如く、或は最少限度の生活費をうる能はざるもの、或は身分生活をなし能はざるものといふが如き消極的限定では満足すべきでないとして、これに積極的な客観的な標準を設定し、貧民とは救助さるゝものと限定したのである。併し、クルンケル氏の限定が一種の循環論法であるといふことは明かである。

自から生活を保持すること能はざるもの、若くは、親近によつて扶助されざるものを貧民と言つても、それは、時と所と人によつて異つたものとなる。貧乏はたゞに經濟現象たるに止まらず、精神的困窮(die geistige Not)によつても起るのであり、これが屢々物質的困窮の原因ともなる。時と所と人によつて困窮は異つたものとして現はれてくる。

1、労働の種類によつて異つたものとなる。激烈なる筋肉労働は輕快なる労働よりも多量の食物を要し、工場労働者は農業労働者と異つた食料が要る。

2、健康の如何によつて、食物の量は異ふ。健全なものと病人とは食物が異ふ。

3、社會環境によつて生活は變轉する。農村に在住するもの、生活状態は大都市に於けるものと

衣食住共に異ふ。それに時代が進むと、困窮の程度も種類も異ふ。前に困窮と思はなかつた

ものも今は困窮であるやうに感ずるにいたる。殊に大都市に於ては、ゾンバルト氏の貧富の

對比が著るしく、ために貧富の懸隔明かとなり、嫉視の情を生ずる。その上、慾望は量に於

ても質に於ても増大するばかり、困窮の觀念は益々高るのみである。なほ、一度得たる富を

失ふ苦痛は初めより貧乏なものに比すべくもない。

これ等の事實及關係を參酌し、貧困の概念を左の如く限定する。

貧民とは、當時の社會生活の標準に照らし、適度の生活をする資源を有たぬもので、自己及

その自然的扶助者の身體的精神的能力を維持開發する資力のないものである。

これに對し、⁽³⁾ギリン氏は不充分なる収入或は無思慮な支出をなし、當時の社會生活の標準に

照らし適度の生活をするこの能きぬものを貧民と見做してゐる。

貧困の原因 貧困の原因は分れて二となる。環境及遺傳による貧窮と、社會經濟的原因より來

る貧窮とがそれである。

自然環境によるものは、(一)磽确なる土地によるもの、(二)旱魃、寒熱の激甚、雨害等氣象の

變化によるもの、(三)氣候の激變によるもの、(四)バッタなどの如き自然的浸害によるもの、

(五)火災、水害、火山の爆發、地震等によるもの、(六)疾病によるもの、紐育慈善協會で取扱つた五千の社會事件中七五%は疾病に關するものであつた。米國に於ける豫防しうべき疾病より起る損害は一年約四拾億圓に達す。

遺傳によつても貧窮を起すが、その著明な例證はジューク族(Juke family)である。⁽⁴⁾イースタアブルク氏によると、一八七五年に於ける一對の惡質男女は一八〇〇年にいたり二千八百二十人の惡質者を産出し、あらゆる害惡と損失とを社會に及し、この期間、五百參萬參千參百七拾圓に達する巨額の損害を國家に與へた。

遺傳によつて貧窮に陥るものは、(一)遺傳的缺陷により職業能力を失ひ、若くは、仕事の興味を失ひ、ある種の仕事に對しては特に身體缺陷をもつことによつて貧困に陥る。これ等のものを強いて勞働せしむるときは單に器械を損傷し、工具を破損するだけである。(二)ある種の疾病に傾き易き遺傳をもつものは(肺病、精神病など)要救護者の群に投ずるか、糊口の資をうる能力なきものとなる。(三)性格に遺傳的な著明な缺陷があつて(白痴、低能者の如きもの)獨立自營することの能きないものは、いづれも遺傳によつて貧窮に陥る。

社會經濟的原因によるものは、(一)收入に關するもの、(イ)直接の産業的原因によらざる世帯主の死亡による困窮、(ロ)經營のわるい商店、工場によつて惹き起された疾病災害による産業狀

態、(ハ)失業、(ニ)兒童の惡環境、(ホ)適正な賃金を收得せざること、(二)收支に影響する原因として、(イ)婦人及少年勞働、(ロ)教育の缺陷、不十分なる教育、(三)支出に關係する原因によるもの、(イ)食物、衣服、生活狀態及節約に影響するが如き風俗習慣の變動、(ロ)家庭經濟の無智、(四)富の生産及分配の不公平に關するもの、(イ)物價の激變、(ロ)生産寡少、(ハ)富及收入の不公平なる分配、(ニ)自然資源に人口の加へる壓迫である。次に、社會經濟關係を整調すべき機關を缺くことによつて生起する貧窮は、(一)家庭の不調整、(二)政治的不調整、(三)無思慮なる慈善、(四)勞働爭議を調停すべき機關を缺くこと、(五)不良なる教育制度の五である。

貧民數

貧民統計は今に於ても正確なものがない。

(14)

スバル氏、ウキツコック氏、ホルスト

氏、フリーマン氏、シモンズ氏、リー氏、ブル氏、ベッツ氏、ロバートウッド氏などが貧民、乞食、浮浪人、勞働者及失業者に就て計算をしてゐるが、貧民の數を正確に計算したものは僅かにチャレス・ブリス氏とロオントリイ氏あるに過ぎない。ブリス氏は「ロンドン市民の生活と勞働」(Life and Labour of the People of London)といふ浩瀚なる著書に於て、貧民を研究し、當時百三十萬市民の中三〇・七%が貧乏線以下のものであるとしてゐる。然るに、かくの如き夥しき貧民はロンドン特有のものではないかといふ疑をもつ。これに對し、ロオントリイ(B. S. Rowntree)氏はヨーク市につき貧民を研究し、その貧民數を二七・八四%と算定した(Poverty, a Study of Town

Life, 1924, New Edition) ルオントリイ氏の計數はブリス氏のものよりも少いけれども、これによつて、ブリス氏の計數が過大であるとする説は斥けられた。我々は京都市の貧民數を計算して、最少地域〇・六%、最高地域三五%とした。ルオントリイ氏は英國の貧民數を推定して、「嚴密なる調査の結果は、ロンドン市が例外であるのでなく、恐く、全英國を通じて、二五—三〇%の貧民が存在するといふことを結論しうる」と言つてゐる。

英國などに於けるが如き、貧民統計は米國にはないから、米國にどの位の貧民があるか分らない。エリイ教授によると、一八九一年に於ては米國に四百萬人の要救護者があつた。リイ氏によると、一八九〇年の前八年に於て、紐育市民の約三分の一は八年間に各一度びつゝ慈惠をうけた。一八九七—一九年にいたる三ヶ年に於ける州慈惠局(State Board of Charities)の計算では、一八九七年の要救護者は二、二三、二〇四人であり、一八九八年には一、九〇〇、一九九人であり、一八九九年には一、七八八、九二七人であつた。これによつて、一八九七年には紐育では二九%、一八九九年には二四%の貧民があつたことを推定しうる。一九〇三年に於けるボストン市の救助者は一三六、〇〇〇人であるが、これは全人口六〇六、六〇〇人に對し二〇%に當る。一九〇三年に於けるマンハッタンの貧民は一四%であつた。これによつて觀ると、米國では、一九〇三年の如き好況時に於ては一四%、一八九七年の如き不況時にあつては二〇%の貧民あるを知る。ロバート

ハンタ氏は、紐育、マツサチユウセツツ、コンネクチカット、ニューゼルシイ、ペンシルベニア、オハイオ、イリノイス、インディアナ、ミシガン諸州に於ては二〇%即全人口の五分の一の貧民があり、その他州の貧民をその半数として計算すれば、全米國には約一千萬人の貧民があると言つてゐる。

日本に於て如何程の貧民があるか分らぬけれども、五六百萬の貧民はあるだらうと思ふ。我國には貧民統計といふものがないから、その實數は無論分らない。

效貧の方法 金給若くは物給によりて貧民は救助せられるが、いづれが救助方法として適當であるか。これは個々の場合について決められることで、時に金給を可とし、時に物給を是とする物給とは衣食住など生活資料を初めとし、實物によつて救助することである。

物給として救助すべき範圍は、(一)住居、(二)生活資料、(三)疾病看護、(四)埋葬を含む。生活資料とは必需の食物及衣服と、その他の成人及兒童養育に要するものである。物給では、食物や衣服や薪炭や藥劑を直接貧民に給與し、又は商人と連絡をとり、切符を發行して引きかへに物を渡す仕組みである。地方や田舎では金給をするよりも物給をする方が容易である。一般に被救助者が所要の物資を直接得ることの能きるといふ見點からは物給の方がよい。物給をするとなれば、官公では大量購買をなし、かつ、これを貯蔵することができるから、卸値段で物資を購買し

うる。私は別著で、内外に於ける不正な販賣に於て述べたが、營利を基本とする商業に於ては量と質との誤麻化を如何にしても防ぐわけには行かない。ニュージェルシア州度量衡監督官ワルドロン氏は小賣商人には度量衡を少く量る百二種の異つた方法があるといつてゐる。もし、貧民に對し官公に於て大量購買をなす場合には二の結果を齎らす。一は大量仕入により卸値段で買入ることが能きるから同一の金額によつて餘計に救助をすることができ。二は量に於て正しく、質に於て純正なるものを給與することができる。

物給にあつては、所要の物資を直接うることを、それを悪用濫用することの困難とによつて優れてゐる。金給であれば直ぐそれを酒やその他の贅澤品に代へることも能きるけれども、物給であるとその能きない。それに、震災などの場合の如く、金でなく、直ちに物を要し、また、金をえても所要の物を得ることの能きぬ場合には物給でなければならぬ。住居については、宿泊所、養老院、その他利用しうべき宿舍、若くは一時貸貸せし宿泊所を以てこれに充てる。病者に對しては醫學的保護を加へ、これに藥材を供給し、また、これを病舎に收容する。埋葬も亦貧民救助の中へ加へられる。

物給にも非難がある。物給によつて施與すると、それを賣り、若くは、質に入れて金をつくり、飲酒、賭博に耽り、或は贅澤品を買ふ。その上、物給すると貧民は金を使ふ方法を知らず、従つ

て、經濟に處する術を解せず、家政經濟の知識をうる機會がない。家政經濟の知識は下層階級の婦人に於て殊に必要である。貧民は貧民階級特有の調理によるものを好み、一般民の好むが如きものを好まないから、官公に於て食物を調理して供給しても嬉食しない。物給は貧民が酒や贅澤品に代へる虞れがある場合、若くは、官公が大量仕入をなし、貯藏する場合には優れた方法となる。

救助期間は、一時勞働者の金を所望する場合の如く一回限りのものもあり、類齡者、不具者の如く長期にわたり保護を加へなければならぬものもある。

院内救助 院内救助とは院舎に於て救助するもので、養老院、貧救院、病院などによるものは、いづれも院内救助である。

院舎に要救護者を收容することは避くべからざることである。家庭に收容すべきであるといつても收容すべき家庭のない場合、また、家庭を見出しえない場合、家庭があつても病弱で看護してくれぬものがない場合には、これ等のものを凡て家庭に於て保護することは能きない。よつてこれ等の要救護者に對しては院舎に於て保護を加へる必要が生じてくる。

院内救助は被救助者の自由と獨立とを奪ふと云つて非難せられる。殊に、院に於て規則を勵行し、秩序を保ち、遊惰な弊風を禁せんとすると忽ち非難が起る。けれども、かくの如き非難は理

由のないものであるから、秩序や勞働は勵行しなければならぬ。たゞ、それが過酷に陥り殘酷なる訓練となり、若くは非人道的な取扱ひとなることは誠慎しなければならぬ。

院内救助を遂行するに當つて、先づ分類を施さなければならぬ。これまでの如き無差別的收容は到底有効な處置をする所以ではない。養老院などで、よく經歷の甚だしく異つた老人を一室に收容してゐるが、酒飲みで放蕩で手のつけやうがないやうな過去をもつたものと、教養もあり地位もあつたが打ち續く不運のため零落したといふやうな老人を一室に同棲させるといふことは殘酷であり不倫である。よつて院内收容をなすにあたり、性格習慣及經歷等によつて分類を施さなければならぬ。その上現在の性格、習慣、教養によつて區別することは過去のものによつての區別よりも重要である。男女は性別にして別の院舎又は部に分離しなくてはならぬ。殊に、低能な女子や少女を收容する場合には必ずこれを隔離して取扱ひ、かつ、監督を嚴重にしなければならぬ。精神病者や、肺患や、癩病者や、花柳病者はもとより隔離しなくてはならぬ。

院内收容者は必ず一定の勞働に従事させなくてはならぬ。勞働は刑罰としてではなく、健康を保全し、性格を鍛練し、徳性をすゝむる爲めである。勞働にあつては、一年を通じ絶えず作業を與へるといふことも困難であるし、家屋や庭園の修理にあてゝも手が餘るし、その外、これを監督し、それを取扱ふ費用の方が餘計いるから、非經濟的でもあると言はれるけれども、院内收容

者の労働は経済の原則によるのでなく、健康や性格のためであることを忘れてはならぬ。

労働にあたり、健康なものと、病弱なものとを區別し、健康なものには必ず労働を課し、もし肯せざれば警察へ引き渡し、浮浪者として處置しなくてはならぬ。病弱のものに對しての労働は身心の鍛練となり、秩序の習慣をつくる。院内收容は乞食を遮断する一方法でもあるから、院の許可なくして外出し、乞食の行爲ありたるものは、必ず嚴罰に付せなければならぬ。

入院許可にあつては、必ず親近に於て扶養することができるかどうかを調査し、濫りに入院を許可せぬこととする。健全な浮浪人は養老院や救貧院へ收容せずして、労働所へ收容することにする。退院は被收容者の隨意とすることは絶対に許さぬ。酒飲は出たり入たりするが、これは嚴禁しなくてはならぬ。院が矯正せられたと認められたものでなければ放免してはならない。低能婦人を放免するが如きは最も危険である。

院外救助 院外救助とは要救護者及要救護家族に對し、その家庭に於て救助することをいふ。

院外救助は一時的救助若くは部分的救助を原則とする。救助率は法律によつて定められて居るが、それも多く救助吏員の自由裁量に任せられてゐる。よつて、救助吏員はその道に堪能なるものや、素養をもつ者の中より選任せらるべく、他との兼任又は一切合切の仕事の受賣りは避けなければならぬ。院外救助にあつては、施與を重複にしたり、かつ、吏員によつて行はれる個々被

救助者の救助が亂雑粗放に流れ易い。これが爲め、救助を個別化し、一々適正なる救助を遂行することができぬ。ロウ氏によれば、九回重ねて施與をうけて居たものがある。米國ブルックリンの施與は冬期間多くの無爲徒食の徒をつくり、一八七五年の調査によると、一弗の食物及薪炭を配給するに六十仙の分配費を費やしてゐた。この多額な分配費が問題になり、ついに、院外救助は廢止せられた。一八七六—一八七七年にわたり、州慈惠救助協會(State Charities Aid Association)の調査によつて、被救助者は救助を要する故に救助せられてゐるのではなく、他に倣ふて救助をうけてゐることを見出した。

院外救助を可とするものは、院外救助による方法は、家族を維持し乍ら救助をうけることができ、かつ、院外救助は院内救助の如く目立たないので、乞食化の作用が少ないといふ。院内救助は不經濟である。院外救助であると、部分的に救助し、家族が獨立を恢復すれば、忽ち救助を廢止しうるが、院内救助にあつては、全然救助しなければならぬ。その外、總ての貧民や乞食を院舎に收容することができない。冬期には、院舎は満員となり、夏期には、需要は減少するが、これが院外救助であると、自然に調節せられる。その外、院外救助によつては、院内救助に於けるよりも被救助者の獨立自營を恢復することにつくす傾きがある。院内救助に反對する者は、院外救助は自然的で、隣人が隣人を助ける温情をもつといふけれども、それは農村や小都市のことで、

その他では、院外救助は隣人の機能を失ひ、官公吏が機械的に救助に従事する類となる。院外救助は経済で安價であると言ふけれども、院外救助は救助をうけてゐるといふ烙印を付さないため被救助者が多くなり、却つて救助費を増加する結果となる。その外、院外救助が多くなると、労働賃金を低下する虞れがある。

これ等の非難があるに拘はらず、院外救助は文明諸國の法制となつて益々増大するばかりである。我國に導入せられ、既に一道三府三十四縣に實施を見た方面委員制度(エルバアフェルド法)は優良にして卓越する貧民法制で、世界的名聲を收め、好評嘖々たるものがある。方面委員制度は無論院外救助の一形式である。

方面委員制度 エ法による公私貧民救助の合流は他の制度の遂行し能はざるところのことをなす。公的貧民救助は集中的標準的制度の發達となり、中央局や法制を生み出し、それに、法と規範と統一と集中とを與へる。然るに、私的貧民救助は分散的制度の發達となり、地區や地域や、委員や委員會を起す。これによつて、人間より人間への救助は可能となり、救助の個別化は實現せられる。分散なき集中は徒らに形式化し、救助の目標たるべき個別化作用を脱失し、集中なき分散は支離滅裂となつて統一することができない。

貧民救助には⁽¹⁵⁾行政と政策とが要るが、行政を代表するものは委員及委員會であり、政策を代

表するものは社會課や社會局である。方面委員制の解説に關しては左の拙著にゆづる。

1、「方面委員制度指針」

2、「輓近の社會事業」第九章

貧困兒童 貧兒とは一と先づ最小限度の生活資料をうる能はざる兒童を意味する。併し、この觀念は成人貧民には適當であるが、貧兒には妥當ではない。貧兒は單に最小限度の生活資料を得るのみでは人として生存することはできない。それは又一定の教育を受けなければならぬもので兒童は、言はゞ、一定の教育をうくる權利をもつてゐる。一定の教育とは一と先づ義務教育を指すであらう。

棄兒や迷子にして、縦へ、兩親を發見しうる場合と雖も、兩親が道德上非難すべきもので、到底、子供を善良なものとして養育する能力を缺くときには、兩親に於て最小限度の生活資料を與へうるとしても、これを扶助團體に於て保護しなければならぬことにならう。不良兒の場合に於ては、兩親や家庭が不良のために不良兒たることが少くないから、これを兩親に托して親たる義務を繼續させることは能きぬであらう。かゝる場合には、子供を取り上げる權利を設定しなければならぬ。

よつて、貧困にして最小限度の生活資料を得る能はざるもの、一定の教育をうくる能はざるも

の、及び、両親不良にして親たり保護者たり養育者たる資格を缺くものは凡てこれを貧兒として取扱ひ、保護と扶助とを加へなければならぬ。

貧兒にあつては、扶助の程度は單に最小限度の資料を與へることではない。この外、個性を開發すべき一定の教育費を含まなければならぬ。この一定の教育のうちには、一般教育と職業教育を含まなくてはならぬ。この外、貧兒を訓練して、よく働き得るものとなすと共に、よく社會に調和するものたらしめなければならず、なほ、勞働意志をもち、性格を鍛練して、善正有爲なる市民たり國民たるべき能力あるものとして成長發達させなくてはならぬ。貧兒の扶助にはこれ等の費用は凡て計上せられなければならぬ。

参考文献

- (1) Schmoller, Grundriss der Volkswirtschaftslehre.
- (2) Kluncker, Fürsorgewesen, S. 8—9.
- (3) Gillin, Poverty and Dependency, p. 23.
- (4) Spahr, C. B., America's Working People.
- (5) Wyckoff, W. A., The Workers.
- (6) Vorst, J., The Women who Toil.
- (7) Frieman, J. K., By Bread alone.

- (8) Simon, A. M., Pockington.
- (9) Riis, J. A., The Battle with the Slum.
- (10) Poole, E., The Plague in Its Stronghold.
- (11) Betts, L. W., The Leaven of a Great City.
- (12) Woods, R. A., The City Wilderness.
- (13) Booth, C., Life and Labour of the People of London.
- (14) Lawtree, S., Poverty, A Study of Town People.
- (15) 海野幸徳、方面委員制度指針。
- (16) 海野幸徳、軌近の社會事業。
- (17) Briner, L., Die Armenpflege des Kindes in der Schweiz.

二 浮浪人

浮浪人の範類 (1-15) 浮浪人の研究は既に發表せられたものがかなり多い。アンダアソン氏は The Hobo といふ實際調査に基く興味津津たる著書を公にした。

アンダアソン氏によると、浮浪人は、(一)季節的勞働者、(二)移動的日傭勞働者、(三)移動的非勞働者、(四)非移動的日傭勞働者、(五)バムス(bums)の五に分れる。

季節的勞働者の中、節約する習慣のものは働きえない季節にあつても生活して行くが、浪費するものは他の助力なくしては生活することができない。移動的日傭勞働者は鐵道や電車の布設や

製材や收穫作業に従事し、轉々として流浪する。移動的非労働者は何をなすなく、諸所を流轉して、行く／＼食を乞い、あてもなく流浪する。これ等の流浪者は身心の缺陷をもつ者が多く、社會に有益な何の仕事もしない。非移動的日傭労働者は流浪する活力のないものゝやうで、一所に定着し、周圍の人々に調和する能力のないものゝやうに見える。その非移動的なる所以は、既に移動の能力を滅失してゐるので、時にこの種のものには頽齡の浮浪者がある。バムは定着的浮浪人で、安宿にとまり歩き、袖乞いや、他の浮浪人の落ちこぼれで生活する最も下等な浮浪人である。この種類のものゝ中には、飲酒家、藥劑濫用者、頽齡で無能力となつたものを含む。

浮浪の原因 浮浪者の中には、浮浪癖といふが如き個人的原因より來るものがある。この種の浮浪の由來は産業的原因によるのではなく、身心の特徴より來るもの、即ち個人的原因によつてである。ソルレンベルガ夫人(Mrs. Solenberger)は一千人の宿無(homeless men)を精細に記述してゐるが、その中に、啞の浮浪少年について述べてゐる。この啞少年はソルレンベルガ夫人の事務所へやつて來て、セントポールへ送つてくれと頼み込んだ。けれども、夫人は啞少年がそこで何の知己もなく、着いた上で保護してくれるものがないので、その要求を斥けると、少年は言下に、それでは中部イリノイスのある都市へやつてくれと言ふ、それでいけなければ、アイオアへ、又西部のごこかへやつてくれと強請する。この少年はシカゴに僅か三時間居たばかりで、絶

えず、ごこかへ行かなければならぬ衝動をもつてゐる。何もすることがないから歩いてばかり居なければならぬと言ひつゝけた。この啞少年の浮浪癖はその個性より來たものでなければならぬかくの如き個人的原因より由來せし浮浪人は絶えず歩きまわり、巡查に叱られては散り、散つては集り、あちらで物乞いをなし、こちらで立坊をなし、食つたり食はなかつたり、定めかねる日を送るものである。

浮浪人の中には、精神上の缺陷あるもの、低能なもの、癲癩、ヒステリー、神經衰弱、癡呆、豫言者や使徒を以て任ずる誇大妄想狂がある。その外、浮浪人は身體上の缺陷によつて仕事ができぬもの、飲酒や藥劑を嗜み、連續的作業に従事することのできぬもの、頽齡のもの、病弱で貯蓄する程の収入のないもの、勞働意志の乏しいものなどがある。これ等のものは、いづれも、個的缺陷に由來する浮浪人である。

米國には百萬人より三百萬人までの季節的失業者や移動的日傭労働者があるが、これ等のものの浮浪癖は個人的といふよりも産業的である。これ等のものは季節的に失業をする結果として浮浪せざるをえざるにいたる。この種の浮浪人は諸所を流浪して鐵道工事に従事するかと思へば、忽ち去つて、橋をかけたたり、農業に傭はれたりする。これ等の労働者は所謂不熟練労働者で、勞働組合にも所屬しないため、不利な勞働條件を以て勞働に従事してゐる。

災厄によつて、浮浪癖を生ずることも少くない。親と喧嘩をして脱走したとか、妻と仲が悪くて置き去りにするとか、夫がいやで家出するとか、家庭の紛糾した事情から免れるために家を去るとか、犯罪のため逐電するとかといふ類はそれである。それに、無思慮な慈善によつて精神的道徳的廢類を來し、勞働意志を滅失して正業につくを厭ひ、諸所を流浪するに至るが如き、少年勞働をして機械的たらしめ、意志の鍛練を缺くことによつて困難に直面するを避け、安易な仕事より仕事へ轉々するが如き、いづれも浮浪癖を發達させる機縁ならざるはない。これによつて浮浪癖は(一)個人的、(二)産業的、(三)災厄に由來するものなるを知る。

浮浪の矯正 浮浪の矯正については、バグニール氏の「浮浪人」、リヅイエレイ氏の「乞食と浮浪人」、ケレイ氏の「浮浪人の絶滅」、ドウソン氏の「浮浪人問題」に詳しく取扱つてゐるが、ここには、餘白がないから凡て省略しなければならぬ。たゞ、合衆國産業委員の提出せし浮浪人絶滅の國家案とシカゴ案と稱するもの、要綱を列擧するに止める (Anderson, The Hobs, PP 269—279) 國家案左の如し。

- 一、國家的職業紹介制度の確立
- 二、私設紹介機關の整齊
- 三、雇傭の調節、冬期及不況時に於ける公共事業の利用

- 四、失業保險
 - 五、低廉な移動的勞働者を移動せしむる事
 - 六、鐵道無賃乗車の防止
 - 七、勞働者ホテルの建設
 - 八、農地及勞働殖民地の開設
- シカゴ案の綱要左の如し。

(一) 即時實行案

(1) 宿無に對し公設交換所の創設

(a) 目的

- (イ) 登録、検査、分類、取扱を遂行するため
- (ロ) 適當なる機關へ紹介し、救助、身心の恢復、職業的習練、就業、家庭への復歸を促す。

(b) 組織

- (イ) 通信部
- (ロ) 登録

(ハ) 職業的臨床検査

(ニ) 登記局

(ホ) 社会局

(c) 所員

所長、書記、訪問人、社会事業家、醫師、精神病醫、心理學者、社会學者

(d) 交換所に關係する機關

(イ) 市民

(ロ) 傳道會社

(ハ) 慈惠團體

(ニ) 旅行者助力協會

(ホ) 地方團體

(ヘ) 警察

(ト) 裁判所、矯正院、看獄

(e) 分類

(f) 取扱

(イ) 一時的救助を要するもの

(ロ) 衣服の洗濯を要するものは市洗濯所へ

(ハ) 救護團體確定のものは親近より該團體へ。

(ニ) 醫療を要するものは夫々治療を加ふ

(ホ) 身體上の缺陷のため就職しえざるものはシカゴ案により不具者教育を施す

(ヘ) 身體健全なるものにして失業するものには職業教育を施す

(ト) 老齡で身體的缺陷のあるものはオークフォレスト館に收容す

(チ) 就職能力を有するものは職業紹介所へ

(リ) 市交換所の監督の下にあるものは個々取扱ひをなし、かつ恢復後の保護をなす

(ヌ) 矯正不可能なる浮浪者及乞食は矯正院へ收容す

(g) 行政

(h) 諮問委員

(i) 財政

(2) 公設宿泊所の開設

(3) シカゴ市で公設洗濯所及公設浴場を設くる事

- (4) 現存の職業教育を利用する事
- (5) 職業紹介所の機能を増進する事
- (6) 衛生及住宅問題を解決する事
- (7) 浮浪人裁判所を開設する事
- (8) 児童を保護する事
- (9) 社會教育

〔二〕 將來の實行案

- (1) 公設交換所、公設宿泊所、公設洗濯所、及び公設浴場開設のため公債を發行する事
- (2) 不具者、精神薄弱者、就職不能者に對する教育機關としての職業館を開設する事
- (3) 乞食、浮浪人、竊盜等、就職不能者を矯正する目的をもつ州勞働殖民地を開設する事
- (4) 矯正院職業教育部を開設する事

參考文籍

- (1) Béard, La vagabondage en France, Arch. chiniques, janvier, 1898.
- (2) Marie, Les Vagabondage, 1908.
- (3) Pagnier, Le Vagabondage, 1910.
- (4) Deny, Fugues et vagabondage, 1909.

- (5) Riviere, Mendians et vagabondage, 1902.
- (6) Ostwald, H., Die Bekämpfung der Landstreicherei, 1903.
- (7) Anderson, N., The Hobo, 1923.
- (8) Dawson, W. H., The Vagrancy Problem, 1910.
- (9) Flint, Tramping with Tramps, 1899.
- (10) Lanbach, Why There are Vagrants, 1916.
- (11) Lewis, Vagrancy in the United States, 1907.
- (12) Ribton-Turner, A History of Vagrants and Vagrancy, 1887.
- (13) Solenberger, One Thousand Homeless Men, 1911.
- (14) Tully, Beggars of Life, 1924.
- (15) Colcord, Broken Homes, 1919.

三 失業者

失業の意義 就職不能者(unemployable)は仕事がなくとも失業の概念中には含まれない。仕事をなし職業に従事する氣のないものは、縦へ、就職せずとも失業者といふことは能きぬ。就職不能者の中には、浮浪人、乞食、病者、頽齡者、不具者、白痴、低能者、子持ちの母親、犯罪人、監視中の少年少女などが含まれる。失業とは勞働能力と勞働意志を有つものでなければならぬ。勞働能力をもたない就職不能者は失業者たることをえぬ。その上、失業者は勞働意志の所有者でな

ければならぬ。乞食や浮浪人はたとへ職業が與へられても、就職する氣のないもの、勞働意志のないものである。失業者中には、勞働忌避者精神的身體的勞働不能者を含むことはできぬ。失業者は、(一)勞働意志と勞働能力とをもつが、不完全なる産業組織のため職業を見出しえざるもの、(二)季節的日傭勞働に従事するもの、(三)全く仕事を失ふより部分的勞働と部分的時間とを以て働くもの (under-employed, short time men) である。これによつて、失業の限定は左の如くなる。

失業とは、身體健全にして、勞働能力及勞働意志を有つけれども、時の相場による賃金によつて、自己の能力に適する職業を見出しえざるものをいふ。

失業の害惡 失業は單に經濟的困窮たるに止らず、精神的道德的困窮に進む。(一)失業の結果は勞働意志を失ひ、仕事をする氣を滅失するから、それは既に失業政策の對象でなく、救濟の對象となる。(二)規則正しい常時勞働がない場合には、怠惰な習慣をつくり、浮浪人や日傭根生を生じ、自重及自信を失ふ。この二つのない人間は所謂世のあふれものである。(三)不定な収入は正常な生活状態を破り、氣變りや、捨て身となる、(四)かゝる境遇に人となる兒童は營養不良で、道德性發達せず、堅固な性格をえがたく、遊惰な人間となる。(五)失業は飲酒放蕩の習慣をつくる。(六)あてもなく就職せんと彷徨ふときには、道德的廢類に陥り易い。(七)好況時に餘計な賃

金を得ることは單に浪費の惡習をうるに過ぎない。(八)仕事を失ふもやあらんといふ懸念は人類の幸福を削減す。(九)失業の經濟的損失たるは自明である。

失業の原因 失業の原因は、(一)個人的、(二)産業的の二である。

個人的原因は個人より發するもので、疾病、飲酒、賭博、家政紊亂などがそれである。人は平均一ケ年に付十三日疾病に苦められる。クムブマン氏は個人的原因よりする失業を主觀的失業 (Subjektive Arbeitslosigkeit) と稱し、これを左の如く分つてゐる。

(A) 勞働者の無能力より來るもの

1、身體的缺陷

2、精神的缺陷

3、倫理的缺陷

(B) 勞働意志のないことより來るもの

1、一般的勞働忌避

2、任意退業

3、同盟罷業及工場閉鎖

勞働者は一定日疾病にかゝるが、飲酒、賭博、家政紊亂によつても疾病を起す。その外、工場

不完全にして狹隘なるため、住宅不良のため、傷害、教育の不足、任意退業によつて失業を起す。失業の個人的原因に對し、特に労働者に責任なく、社會組織の缺陷によりて惹き起さるゝものは産業的失業である。この種の失業は、(一)産業上の循環的不況、(二)労働需要の季節的變動、(三)自由労働者の存在すること、(四)技術及産業組織の進展による産業過程の變化によつて起るこの種の失業は略クムブマン氏の客觀的失業(Objektive Arbeitslosigkeit)に當る。客觀的失業に對しク氏は左の如き項目を列擧してゐる。

客觀的失業

(A) 労働紹介組織の缺陷により職業を見出しえざるもの

(B) 労働不足のため

1、相對的労働不足(企業家の職を與へざるもの)

a、個人的原因より

b、經濟的原因より

2、絶對的労働不足(企業家の職を與へざるもの)

a、不定期的労働不足

イ、自然的原因より

ロ、社會的政治的原因より

ハ、經濟的技術的原因より

ニ、財流通の障害より

3、定期的労働不足

イ、流行の變轉

ロ、季節的變動

ハ、冬期の失業

(1) ベアリツヂ氏は失業の原因を三の經濟的要因となし、(一)産業組織の變化、(二)産業的機能の變動、(三)労働遊軍の存在を擧げてゐる。

失業の救済 産業的原因より來る失業救済は、(一)公共事業の調節、(二)労働紹介、(三)失業保險の三である。

公共事業の調節は(2-6)救済労働(Notstandarbeit)によつて遂行せられる。救済労働とは如何なる意義のものであるか。救済労働は自由契約によつた労働ではない。救済労働は不自由なもので、労働契約が自由ならぬものである。この場合、労働者は自己の自由意志によつて仕事を選択する能力を失つてゐる。自由労働とは無論自由なる労働契約若くは純然たる營利の目的に向けられた勞

働である。

英國の統計學者ボーレイ博士(Dr. Bowley)によれば、英國では一年僅かに四千萬圓の公共事業の調節を行ひ、これを不況時に適用することゝすれば、この僅々事業費の三%にしか當らないものが不況による商業上の損害を填補するといふ。英國では、戦時不況の際に、學校、病院、鐵道、道路、橋梁、工場及び公園などを修理建設して失業を救済した。我國に於ても大正十四年政府は六大都市に救済労働を施行し、これによつて失業を緩和することゝし、六大都市亦それに従つて動き、今尙ほ繼續事業となつてゐる。

救済労働は都市の財政的結果に關係のないものであるから、それによつて、都市が損害を蒙つても仕方がない。新規事業が都市の財政的負擔を増し、既成事業の遂行が多少都市財政に影響を與へても、そのみを念頭にをくやうでは、救済労働といふことは全然遂行しがたい。救済労働とは社會的及人道的見地から、財政の如何に拘はらず、公共團體によつて貧民以外の自由ならざる労働を以て失業者を救済することである。救済労働は失業政策として妥當であるか否かといふ問題が提起せられるが、救済労働は無論理想的なものではなく、單に補助的の意味のものに過ぎない。

次に、職業紹介によつて産業を緩和する方策が来る。職業紹介は失業救済として、それ相當の

効果のあるものだといふことは明かである。けれども、職業紹介は失業に對して無論萬能でない。職業紹介は職業そのものがない場合には何等有効な失業緩和の手段とならない。職業紹介所は職業のない不況時に職業をつくり出すことの能きものでなく、又労働者の激増する好況時に労働者の供給を増加しうるものでもない。なほ、それは、熟練職工を需要する場合に不熟練職工に職を與へうるものでもない。

英國では、一九二三年、三百八十五ヶ所の職業紹介所があつたが、その効果は微弱なものであつた。我國に於ても、職業紹介所は各地に施設せられたけれども、未だ充分その機能を發揮する程度に達しない。現時の職業紹介所は雇主にも労働者にも充分利用されてゐない。雇主は求人につき紹介所を充分利用しないし、また、雇主は紹介所は不熟練なもの、劣等なものばかりを供給すると考へてゐる。何故、雇主が紹介所を冷視するかと言へば、(一)紹介所に對する無智、(二)それを社會主義的なものと誤解すること、(三)不熟練職工のみを供給するといふ見解、(四)賃金及その他の労働條件を低下することが不可能だといふ見解からくる。

我國の紹介所では、求職者の人格を充分擁護するやうになつてゐない。熟練工と不熟練工を同室で取扱ふ場合には、熟練工の名譽感をそこない、ために熟練工は漸次紹介所より遠かる傾きをもつ。それに、これまでの任意通告制では、雇主は求人を通告する誠意に乏しく、通知の面倒

をとらない。

失業緩和若くは減少策として、失業保険は確かに有効なる一手段だといふことは疑ひない。失業保険には、(一)労働組合による失業保険、(二)補助失業保険の二がある。労働組合による失業保険は、第一、同一の職業に従事する労働者を対象とするが故に失業の真相が明白であり、第二、組合員が全部加入するから、危険率最も多いものゝみ加入するが如きことはない。併し、労働組合による失業保険は組合員のみ限り、組合外の不熟練労働者を救済することができない。なほこの制度にあつては、加入者が全負擔をなす仕組みであるが、収入の乏しき労働者がこれを負擔することは苦痛であり困難である。よつて、失業給與金は自然少額たらざるをえぬ。

この缺點を補正するものとして、補助失業保険が現はるゝに至つた。補助失業保険は自治保険と直營随意保険の二種である。補助失業保険中自治保険は労働組合の失業保険に對し、政府又は地方自治體が補助金を與ふる仕組みである。これに對し、直營随意保険は政府又は地方自治體が保険制度を自營するにある。なほ、補助失業保険の中には、英國の實施してゐるが如き直營強制保険がある。この制度は政府が強制的に労働者を加入せしむる仕組みである。自治保険制は概して好成績を擧げ、それによつて立案せられたメント制度は好評嘖々たるものがある。これに對し、直營随意保険は劣敗であつた。英國の直營強制保険は同國の創案ではないけれども、綿密なる調査により、基礎を築き、障害を除き、よつて以て良好なる結果を擧げるに至つた。

個人的原因より來る失業に關しては、夫々その原因と見るものを除去すべきである。疾病に對しては保健政策を講ずべく、飲酒賭博及家政紊亂に對しては、或は教育的に、或は法制によつて、その缺陷を治醫すべく、狹隘なる貧民住宅は改善さるべく、工場不完全なるものは工場法によつて、その弊害を免除すべきである。

参考文献

- (1) Beveridge, W. H., Unemployment, 1912.
- (2) Meyer, P., Die Notstandarbeiten und ihre Probleme, 1914.
- (3) Bramstedt, P., Das Problem der Beschaffung von Arbeit durch Staat und Gemeinde, 1909.
- (4) Zietsch, F., Kommunale Arbeitslosenfürsorge, 1910.
- (5) Thissen-Trimborn, Soziale Tätigkeit der Stadtgemeinden, 1910.
- (6) Leidig, Die Arbeitslosenunterstützung der Stadt Schönberg, 1911.
- (7) Cohen, J., Insurance against Unemployment, 1921.
- (8) Seager, H. R., Social Insurance, 1921.
- (9) Commor., J. R., Principles of Labor Legislation, 1920.
- (10) Hexter, M. B., Social Consequences of Business Cycles, 1924.
- (11) Cob, G. D. H., Out of Work, 1921.

四 災害 救援

災害救援の研究

⁽¹⁻⁶⁾ 災害救援に關しては、未だ研究されたるものが極めて少なく、たゞ在來の經驗によつて災害を豫防し、救援する窮狀にある。災害救援は今後一個の社會事業分枝として研究を積み、災害社會事業なる一部門をつくらなければならぬ。

大都市と町村との救援 大都市と町村との救援は全く區別して取扱はなければならぬ。大都市の破壊された場合には、單に町村に於けるが如き衣食住の缺乏につきるのではない。すなはち大都市にあつては、封鎖状態といふものが生じ、従つて市民の心理的變化を來す。これが秩序の破壊、流言蜚語、混亂、騷擾、暴動となつて現はれる所以。大都市は面積も廣く、かつ、これに集注する四通八達の交通線が一時に破壊するから、市民は恰も袋の中に蠢動盲動する群集と化し、秩序は忽ち破壊せられ、流言蜚語生じ、混亂とも暴動ともなる。

大都市の破壊は人の流れを全國に送るけれども、町村の破壊は四周の比較的損害の輕きところに被害者を汲收するから最早十數里を隔てた都市には人の流れを感ずること微弱である。但馬の震災では、豊岡城崎の町民は四周の農村に安全に避難し、京都や大阪に避難するもの一日僅々十數名であり、それが僅かに數日續いたに過ぎぬ。北丹の震災に於ても避難者は京都で一日百人以下であり、然かも一週間にして終熄した。

迅速なる救援 救援は迅速を要するが、大都市の破壊にあつては、混亂騷擾の極に達する間にあつて、衣食の配給を行はなければならぬから、配給にも頗る困難を感ずる。然るに、町村にあつては、靜肅に避難することが能るので、周圍の大都市及府縣より集注し來る物資を以て容易に救援の實効を擧げることが出来る。いづれにしても、救援は迅速でなければならぬが、關東、但馬、北丹の災害救助を見ると、漸次救援は整齊し迅速になつたことを知る。北丹の災害に對しては、災害後六時間にして、京都赤十字社救護班遭難地に出發し、八時間を経る三月七日午前二時には大毎救援班が出發してゐる。それに先だち、遭難地附近の海上にあつた驅逐艦は直ちに網野に急航して救助に着手し、これに次いで、福知山聯隊、京都府警察官隊が急行し、三日間にひと先づ救援組織を整へることができた。食物の配給は十日以内に行きわたり、衣服はこれに後ること二三日、蒲團は三週間以内に分配された。

醫藥と食糧 最も迅速に供給しなければならぬものは醫藥と食物とである。醫藥は最先でなければならぬが、これは平時より全國的に救援班を動員するが如き組織を造ることによつて初めて其目的を達しうる。我國の如く災害瀕出する國に於ては、救援團體は平時より災害救助に對し、地方的及中央的組織をつくらなければならぬ。

次に、救療に關しては社會醫學化さなければならぬ。救療は醫療を先決とするけれども、それと同時に、又社會的機能をも表示する。言はゞ、救療は醫學的社會事業である。よつて、この部門は單なる治療より一進して社會醫學的のものとならなければならぬ。食物の供給に對しては、先づ配給すべき罹災民の數を豫算しなければならぬ。北丹の震災にあつては、罹災民は七千六百三十戸、二萬二千八百九十人であつた。かくの如き計算は比較研究によつて豫め設定しうるから、食物を配給するに先ち、救助者數を概算することを原則としなければならぬ。かくて、算定せし數に應じて救助範圍を定めることとする。救助は罹災府縣の力にて足りるなれば一府縣かぎりとし、若し、數府縣の合力を要とする場合には關係近府縣の協力とし、關東震災の如く全國的なるを要する場合、初めて舉國總動員とする。救護範圍の最少限度、被救援者の最小數といふことが救助の原則でなければならぬ。

醫藥及食物の配給は救援諸團體の單獨任意行動とせずして、罹災府縣及都市を首惱として、連絡統一する組織によつて行はれなければならぬ。救援の組織化や救援者及救助地域の最少限度を設定することは、救助の技術の上より必要であるばかりでなく、災害瀕出する國の道徳である。

衣服及寢具 衣服及寢具を迅速に配給することは醫藥及食物よりも困難である。これは輸送機關及道路と關係がある。輸送機關も道路も破壊されたる間にあつて、迅速に衣服及寢具を輸送す

ることは困難である。よつて、最初には寢具よりも輸送容易なる毛布を急送する方が宜いであらう。この外、日用品としての紙、手拭、蠟燭、釘などを供給すれば、第一次救助を完了するわけである。

バラック バラック急造も亦救援事業の中へ加はるであらう。但し、バラックを急造することは建築材料の輸送によつて先行せられなければならぬから、バラック建造は災害一週間後に至らざれば着手困難であらう。よつて、先づ、天幕を急送することとする。北丹の震災直後には、雨害雪害並びいたつたけれども、天幕を送ることを閉却し、罹災民は住むに家なき窮狀に陥つた。

バラックは一と先づ避難する原則を程度とし、その他は、復興事業に移るから、官衙と罹災民自からの責任及負擔となり、社會一般の救援事業は茲に終りを告ぐることとなる。

参考文献

- (1) San Francisco Relief Survey.
- (2) American Red Cross, Manual of Disaster Relief, 1924.
- (3) Deacon, J. B., Disasters and the American Red Cross in Disaster Relief, 1905.
- (4) Burton, Modern Methods of Flood Protection, 1922.
- (5) Russian Famine Studies from the Field.
- (6) Monograph Mines Relief Committee, 1910.

五 綜合社會事業

綜合社會事業に就ては、社會事業形態論に於て既に説述した。社會事業は個々として運営さるべきでなく、一體として運営されなければならぬ。この一體として運営さるゝ主義を採り、これを機關として表示するものが社會局である。社會局に於ては、官公私の各種社會事業を一體として運営する原則を定め、よつて以て、その運用を全ふする。

なほ、社會行政には、監察の作用が要る。我國の社會事業は官公私共に監察の機能を缺いてゐる。但し、社會事業の監察は行政的なるよりも技術的なるを要する。市場は如何に組織せられ運用せらるゝや、職業紹介機關の組織と運用は如何等の如き課題に對しては、技術的監察を以て應ずる外はない。我國に於ける社會事業は紛然雜然殆んど原則と基礎とを缺いてゐる。一道三府三十四縣に施行せられざる方面委員制度を點檢すれば如何。何人もその雜多にして紛然雜然たるに愕き、原則を背後として計畫施行せられたるものなりやを疑ふであらう。市場の設計については、建築技師土木技師の管掌と見られてゐる。たとへば、大都市より視察員を派して京都市に最近建設せられし、中央市場を視察せしむる場合、建築の様式や冷蔵庫及倉庫の建築を視察するを主眼とし、市場の組織及機能には冷然たるものがあるといふ。市場の建築技師をひつぱりまわして、中央市場の建設を目論見ことが流行してゐるといふ。これ等のことは、いづれも社會事業の

無識を物語るに過ぎないだらう。市場は建物でなくして、組織であるから、いかに巧みに市場の建築ができ、倉庫や冷蔵庫が完全であつても、もし市場の組織その當をえざれば寸效もないことは明白である。建築技師ではなく、市場組織家をまつて、初めて生活資料を配分する困難なる施設は開設せられるであらう。

かくの如き現狀に於て、監察の意義如何といふことは明白でなければならぬ。我國社會事業の齊整には技術的な監察制度が要る。

参考文献

- (1) 海野幸徳、社會事業の運営。
- (2) 海野幸徳、社會監察官制度。
- (3) 海野幸徳、軌近の社會事業、第八章。
- (4) 海野幸徳、中央市場の研究。

第三章 保健社會事業

一 病患救護及療養

院内救療 家庭に於ける病患治療を主要なる救療方法として主張するものあるに拘はらず、院内救療即ち病院に於て救療する方法は病患救護方法として重要な位置を占得する。疾病の種類如何によつては病院で治療を加へなければならぬし、外科などの疾患は院内治療を以てする外はない。

官公によつて經營せらるゝ病院の外に、私設團體及び私人によつて經營せらるゝ施療病院及實費病院がある。施療病院は營利醫術と矛盾衝突することは少いけれども、實費病院は營利醫術より指彈せられるを免れない。こゝに於て、醫學の社會化問題なるものが起る。(1)醫術國營論については、ベルンシタイン氏、フュルスト氏、フハンゲンボウム氏、ガブリエル氏、アグリコラ氏、ルングワイツ氏、シャルメル氏、シルチエ氏、ゴウブ氏、ツンデルウイッチ氏等の主張があつて營利醫術は保健醫術に代るべきものたることが唱道されてゐる。ノイマン氏は醫師は普通富める患者を大切にし、これを叮嚀に診察するが、貧しき患者に對しては全然相手にならず、時に生きても死んでも構はないといふ態度であるといひ、レーデル氏は貧富によつて患者の取扱ひを異

にするのは道徳上許すべきでないが、かやうなことは現今の營利醫術には避くべからざることであると言つてゐる。フハイゲンボウム氏は醫術社會化の原因を、一つには、醫師が見かけによらず經濟的に困窮する事實より發すとなし、二には、仁術たるべき醫術と營利とは畢竟兩立すべからざる觀念であり、營利醫術は必然的に道徳律に抵觸するとしてゐる。我國に於ける實費治療は纔かに東京、横濱及大阪に微弱なる例外をつくつただけで、全國的には失敗であるやうに見える。

院内救療の缺くべからざる所以は、外科、傳染病、重患などを一瞥しても解るが、頽齡のもの家庭看護をするものゝない薄倅者、宿無等に對しては、如何にしても、院外救療を遂行することはできない。

施療を受くる貧民や、乞食や、失業者は身體的缺陷をもち易いものであるが、これ等の病患を收容するものは一般病院である。全科の病患を一病院に收容するのが、一般病院である、最初は多く一般病院によつて救療をして居たが、これが部に分れ、遂に全く別個の病院に發達して行つた。すべての患者を一般に取扱ふことはできぬところから、これを別々に取扱ふことゝなつた。病患の種類に應じて病院の構造も設備も異はなければならぬから、これを部に分ち、更らに完全化して分科病院とするのである。

傳染病は無論危険であるから一般病院より分離しなければならぬし、精神病亦然り。それに花

柳病患者の保護や、それが無辜のものや小兒に傳播する危険を防止するには特別な花柳病院が要るし、結核には結核患者收容所、癲病には癲病收容所が要る。その外、母親病院 (Maternity Hospital) 若くは産院といふものも要るであらう。貧民窟や細民地域では、到底、病患を治療するに足る住居も設備もえられないので、貧乏な母親を保護するためには、特別な母親病院をつくらなくてはならぬ。

これ等の病院は官公に於て經營するを最も適當とする。大阪の市民病院はこの種の模範的なものである。私設病院は寄附金や官公よりの補助金で經營せられるが、その支出の一部分は實費若くは一般患者の收容によつて補はれる。いづれにしても、我國の如く子孫に美田を買ひ、社會奉公の念に乏しき國柄に於ては、施療及實費病院の維持經營は困難である。我國では、大學や研究所の炎上に對し、書籍及研究費を寄贈する習慣まことに微弱であつて、烏有にきした大學や研究所の恢復は至難である。これが米國あたりであると、幾千萬時に幾億の巨資が一時に放資せられるから大學や研究所は時に容易に恢復の機運に向ふ。我國の如く子孫に讓渡する習慣が悪るいといふのでないが、今一層社會奉公の念を養成したいものである。

病院の經營には經營の才を第一とし、それに醫術の素養と、病者を慫む血と涙との性情を兼ねもたなければならぬ。これ等の人々の一團によつて組織さるゝものが理事會である。理事は名譽

職で無報酬である外、時に經營の困難にあつては、私財を投じて、これを救ふ程の義狭と社會奉公の熱情を有たなければならぬ。但し、理事の職能は總括的の經營及監督であつて、院の行政にまで立ち入らぬことを原則とする。病院の經營は財政と、經營と、醫術と、看護の四事業を統括することであるが、この四事業に對し、いづれも優秀なる才をもつものは少ないであらう。この外、理事は世狀に通じ世路の艱難を體驗し、實際的判斷力に富んだものでなければならぬ。然らざれば、徒らに細事に拘泥し、所謂箸の上げ下ろしにまで干渉し、全く部下の醫師や看護婦や事務員を去勢して無能なものにしてしまふであらう。

院長は病院の經營と治療とを總理しなければならぬ。院長は醫師たるべきか素人たるべきか。これは經營と治療との特質を考へれば直ぐ解る。經營とは財政、材料購入、部下の統率、諸種の支拂などであるが、技術家たる醫師にして、よく、外務、内務、大藏の手腕を兼ねるものは乏からう。またその時間と興味もないであらう。よつて、經營は素人を以て充つる外はない。ところが、我國では院長と言へば直ちに醫師を連想する。醫術に關しては素人は無論何等客談すべき能力も權能も有たない。よつて、これは醫師を以て充てなければならぬ。すなはち、醫術長は醫師である。但し、經營長と醫術長とは彼此提携し、一體として經營に當らなくてはならぬ。經營長と醫術長とは兩々一長一短があり相補充することによつて、初めて完璧たることができる。經營

の能才たらざれば病院を維持することができず、醫學の雄たらざれば患者の信用なし、兩者は兩補充することによつてその目的を達しなければならぬ。

院外救療 院外救療即ち家庭に於て病者を救療することも院内救療と共に行はれる。貧病者は貯蓄なきにより、醫藥をあがなうこと能はず、また、その稼高のうちより治療をうける餘裕もない。かゝる貧病者に對しては家庭へ醫師を送り、救療に従事せしめなくてはならぬ。

院外救療に従事する醫師は救療者であつたり、若年の醫者であつたりする傾きがあるから、醫師の選擇を嚴重にし、適當なるものを任用しなくてはならぬ。但し、良醫を任用するにはそれ相當の豫算をくまなくてはならぬ。それに、院外救療事業の實行には必ず監督醫がおり、たえず指揮し監察するを要する。

私人及私團體の救療事業は院内と院外救療とを問はず必要である。この種の補助作用は救療をして一層効果あらしめる。善心な男女の訪問は患者を慰め、喜ばしめ、氣力を恢復させる。枕頭に飾る花は同情の表示と共に病者の氣力を恢復させる。それに、これによつて、たよりのない不自由勝な貧しい病人の雜用を辨じ子供の世話や保護ともなり家庭整理の一端ともなる。私的救療團體からは、家具や勝手道具や、氷函や、手拭や、シイツや、枕や、眼鏡や、義足義手までが贈られる。それに、法話や、祈禱や、手紙書きまでにも及ぶ。懇切に貧病者の痛苦を軽減せんとす

ることは、私的救療事業の特長である。かくの如き補助作用を通じて、如何程救療事業が効果を増大するかわからない。

療養 病者が長き重き疾患よりやつと恢復したばかりで、再び業務に服し、活動するといふことは能きない。それで、富めるものは、病後療養として海邊に遊び、温泉に行くが、下層階級や洋服細民にはそれができない。これ等の人は病氣が治れば直ぐに働くので、未だ充分恢復しない身體は害はれ易い。病後にあつては、身體衰弱し歩行に堪へず、筋肉衰へ、神経たかぶり、心臟が弱い。よつて、健康の充分恢復せざる間に、勞働すると、健康を顛覆して取りかへしのつかざることゝなる。

病患治療には直接なる治療と共に、病後療養が必要である。この要求に應じて、官公團體、私團體及び工場附屬の療養所、養生院が開設せられる。

施療所 貧困な、然かも、治療のため病院へ通へぬ程重患でない貧病者を病院へ收容することは不經濟でもあり、かつ、其必要もない。これ等の患者を外來として施療するもの即施療所である。施療所へ來るものは、無論醫藥の資なきものであるが、時々、醫師社會から施療は醫師の生業を脅し、それを妨害するものだといふ非難をうける。實費診療に對しては醫師の斷乎たる反對があるが、施療も亦全然安全圏に脱出することはできぬ。施療と云つても、無思慮なものど細慎

の用意を以てするものは異つてゐる。

無思慮な施療は無組織な慈善と同じ結果を齎すもので、乞食化の作用を免ることはできない。一度び、無思慮な貧民救助の實景に接したものは、轉た道德的心理的廢類の慘憺たるに愕かざるをえないだらう。無思慮な施療の結果もそれと大同小異である。併し、細心の用意を以てする施療を非難することはどこまでも失當である。營利醫術といふものは、經濟的矛盾と道德的矛盾とを有つもので、貧病者を冷遇したり、餘分の藥品を渡したり、無用の治療をしたり、故意に投薬期間を長からしめたりする。これは醫師の陥り易き不道德である。もし、醫師にして、この種の心理より施療を非難するのであつたら、かゝる非難は現時の道德及人道的觀念に反するものとして排去しなければならぬ。紐育の慈善組織協會が施療患者について調べた結果によると、千五百の施療患者中、四分の一は支拂能力のあるものであり、四分の一は故意に住所を偽り、二分一が支拂能力なきものであつた。よつて、この場合、約半数は無思慮な慈善となり、醫師の非難は正當となる。かゝる施療は通常有り勝ちのことで、世に謂ふ施療といふものは多くこの種類の非組織なものである。施療にまつわる詐偽を防止するため左の手段を採るべきである。

(一) 何人も支拂ふことの能きる小額の藥價を徴收すること、支拂ひうる限度の金額を提供させること。

(二) 抜き取り検査をなすこと

(三) 疑はしき者のみを査察すること

(四) 姓名、職業、収入を記入せしむること

(五) 虚偽の申立をなし、施療を受けたるものに對する罰則をつくる事

かくの如き用意の一或はそれ以上を併用して、詐偽を防止するのであるが、醫師は施術の外に調査の餘裕がなく、また、急に診療を乞ふ患者を入念に取り調べるといふことも能きぬ。で、これは特志者及特志團體の分擔となし、疑はしきものは凡て調べることゝなすべきである。これは取り分け、方面委員の分擔として好個な仕事である。併し、施療は普通人の堪へがたきものである。それは、汚辱が附隨するから、詐偽も思ふ程多いものではない。施療患者として診察室に待ち合す羞耻、雑沓の中に自他共に視察さるゝものとして恥ぢらい合ふ不快、看護婦、藥局までが施療患者として取扱はう冷遇など、到底普通人の堪へうるところではない。

急救治療 負傷、毒物嚙下等に對しては悠々醫師を迎へ、病院に送る餘裕がない。下肢挫滅傷の一患者を取扱つたある急救者は、肢部動脈を壓迫するに手拭に包める青柿を以てし、その上を纏絡緊迫して、巧みに大出血の危険を防ぎ、一命を取り止めたといふ。これ等不時の遭難、負傷、出血、深夜の急患を急救する施設は缺くべからざるものである。現時に於ては、赤十字及私設團

體の中この種の急救治療に従ふものが少くない。我國赤十字では、急救函を設け、簡単な藥品を常時用意してゐる。

公設浴場 ゆあみとは身體又はその一部が一定時間、液體、半液體、瓦斯、日光、電氣に接觸することをいふ。通常、液體殊に熱水、温水、冷水に身體を浸すことがゆあみと解されるが、ゆあみの意義はそれよりも廣い。

ゆあみの目的は、(一)清潔のため、(二)健康保全及促進のため、(三)疾病豫防及治療のためである。

公設浴場は以上の目的に向つて用ゐられ、一般國民の保健政策の一端として用ゐられる。病者の治療及療養には沐浴が要る。我國にも、都市及地方に公設浴場が設けられ、かなり注意をひくところの社會施設の一となつた。けれども、その經營方法は未だ甚だ拙劣なるを免れない。公設浴場に關しては拙著「輓近の社會事業」第十三章を通讀せられたい。

林間學校、夏期殖民 夏期殖民とは市街地より遠出をして、山間或は海濱に兒童を集め、數ヶ月間保養することである。市街地の附近に設けらるゝものは市街殖民である。夏期殖民と市街殖民との目的は同じであるが、その取扱ふところの兒童が異ふ。市街殖民では、市街を遠く離れて療養する程身體の悪い子供でなく、たゞ薄弱、虛弱といふ程のもので、純良なる牛乳を與へ、

新鮮なる空氣によつて保養せしむるに對し、夏期殖民では、弱い體質の子供で、貧血症とか、營養不良とか身體の衰弱する者とかを、山なり森なり海濱なりに送る仕組みである。更らに、體質の弱い腺病などの病兒は一層有効にこれを治療せしむるため保養所としてのエルホールグスタチイオンに送る。

夏期殖民は子供のローマンチックな性同に満足を與へる。そこでは、山麓や原野に天幕を張り、自然人の生活をする。文化の過重に苦める人の子は曾て原始時代に味はつた放浪、狩獵、食物調理、家屋建設などの本能を思ふ儘に活かせることが出來ぬ。山や森の探險は如何に面白きかな。探險、偵察、徘徊、放浪は窮屈なる都市に於ては實行することが出來ぬ。夏期殖民では子供は面白き夢の見つけであり、快く目さめ、面白く歌ひ、愉快に徘徊冒險する。野も山も河も指呼のうちにある。木も草も花もいたるところ子供を迎へて居る。

この子供の感情を訓練することは學校に於けると同様な性格造成となる。子供の性格を造ることは教育の目的であるが、夏期殖民では子供の感情に自づからなる統制を與へるので、それは極めて有効なカラクタビルディングとなる。殖民地から、星の閃きや、大地のうす暗く天に吞まれる光景が子供に逼り、自づと、宗教的感情を與へる。郊外に住むと、このことが經驗せられる。電車や汽車に別れてから夜の道はくらい。併し、美しい山や原がうすぼんやり行く手に立つて居

る。懐かしい山だ、原も森も俺れのものだ、家はもうちきだが、山と森と原と暗き光景、何だか
氣味もわるい、そこへ、宵の明星が燦として眼を射る、不知不識、合掌して、祈りつゝ、門へと
急ぐ。かう云ふ感情は夏期殖民の與へる宗教的氣分で、これによつて、學校や都會で與へ得ない
感化を與へることができる。

夏期殖民では、魚を捕へたり、野原に隊をつくつて行進したり、獲物をたづねたり、舟を漕い
たり、火のまわりで食事をしたり、近代的には、チイ・バアテイを野外に張つたり、寫生をし
たり、唱歌を合唱したりすることが出来る。夏期殖民は詩の殿堂であり、神の訪づれ給ふ聖域であ
る。懐かしき自然と朝な夕な暮すのだ。電車の響き、汽車の轟々も、あのいやなまがいで萬事競
争することもこゝにはない。子供は自づと伸びくしてくる。なせ、斯の如き結構な事業が社會
施設の中へ織り込まれぬのだらう。

夏期殖民の實行は左の方案に則るべきである。

(1)、適當なる位置を撰擇する事

この項目のうちには、(イ)水の供給豊富なるを要し、なほ、噴水の設備あるを要す、(ロ)森や
木が必要だが、それは又薪炭用、風や雨やその他の遮蔽用にする。(ハ)運動及遊戯用の土地がい
る、(ニ)食料用としての農地若干、(ホ)牛馬、その他の家畜。特に愛育する兎鼠などの小屋、(ヘ)

總ての障害より遮蔽せらるゝところ。

(2)、衛生上の設備を完全にすること

(イ)新鮮なる飲料水を要す、(ロ)汚物廢物の始末を迅速に遂行する、(ハ)起居する所の乾燥な
こと、(ニ)蚊ダニ等夏期の虫害を防ぐこと。

(3)、住居

住居は簡素で、原始的であるのがよく、たゞ、雨露を凌ぐに足れば宜い。寢臺や寢床は矢張り
簡素であるが、快適な睡眠をとり得るが如く心地よきものたるを要する。

(4)、臺所

臺所を完備するといふことが夏期殖民には缺くべからざる要件である。臺所は通風採光のよい
もので完全なる設備がある。無論什器などの贅澤を意味するのではないが、衛生上完全を期す
ことを目的としなくてはならぬ。

(5)、遊戯

(イ)運動器具の備付を要する。これは餘暇のある場合、身體を練るために使ふ、(ロ)遊船や
競漕用のボート、それに水遊びに用ゐる器具一式、(ハ)その他、室内及室外遊戯の器具は何くれ
どなく備付けなければならぬ。

(6)、手工

手工用の工具一式を備付け、大工、左官、木工などはたらきをやらせる。

(7)、小圖書館

一つには遊戯用として、二には學習用として簡易圖書を備付ける。新聞雜誌も善良なものを備付けて置く。尤も善良な圖書を撰擇することは至難で、目下我々の送迎する雜誌は何れも商業化し卑俗の極をつくしてゐる。よく賣れるのが却つて宜敷くないと云ふ有様、よつて、これ等のものは嚴選に付することゝする。

(8)、夏期殖民の方法

夏期殖民では一定の目的をもつた仕事を遂行することに努力させる。その上、努力の結果は必ずこれ／＼の結果が生ずることを知り得るやうに仕組むことゝする。

(9)、精神的感化

精神的感化を及ぼすが如き唱歌會、お話會、修養會、精神講話などをやり、子供の情懷を涵養する。殊に子供の間に傳習といふものをつくらせる。この傳習は野外に於ける傳習であつて、電車や荷車の間に發達した都會のものとは異つて居る。この子供自身からの間に發達した傳習といふもの程子供の行動を有効に支配し統制するものはないから、この傳習を善良なものとして發現

し來るが如く善導しなければならぬ。

次に夏期殖民のモットーと云ふものが四ある。

- (a)、眞實を語る事
 - (b)、理窟を言はずにハイと従順に動作する事(不服なら理窟は言ふことをきいて後述せさせる)
 - (c)、仕事を精きり一杯やる事
 - (d)、善いこと好きな事は凡て他の子供と共同たる思想をもつ事。
- 子供を善導し、善良なる傳習をつくらせるに左の三がいる。

(a)、集團的獎勵

(b)、成功による獎勵

(c)、失敗による獎勵

成功したものは凡て獎勵するやうにして行く。さすれば、上長の允許によるものを良いとして、それを傳習に仕立て、行く。一度、この傳習が發達しさへすれば、一人二人の子供を支配するのではなく全體のものがそれに従順に服従する。失敗したものは、これは悪いぞと誠めて回避せしめ、これらを傳習のうちへ織り込ませないやうにする。尤も有効な獎勵は集團的なものである。集團心理を利用して獎勵を加へて行き、トラディションを發達せしむる。

これによつて、大略夏期殖民の方案を描寫したであらうと思ふ。夏期殖民は何であるか、未だこの社會福利事業は一般に理解されて居ないやうに見える。随分新奇なものを追ふ習慣であるが新奇なもの必ずしも良いものとは言はれぬ。各地方の社會事業形態の意識に基く仕事でなければ凡て良いとは言はれぬ。

林間學校は數週間山間又は海濱で簡單に療養するといふやうなものでなく、長く治療しなければならぬやうな病弱兒に對し、戶外で療養せしむる仕組みである。名は林間學校であるが、必ずしも林間に於て保養するのではなく、空地でも、公園でも、この種の兒童に健康を恢復するもの即ち林間學校である。

林間學校に就ては拙著「兒童保護問題」第一章を参照せられたい。

兒童交換 現代人の生活は多く都會生活である。人類の都會生活は悠久なる歲月に比し瞬間に過ぎないから、自然生活は今尚ほ人類の興味と憧憬の焦點になつてゐる。山の緑を見、小川の囁きに聽き、蝶や蟬を追ひまわし、田圃の間をぶら／＼して蝌蚪や水すましを掬ふなど、これ等のことは子供の感興に織り込れてゐる人類の遺産である。然るに、都會生活をなす子供は絶対にこれ等の事に恵まれてゐない。これを救ふ社會的一手段を兒童交換といふ。

兒童交換にあつては、都會と田舎とに交換會を設け、都會の兒童交換會の會員は田舎の交換會

會員の家庭に寄宿し、田舎の子供は都會の交換會員の家庭に入り込み、平常夢にのみ見る都會と田舎とに兩々移り住み、一は自然、他は人爲の恩恵に浴する仕組みである。

獨逸伯林では、一九〇〇年代に兒童交換を始めたが、兒童交換はコッペンハーゲンでも盛に行はれ、夏期に一萬人づゝの兒童を都會と田舎との間に分配してゐる。

参考文献

- (1) Feigenbaum, S., Die Tendenz zur Sozialisierung der ärztlichen Hilfe, 1923.
- (2) Gabriel, Die staatliche Organisation des Aerztesstandes, 1919.
- (3) Sier Somlo, Aerztestreik und Aerzterfrage, 1909.
- (4) Agricola, Sozialisierung der ärztlichen Hilfe, 1919.
- (5) Gaupp, Die zukunfftige Stellung des Arztes im Volke, 1919.
- (6) Landvogt, Hygiene als Staatsmonopol 1916.
- (7) Burdett, H. C., Hospitals and Asylums of the World.
- (8) Shrady, On Dispensaries.
- (9) Hurd, Hospitals, Dispensaries and Nursing.
- (10) Thompson, W. G., Training Schools for Nurses.
- (11) Mitchell, Suggestions as to Hospital and Asylum Visitors.
- (12) Henderson, Dependent, Defective, and Delinquent Classes.

(13) Queen, Social Pathology.

(14) 海野幸徳、晩近の社會事業、第十三章、公設浴場。

(15) 海野幸徳、兒童保護問題(京都内外出版株式會社發行)

二、乳兒及母親保護

母親保護法 兒童死亡率減少問題に關し、その減少を圖るには母親の保護を前提とする。大正八年ワシントンに開催せし第一回國際労働總會に於ては、産前産後の婦人を保護するため、六週間の就業禁止と、休養中の扶助と、就業時間中一日二回三十分の哺乳時間を與ふる希望案を決議した。こえて、大正十年十月、ゼネヴァに開催せられし第三回國際労働總會に於ては、農業労働に備使さるゝ婦人労働者に對し、同様な産前産後の保護を與ふべき勸告案を決議した。

いづれの國に於ても、労働婦人の幼兒死亡は他の階級婦人の幼兒に比し大であるが、これ母の労働のため、幼兒の保育が充分に行きとかない結果である。かつ、母乳を以て保育するを要する時期に於て早く母親より子供を引き離し牛乳などで代用するので、自づから死亡率が高くなる。母親の過度な労働と、營養不良と、休養の不足とは國民保健上大なる關係がある。文明諸國の労働者保護法は工場法及その他の法令によつて國民保健の取締を勵行し、女子及年少者備用に關する條件及制限を設けてゐる。我國に於ては、工場法によつて産婦に關する保護の規定を設く

るに過ぎず。主務大臣は産婦の就業につき制限又は禁止の規定を設くるを得、産後五週間を経過せざるものを就業せしむることを禁ずることが定められてゐる。但し、産後三週間を経過するものは醫師の保證ある場合にかぎり業務に就かしむることができると規定してゐる。

妊産婦保護 獨逸では、改正母親保護法によつて、既婚及未婚産婦を保護すべき統一法が設けられた。我國に於ては、工場法によつて産婦に若干の保護を加へてゐるが、近時、府縣及町村に於て、妊産婦保護に向つて産院及産婆を特設してゐるものがある。大阪府方面委員聯合會では、妊産婦及乳兒保護を目論見、貧困な妊産婦に助産の決議をしてゐる。仙臺市及八王子市も亦貧困なる妊産婦に保護を與へ、或は無料助産をなし、或は自活し能はざる妊産婦を保護することを規定してゐる。

獨逸では、被保險婦人は産後六週間の保護をうけ、一年一萬五千マルク以下の年収者に對して、子供一人に付千五百マルクの補助を與へることを規定してゐる。

産院 産院に於て分娩するの安全なことは自明である。獨逸プロイセンでは、一九二三年の統計によると、一九一三年には六十六の産院があつて、三千百八十二のベッドがあり、一九二一年には、それが九十に増加し、ベッドの數三千八百二十四に及ぶ。歐洲大戰前より産院に於て分娩する率が増加して來たが、それでも、一九一三年には一二〇九三八五の出生の中、四三〇四九が

産院で生れ、一九二一年には一〇〇一四七三〇出生中五六二八三が産院で分娩せられたに過ぎない。即ち一九二一年に於ても、僅かに全出生数の六%が産院で分娩された。エンゲル氏によれば、分娩に都合のよい条件をもつてゐる産院が設けらるれば、産院で分娩する率は増加する。ドルト・ムンドでは、一九二一年に於て、一四%の既婚婦人より生れたものと、五三・一%の私生兒が産院で生れた。

我國では、最初の無料産院は明治二十四年開設せられたドクトル佐伯理一郎氏の京都産院であつたが、それに次ぎ、醫學博士木下正中氏を理事長とする賛育會本所産院開設せられ、大正九年四月にいたり、最も完全なる公設産院が大阪市によつて創設せられた。

産院の外、近時、産婆、特に巡回産婆制を創始するものあり、京都府では、大正十二年巡回産婆制を設けた。

貧困産婦の中、不良住宅に住むもの、子供の多いもの、労働婦人で適當な住居をもたぬもの、また、特別なるもので、院内取扱ひを要するものは、いづれも産院で分娩させる外はない。産院は國家、地方廳、又は、都市に連繫し、或は大學病院、産婆組合などに關係して開設せられるが、いづれにしても、分娩後九日より十四日間まで取扱ふを常則とする。けれども、私的團體によつて取扱はれるものは、通常それより長く保護を加へ、時に獨身婦人に對しては一ヶ月にわたつて

保護する場合もある。

家庭保護 分娩の期間に於ては、家政は見棄てられ、子供は打ち棄てられる。よつて、産婦の院内保護も必要であるが、院外保護はそれよりも及ぶ範圍が廣く、その必要の度は決して院内保護に劣るものでない。家庭保護に對しては、公私團體より家政婦若くは看護婦を派出し、家庭の整理、子供の監督に任せしめ、また、産婦の衛生相談にも與る。家政婦は、先づ、子供の世話や、家庭の雑事の處理に任ずるが、能きるだけ産婦に代つて家政を整へ、所謂後顧の憂なからしめ、産婦を静養せしむる。かくして、貧産婦と雖も、家内の仕事や勞苦や子供の世話より免れ、休養の實をあげ、身體の恢復を圖ることができる。

母親教育 育兒に關し、母親の啓發を促進するため、乳兒保育に關する記事を載せた文書を配分することも一方法であるが、この方法はあまり効果がない。それに文字の讀めぬ文盲にはこの方法を採用することができぬ。よつて、一般には兒童衛生展覽會及びそれに附帶する講演による啓蒙が有効である。この種の母親教育は大正十二年以來、我が社會事業界が私の所謂特殊的分縣的社會事業時期に進入してから、各所に流行した。殊に兒童愛護運動がこの期間全國に普及し、それによつても兒童衛生展覽會若くは衛生講演が行はれる傾向を生じた。京都府では大正十三年五月十五日より向ふ一週間兒童衛生展覽會を開催したが、この期間入場者三萬三千五百に達した。こ

れに附帶せし講演會に出席せしもの三千六百人、活動寫眞を觀覽せしもの二萬六千七百人であつた。一週間内にこれだけの人々に兒童愛護及保育の思想を注入しえたことは無論成功である。展覽資料としては、第一部、結婚、妊娠、分娩とし、第二部、保育、衣服、食物、住宅、疾病手當、齒科、信仰と兒童愛護とし、第三部、玩具とし、第四部は兒童保護施設及その他に充てられた。この外、高等女學校及び補習學校に對し育兒に關する科目を導入し、組織的に母親たるべきものを教育する必要がある。

兒童死亡率 兒童の死亡は多く一歳以下である。ベルブ氏によれば、アメリカの登録洲に於ける兒童の死亡は一九〇〇年に於て一千人中一五九・三であるが、これに對し、一歳以上の死亡は僅々一四・一%に過ぎない。

兒童死亡原因として擧げらるゝものは、(一)男性と女性との割合、(二)嫡出子と私生兒との割合、(三)出産の數、(四)死産の數との關係、(五)出産の手當、(六)結婚時の妻の年齢、(七)貧困及社會狀態、(八)都市及田舎、(九)既婚婦人の家庭外勞働、(一〇)家内及都市衛生、(十一)住宅の狀態、(十二)母親の無智である。

兒童の一歳以下の死亡はそれより類齡にいたるまでの死亡總數の十一倍にあるから、死亡率減少といふことは一歳以下の兒童死亡率の減少といふことになり、兒童死亡率は一個重大なる社會

問題であると言ふことになる。

私生兒 私生兒の率はどの位あるか正確に決定することは困難である。一九二〇年に於ける米國の調査によると、カンサス、ネバタ、南ダコダでは一%の十分の七であり、ミソリイでは三%である。都市は田舎よりも私生兒が多い。紐育では一・一%、カンサス市では一三・六%である。一九一五年に於ける全米國の私生兒數は三五、〇〇〇人である。歐羅巴の私生兒數は米國よりも數字の上では多いが、これは米國側の統計が不完全であるからである。歐洲大戰前和蘭では二・一%、サキソニイでは一五・五%、バーミンガムでは二・六%、ストックホルムでは三・三五%であつた。

カムメレル氏によれば私生の原因は、(一)境遇の悪いこと、(二)惡友、(三)娛樂の缺けたること、(四)教育の缺陷、(五)家庭の悪いこと、(六)早くより男女關係をもちしこと、(七)身體的缺陷、(八)性的刺戟を受けしこと、(九)誘惑されたこと、(一〇)性的異常、(一一)精神的缺陷、(一二)遺傳的缺陷、(一三)強姦、近親姦淫などである。

私生兒は身體的に、精神的に、經濟的に、法律的に、乃至、社會的に損害を蒙る。私の知つてゐた一私生兒は世に最も悲むべきことは自分の私生兒だといふ一事であるといふた。私生兒は公生兒の二倍若くは三倍の死亡率をもつてゐる。これは生後私生兒が虛弱なためでなく、出生中及

後に於て凡ゆる社會の冷遇を受けるからである。それに、その中二〇%は出生後一ヶ月以内に生母と別れ、生父の中、六〇%より八五%までは養育に任せず、經濟的に困窮し、法律的にも社會的にも冷遇をうけながら成長する。

私生兒の原因たる私通及それによつての私生兒の出生は防遏されなければならぬ。これに對して、現代人は今日以上の人類生存の合理的思想と法案とを有たなければならぬ。私生兒防遏の手段としては、娯樂の普及、精神薄弱者の統制、性教育、不幸及困窮に沈論するものゝ救助を含まなければならぬ。

里子 里子の處遇については、里親に對し、里子を調和させること、融和させることが先決である。一時預りの場合には單に里子を里親に調和させれば宜いが、養子とする場合には、これを里親に融和させなくてはならぬ。里子を預ける適當な家庭を見出すことは困難であるから、もし適當な家庭がない場合には、更らに新家庭を捜し出さなければならぬ。里子は容易に新たな境遇に適應することができないものであるし、もし養子とする場合には更らに進んで家風に調和させなくてはならぬ。家風に調和することは徐々成し遂げらるべく、親も子もその間忍耐して徐々感情の發達成熟をまたなければならぬ。

我國では、里子救済は未だ完備しない。大正十三年以來、京都府では里子調査を開始したが、

未だその救済に着手せしを聞かない。

兒童健康相談所 兒童健康相談所は佛蘭西が元祖で、獨逸では一九〇六年の開始である。一九〇三年には米國に擴がり、それより、和蘭、瑞西、奧太利、露西亞、西班牙、丁株、諾威及瑞典の諸國に蔓延した。

我國では大正八年七月最初の兒童健康相談所が大阪市によつて企畫實現された。大阪市相談所では、醫學的相談と教育的相談及家庭的相談を行ひ、設備頗る整ひ、模範的たる聲譽をえたが、事のこゝに至りしは、當時の兒童課長たりし三田谷啓氏の畫策指導宜敷きをえた爲めである。後に三田谷博士は自づから阪神間芦屋に健康相談所を開始經營し、更らに兒童教育院を開きて、兒童界に盡瘁せられつゝある。大正九年には静岡コドモ相談所、九大醫學部健康相談所、十三年には愛國婦人會健康相談所の開設を見、大正十三年末には全國にわたり七十個所の健康相談所の開設を見た。

健康相談所は治療所にあらずして、相談所であるから、診察はするが治療や投薬はしない。この二つの機能及使命は全然異つてゐる。が、我國では、これを混同する結果、治療や投薬をなさざる相談所は門前雀糞を張るを免れない。よつて、まづ、健康相談所の意義を周知せしめ、その機能及使命について啓蒙することが前提である。

健康相談所では、児童の健康及疾病を検査診断し、母親教育を施行し、看護婦をして家庭訪問を行はしめ、育兒上諸般の諮問に應じ、かつ指導に任ずる。

相談には任意相談と強制相談とを併用しなければならぬ。労働婦人及下層階級にあつては、育兒の何たるか、子供の愛護の何たるかを知らぬものが多いから、これ等の婦人に對しては強制相談を採る外はない。

健康相談所に關しては拙著「児童保護問題」第九章参照せられたい。

児童保護機關 児童の保護を遂行するためには諸種の保護機關が要る。乳幼兒に對しては主として生理的保護を與ふべきである。乳兒院及托兒所は主として生理的保護の機能の上に立つてゐる。托兒所は屢々前學校教育機關たる幼稚園と混同されてゐるが、幼稚園は主として教育的であり、托兒所は主として、生理的保護所でなければならぬ。併し、児童の年齢が加はれば加はる程、教育的たることを要するから、托兒所と雖も、教育的意義を帶ぶることは避くることができない。乳幼兒の保護は生理的であるが、それ以上の児童は教育的であり、それが後に、衛生的意義を加ふるに至つたといふ順序である。院内保護は傳染病の蔓延を遮断することが能き、皮膚病の感染を防ぐことができるけれども、乳兒に對し、自然的養料を與ふことは困難である。

参考文献

- (1) Tugendreich, Oeffentliche Kinderschutz, 1912.
- (2) Tugendreich, Die Kleinkinderfürsorge, 1919.
- (3) Gottstein, Die Organisation der Kleinkinderfürsorge in der Gemeinde.
- (4) Keller-Kluncker, Säuglingsschutz und Kinderfürsorge, 1912.
- (5) Kruse-Seler, Die Gesundheitspflege des Kindes, 1914.
- (6) Ashby, Infant Mortality, 1922.
- (7) Mangold, Child Welfare.
- (8) Kammerer, The Unmarried Mother, 1923.
- (9) 海野幸徳、児童保護問題。
- (10) Bloch, Die Prostitution.
- (11) 三田谷啓、學童保健。

三 花柳病及飲酒の防遏

花柳病の撲滅 淫賣とは特定せられざる異性に對し、營利的目的を以て一時的に性慾の充足をなすことを意味するが、現代の如き過勞文明若くは新中等階級の發生によつて獨身なる青年が多い時期に於ては、花柳病の蔓延甚だしく、従つて、いづれの文明國に於ても花柳病防遏は大問題になつてゐる。いかに花柳病が蔓延して居るかといふことは現代に於ける戦慄すべき事實である。伯林やミュンヘンで調べた結果によると、大學生の中、花柳病が一五〇%とか、二〇〇%と

かといふ蔓延率になつてゐるが、これは全體の學生が浸されて居るといふよりも一人に付一回半若くは二回罹病して居ることを示す。一九二〇年六月三日の調査によると、アメリカの陸兵中花柳病に罹れるもの一萬四千人、海兵は二萬一千人、市民は三十二萬六千人である。更らに、マルキユウス氏によると、米國の花柳病患者總数は八百五十萬人である。私は今數字によつて花柳病患者數を確定するのではなく、單にその多いといふことを指示しやうとするに過ぎないから、統計はこれで充分だと思ふ。

この夥しき花柳病患者の發生の徑路は九〇%以上醜業婦より傳播せしものである。よつて、花柳病の撲滅は醜業婦の統制と密接なる關係がある。

醜業婦の對策 淫賣研究の權威たる Iwan Bloch 氏は Die Prostitution の第二卷第二分冊に於て「社會的認識と、社會的責任觀と、庶民教育の深化と、婦人運動を通じて婦人の價值増大と、勞働運動による個人的權利の深化とは、今に於て淫賣研究を新方面に一轉せしむるであらう」と言ふてゐるが、恐く淫賣絶滅の究極對策もこれ以外に有りえないであらう。たゞ、淫賣婦の眞髓に突入するが如き徹底せし研究により、原因の錯綜關係を明白にすることにより、乃至、自助的方法によつて淫賣は徐々絶滅するより外はない。淫賣の對策は性的問題を以てつきるのではなく、それは社會學的乃至文化問題的である。故に、人間の淫慾に關する倫理的宗教的統制はあまりに價値の

あるものでないし、人道的風教的熱狂の如きも問題解決には重きをなすものではないであらう。かの法制によつて淫賣を統制するが如きは、それ相當の効果があるといふ外、絶對價値のないものである。プロツホ氏は、「性的生活の道德的廢類及花柳病に關し戦はんを欲する者は、淫賣婦そのものに對するが如く、現代の社會形相 (die heutige Poesaltung des Verhältnisswesens) に對し力戦しなければならぬ」と言ふてゐるが、これを以て見れば、ブ氏は淫賣問題を以て性的問題であるとするよりも、寧ろ、社會形相に關する社會學的問題だとすることが分る。

淫賣現象は深刻雄大なる研究の指針により、徐々、性的問題と共に、社會學的文化問題的錯綜關係を解決しながら進むことによつて、初めて、その目的を達しうべきである。

飲酒の防遏 飲酒の防遏は複雑なる論議を経て確定せられなければならないので、こゝに、精細に論述する違はない。たゞ、私の指摘しやうとするところは、禁酒運動によつてのみ飲酒は防遏せられない一事である。飲酒問題は總ての社會問題と關係があり、それ等の問題を解決しなければ飲酒問題も解決しない。飲酒は、(一)寡少なる賃金、(二)日傭及失業、(三)不良住宅、(四)衛生的知識の缺乏、(五)知識の缺乏、(六)高等なる人間生活の無視によつて發生するが、これ等諸問題の解決は單に當面の飲酒を防遏することに關係するとは思はれない。勞働時間が長ければ疲勞して飲酒をする。ろくに、娛樂とてもないので、飲酒する習癖ができる。よつて、この場合、

労働時間の減少が飲酒防遏の手段とならう。John Rae氏によれば (Economic Journal, May, 1901)

塊太利に於て八時間労働を實行せし爲め、労働者の知識増進し、飲酒癖減退せしといふ。日備及失業者を如何に禁酒に導くか。不定期の労働や失業は労働者を廢顔せしむるが、社會が日備や失業者を冷遇し、これを輕蔑するため彼等は自暴自棄に陥り、酒によつて自慰せんとする。かくの如き諸問題は一般社會問題と融通するのであつて、單り、單純なる禁酒運動によつて防遏することの能きざるは自明である。

我國の矯風運動 我國の廢娼運動は日本基督教婦人矯風會や、救世軍中央婦人救濟部で専ら實行し、廓清實亦大いに矯風事業に努力してゐる。娼妓取締規則は明治卅三年十月内務省令第四十四號を以て發布せられ、私娼取締については警察犯處罰令、行政執行法、及び刑法中にこれを規定してゐる。

禁酒運動の淵源は明治三十一年日本禁酒同盟會の創立によつて始り、その後、禁酒問題を宗教關係のものとせず、世俗的一般的のものとなし、大正八年國民禁酒同盟成立し、本部を京都に置いた。こえて大正九年十月日本禁酒同盟會と國民禁酒同盟會とは合同して、いよく、今日の形體たる日本國民禁酒同盟となつた。

参考文献

- (1) Leid, Alcoholism.
- (2) Snowden, The Drink Question.
- (3) 井上友一、救濟制度要義。
- (4) Bloch, Die Prostitution.
- (5) Bloch, Das sexuelle Leben unserer Zeit.
- (6) Sanger, The History of Prostitution.
- (7) Kammerer, The Unmarried Mother.
- (8) Ellis, H., The Psychology of Sex.
- (9) Woolston, Prostitution in the United States.
- (10) 海野幸徳、現代人の戀愛思想(京都内外出版株式會社發行)

四 住宅問題

住宅改良 たい、快適で衛生的な住宅に於てのみ個人も家族も國民も健康であり、幸福であり、繁昌することができる。よつて、現時に於ける不良住宅の改善は社會事業に於ける一個重要な分枝であると言はなければならぬ。

住宅の改善とは、住宅による困窮を除去し、住宅の改良を行ふことをいふ。小住宅の缺乏や、その不衛生的なることや、不適當なる建築方法は凡て改められなければならぬ。住宅の改良及その供給によつて、國民の健康は増進し、その風儀や道德は整へられ、その經濟力は増大するに

いたる。

我國の住宅改良 大正七年前後に於ける住宅難緩和のため、大正八年六月、大阪市役所は築港及梅宮に市營住宅を建設した。大正八年六月以降、内務省は住宅供給獎勵助成のため低利資金の便を圖り、これによつて先づ東京、横濱その他の公營住宅が實現された。大正八年十二月、東京府社會事業協會では細民地區改善として、日暮里元金杉に四十一戸の住宅を建て、また、これと共に、建築組合東京府住宅協會の創設を見た。大正九年五月、内務省の調査によれば、全國を通じて住宅不足數十二萬二千戸に達した。

住宅建設の獎勵助成の効果を一層増進せしめるため、内務省では大正十年四月住宅組合法を發布した。大正十四年十月の調査によれば、全國に於ける住宅組合の數千二十二で、組合員一萬四千二十六人、建設總費三千二百八十七萬圓に達する。なほ、大藏省預金部より融通せし低利資金總額は六千七百五十九萬圓、これによつて、建設せし公營住宅、住宅組合住宅は三萬二千餘戸である。

内務省では不良住宅の改善に對して夙に意あり、大都市の不良住宅地區、漁民部落、その他要改善地區の住宅改良を企畫しつゝある。大正十四年六月の調査によれば、不良住宅百戸以上集團せるもの二百十六、住宅棟數四萬四千四百四十八、世帯數六萬二千四十九、居住者三十一萬四千人

である。

公營住宅の職能 我國都市社會政策として公營住宅を供給せしもの尠からざるが、多く、大正七年前後の住宅緩和手段として建設せしが如く、今尙、公營住宅を以て住宅供給手段と考へて居るものも少くないやうである。けれども、都市に於て、公營住宅を以て夥しき住宅不足を補充することは、たゞに、建設の困難のみならず、經營の困難をも隨伴するから、公營住宅を住宅供給手段と見做すことは妥當ではない。公營住宅は單に都市住宅に對し模範の意味と職能とを有つに過ぎない。公營住宅は其建設様式に於ても、その衛生設備に於ても、その賃貸率に於ても標準となり、やがて、一般住宅がこれによつて改善さるゝ端緒をひらく使命を帯ぶるに過ぎない。即ち、公營住宅の職能は住宅難緩和にあらずして、その模範たるにある。

住宅政策 住宅の改善を圖ることは都市計畫と關係あることは明かである。都市計畫によつて交通のための廣い通路や、住宅に適當なる位置を與へることによつて、住民の健康を増進し、衛生を進め、その文化を促進しうることは明かである。この外、住宅をめぐる狭い通路を縦横につくらなければならぬ。郊外住宅や田園都市も亦住宅政策のうちへ織り込まなければならぬ。それに、都市建築法を定め、一定の建築法式によつて、個々としても全市としても建築を統制し、かつ、その美觀を保つやうにする。

我國に於ても、各種の方法を併用して住宅難緩和を圖つて居るが、住宅供給策は尙續行しなければならぬ。現今の如く經濟界の沈衰する時期に於ては、資金を商工業に用ゐることができない爲め、自然これを住宅建築資金に轉用するから、住宅は餘計建設せられるけれども、都市繁榮して、住宅の必要を痛感する時期には却つて住宅が不足するを免れぬ。内務省では、全國に三萬戸の住宅を増設せしめたいけれども、今尙ほ、九萬餘戸の不足数があるから、今後と雖も住宅供給の方策は閑却することができぬ。

我國の住宅組合法は互助組織により中産以下の少額収入者に住宅の所有權を獲得せしむるを目的とする。住宅組合は七人以上の組合員を以て組織し、組合の供給する住宅は一組合員に付一戸とする。事業の範圍は、住宅用地の取得、造成、借受又は組合員に貸付又は讓渡、住宅の建設、購入管理などである。住宅組合に對しては低利資金を融通し、官公所有地の隨意契約及び地方税免除等の特權が與へられてゐる。

土地政策 住宅政策に關しては土地政策が雁行しなければならぬ。適當なる土地を安價に提供することは住宅政策に對し重要なことである。それ故、現今、住宅政策に關連して都市は土地政策をも行つてゐる。獨逸のフライブルグや、フランクフルト・ア・メーンや、ウルムでは公有土地を所有し、これによつて土地政策を施行してゐる。

參考文籍

- (1) Eberstadt, R. Handbuch des Wohnungswesens, 1920.
- (2) Breyman, H., Kleinsiedlung auf genossenschaftliche Grundlage, 1920.
- (3) Mangold, R., Die städtische Bodenfrage 1907.
- (4) Weber, A., Die Grostadt und ihre sozialen Probleme, 1918.
- (5) De Forest and Veller, The Tenement-House Problem, 1903.
- (6) Wolfe, The Lodging House Problem in Boston, 1906.
- (7) Dies, The First Report of the Tenement-house Department, 1903.
- (8) Rumbold, Housing Conditions in St. Louis, 1908.
- (9) Nolen, The Replanning Small Cities, 1914.
- (10) Nolen, City Planning, 1919.

第四章 児童保護事業

一 正常児童保護

児童保護の範圍 児童保護はまづ教育的と考へられるであらう。教育的に児童を保護することは児童保護の主要なる部分である。それ故、両親及び家族に於て、児童を教育し能はざる場合、國家は両親及家庭に代つて児童の教養、乃至、その教育を企畫しなければならぬであらう。児童が、その境遇の不可なるがため、教育不能になるときには、それに保護を加へ、児童が經濟的に困窮するとき、その環境が道徳上危険であり不良に陥る慮れあるとき、児童が衛生上脅威を感ずるとき、勞働のため両親が児童を監督する能はざることによつてその教養を全うし能はざる場合には、國家はいづれも保護を加へなければならぬ。その上、遺傳的に素質が劣悪であつて、完全に性格を發達し個性を開展することのできぬものに對して同じくこれに保護を加へなければならぬ。これによつて児童保護は第一教育的であるが、それは又生理的衛生的であり、更らにそれは児童の經濟的困窮にも關するものだといふことが分る。

胎兒保護 胎兒を保護するには母親の健康を保全しなければならぬ。よつて出産前の母親の生理的保護者が必要になつてくる。出産前とは、早産の場合を除き、通常九ヶ月間である。嬰兒の

死亡状態をみると、生後一ヶ月目の死亡が最も多い。然るに、生後一ヶ月目にいたる死亡率は著るしく改善せられないのに、一ヶ月以上の死亡率の減少は著明である。これを以て觀れば、生後一ヶ月間の保護が未だ充分でないと言はなければならぬ。出生直後若くは短期内に死亡するものは、人爲を以ては如何ともすることの能きぬやうに考へられて居るが、もし、出生前の母親の生理的保護を加重すれば、事態は大いに改善せられるに違いない。

出生前の母親の生理的保護即ち胎兒の保護は今より一層注意せられなければならない。健全なる母親より生れるものは病弱なる若は勞働婦人より生れる子供よりも丈夫である。それに遺傳的疾弱さへも、胎内にあるときに統制すれば出産後治療するよりも効果が著明である。もし産婦の調査が行き届いて居たならば、産前産中産後の相談や世話をすることが能きるから、難産を免れ、母子共に健全なるをうる。巡回看護婦といふものがあつて、身重の母親の相談にのるとすれば、故障のある場合には、直ちに醫師若くは病院で診察をうけるやうに勧めることができる。かくて生後二三日間に訪問視察し一ヶ月目までかくの如くするとすれば、恐く児童の生命は今よりも著るしく保全せられるに違ひない。これが嬰兒相談 (infant consultation) の仕事である。

衛生訪問委員 訪問委員は、子供が産れてから、十日目に訪問するが、それまでは、産婆が母親や子供の世話を擔當する。もし、産婆が児童衛生について堪能なれば少からず産兒の健康を増進

保全するであらう。その上、醫師が監督することにすれば一層完全にその目的を達することができる。産婆は産前に産婦を診察し、その缺陷を發見しなければならぬ。産婆は故障を診察する技術をもたなければならぬが、治療は醫師の擔當であり、また、産婦は産院 (Maternity hospital) に送るべきである。嬰兒の健康を保全し増進することは産婆の職業であるが、産婆は又母親をして母乳で養育するやうに勸めなければならぬ。もし、それができなければ如何に人爲的養育をなすかを教へなければならぬ。

田舎で衛生訪問委員のないところは、嬰兒の養育と監督とは産婆の全責任となる。都會では、兩者の協力がいる。産婆は子供を完全なものとして衛生訪問委員に引きつがなければならぬ。乳幼児保護 衛生訪問委員に就ては上述したが、英國ではその資格を左の如く定めてゐる。

- 一、醫師法によつて醫師たる資格を有するもの
- 二、病院に於て少くも三年間の修業を積み看護婦としての資格を有つもの
- 三、一九〇二年の産婆法によつて免許状を與へられたるもの
- 四、病院で少くも六ヶ月間修業したもので Royal Sanitary Institute より衛生訪問委員若くは學校看護婦たる免許状を與へられたるもの、國民健康協會の免許状を所有するもの
- 五、衛生官廳に奉職せしもの、イングランド及ウェールズの官公衙に在職せしもの、若くは、

衛生局に於て適當と認めたるところに奉職せしものにして、衛生訪問委員として適當と認めらるゝもの。衛生訪問委員の成績につき例示すれば左の如くである。

嬰兒死亡率減少に關する成績左の如し、 五年間の死亡數	二〇七
一八九三—七 年	一九九
一八九八—一九〇二年	一六二
一九〇三—七 年	一四二
一九〇八—一二年	一二三
一九一三—一七年	一〇七
一九一八—二〇年	九七
一九二〇年	九七

兒童健康相談所は治療所でなく、相談する所である。相談の機能は治療と共に不可欠だが、我國では治療の效用ばかりを知つてゐて、相談の何であるかを知らない。これが解らない間は、相談所を開いても繁昌しないであらう。

相談所の種類は三つある。第一は、所謂兒童の衛生相談であつて、子供を相談所へ連れてきて體重をはかり、一定時期をへだて、醫師が家庭訪問をなし、子供を檢查し、食物についての忠言

を與へるものである。第二は、母親學校で、學級を編成して育兒及衛生を教へ、養育上の知識を授け、その上、子供の衣服のつくり方をも教授するもの、第三は、兒童の體重をはかる所とする。

衛生訪問委員及兒童相談所に就ては拙著『兒童保護問題』第九、十章參照。

牛乳供給所 (infant milk depots) は佛蘭西が先達で、同國には Consultations de nourrissons といふ供給所と Goutte de Lait といふ供給所の二種類がある。前者は母親病院に附屬するもので、その中で生れた子供にかぎり二年間保護を加へる。授乳することのできぬ場合には病院から消毒牛乳を與へる。Goutte de Lait は消毒乳を分配する中央所であつて、母乳で育てることの能きぬ子供に純良なる牛乳を與へることを目的とする。最も大規模の牛乳供給所は英國リバープールのもので、一九二〇年には三十五萬圓の經費を以て二萬人の嬰兒に牛乳を供給した。英國フィンズブリイ牛乳供給の目的は、(一)牛乳の絶對的なる統制、(二)供給所及それに來る嬰兒の醫學的監督、(三)母乳をうる能はざる子供にかぎり牛乳を供給する事、(四)嬰兒の發育に對し牛乳が如何なる影響を與へるやを檢查することである。

牛乳供給に關しては『兒童保護問題』第五章『牛乳の公營』參照。

産院や母親ホームが相次いで必要である。母親の死亡の多くは産褥熱である。もし、この傳染を防止することが能きたならば、母親の死亡は著るしく減少しやう。これに對しては、熟練なる産

婆と消毒とが必要である。この目的に向つて、産院若くは十より二十位までのベットを有す母親ホーム (Maternity home) をつくるべきである。

乳兒院は嬰兒に生理的保護を加へ、疾患を豫防し、健康を保全することを目的とするものである。乳兒院の職分は婦人の勞働を助長すること、嬰兒の養育に關する知識を授けることである。乳兒に對しては生理的精神的倫理的保護を與へる。乳兒院に收容する兒童は通常三歳以下である。乳兒院を通じて、兒童の死亡率は減少するものとせられてゐるが、乳兒院が果して嬰兒の生命及健康を増進保全するかといふことに就ては異論紛々たるものがある。併し、大體、嬰兒は乳兒院で健康を増し、體重を加へ、生命を保全するといふて宜からう。

牛乳院、殊にその經營方法、取扱方法に就ては『兒童保護問題』第四章『乳兒院』を參照せられたし。

托兒所は勞働婦人とその子供とを保護する機關である。托兒所は前學校教育といふよりも、主として親に代はり生理的保護と若干の看護をなすものである。よつて、これは幼稚園の職分及經營方法と異はなければならぬが、概して托兒所と幼稚園とは混同されてゐる。托兒所は主として生理的保護機關である。併し教育的でもそれが餘り組織的に前學校教育をやらなければ宜いであらう。托兒所として、兒童を集めこれに一種の教育を與へやうとする態度からは必ず若干の前學

校教育の意義を附加することも亦餘儀ないであらう。

我國の托兒所は大正十二年末の調査によれば總數百十七である。これに收容する兒童總數は一萬三十五人であつて、その中、男兒六千七百三十九人、女兒六千三百一十一人である。

托兒所に關しては拙著『兒童保護問題』第六章「托兒所」を參照。

學童保護 不就學を滅却することは義務教育執行上重大なることである。これに對しては單に就學を勸説することだけでは足りないから、その原因に溯つて、それを除去する方策を講せねばならぬ。

アメリカのリックレイ教授によれば、不就學の原因は主觀的原因より來るものと客觀的原因より來るものとの二となる。主觀的原因より來るものは、(一)粗暴で喧嘩好きなるため、(二)争闘の性癖より、(三)親友の欲求、(四)生徒間の好惡によつて、(五)身體的缺陷、(六)遺傳的缺陷としての浮浪癖、精神的缺陷(七)營利のため、(八)遊戲本能、(九)冒險癖の九である。客觀的原因より來るものは、(一)家庭の缺陷としての離婚、兩親の死亡及遁走、(二)兩親の過失及性格の缺陷としての子供を關はぬこと、無智なこと、營利に熱中すること、風儀の悪いこと、(三)貧困(四)學校の缺陷としての、注意の不足、教師の過失嚴責、形式的劃一的教育、不公平なる採點、狹隘なる運動場、祝日、過度の制壓、(五)近隣の缺陷としての、街頭に物賣の彷徨すること、遊

び仲間に入ること、近所の興行物に氣をひかれることである。

これ等不就學の原因を一々除去せずしては、不就學を滅却することはできない。

不就學に關しては『兒童保護問題』第十六章參照。

兒童と遊戲及娛樂 兒童の成長發達には遊戲や娛樂は贅澤なものではなく、その必要なることは決して學科にゆづらない。その上、遊戲や娛樂は學科と關係をもつてゐる。ギレン氏は「普通の子供は遊戲によつて無爲なる生活の昏睡から搖り動かされなければ兒童の發達は水準に達することはできない。彼等の精神はその身體の如く睡つてゐる。これを解くには、彼等を縛つてゐる革紐を切らなければならぬが、これは喜悅の感情の接觸を要する」と言つてゐる。それ故、兒童に遊戯や娛樂を與へることは兒童保護上先決であると言はなければならぬ。

運動場や各種の遊戲場の兒童への提供はその個性發達の前提である。殊に、都會の子供は運動場がないために不良癖をえつゝある。少年犯罪と運動場とは關係がある。一九〇六年にアメリカでは運動場及娛樂協會(Playground and Recreation of America)といふものができ、一九一六年には四百三十二の都市が一樣に運動場を開設した。我國に於ても體育上の考慮は漸く旺んになつて來たが、あまり競技化すること、不眞面な流行氣分のあることに對しては今後若干の統制を加へなければならぬであらう。

衛生的保護 學童の衛生的保護の必要なるは言を俟たぬ。この頃、我國にも學童營養供給問題が注意をひいて來た。河上肇博士が十數年前「社會政策」中に兒童食物供給問題を論じ、歐洲諸國の例證を擧げてをられるが當時恐く何人もこれに注意を拂はなかつたであらう。それが、今日に至り、初めて花を開き、食物供給は既に實行期に入つてゐる。獨逸のシモン嬢や、米國のスバルゴウ氏などはいづれも熱心に學童の食物供給を論じてゐる。營養と學科とは相關々係があり、營養不足の兒童は優良なる學科の成績を擧ぐる事ができぬ。

東京では、震災後、食物供給所を市内の小學校や托兒所内に十箇所設けた。その後、漸次これを整理したが、十三年度末には芝浦、靈岸島、三笠、玉姫、萬年その他の小學校八、托兒所五、その他總て十七所に食物供給所が存在し、大正十三年度の給食兒童總數は四千八百十六人で、給食一人一回拾貳錢だといふことである。

學童預り所 學童預り所は下層階級、労働者などが夫婦共稼で不在のため子供が放校後監督者なく悪癖をうる機會が多いのに對し、これを監督保護する目的を以て開設せられるのである。學童預り所の中、男女別に保護を加ふるものがあるが、男兒を預るものを男兒預り所 (Knabenhort) 女兒を預るものを女兒預り所 (Mädchenhort) といふ。

我國には未だ學童預り所は開設せられてゐないやうである。

校醫及看護婦 學校に於ける醫學的検査の目的は身體と精神との相關々係が明かとなつた爲め、學童の健康の増進により、一層それを強健な幸福なものとするのである。一八九四年、ボストン市が市を五十區に分ち、學童の醫學的検査を施行せし以來、米國では、それを模倣するものが漸次續出した。義務教育が施行せられるやうになつてからは、學校が疾病傳播の場所といふことも分つて來、これを遮斷する必要をも感ずるに至つた。この要求に應じて、學校の醫學的検査が實行せられることになつたが、これによつて、たゞに、疾病の傳染を遮斷したばかりでなく著るしく清潔な習慣をつくることを得た。その上、學級の上進と共に、それに追従し能はざる魯鈍兒の現はれるを防ぐわけには行かないが、魯鈍兒の中、除去しうる身體的缺陷によつてさうだと感ぜらるゝものもあり、醫學的検査は重ねてこの目的に向つて利用された。アメリカでは、この目的のために醫學的検査を実施するものは二百校に上る。

學校に子供を送つて健康を破壊されるやうでは困るといふ思想が生じ、子供は少くも學校に入れたときの健康状態で戻して貰はなければならぬし、また、これを要求する權利もあると考へてきた。その上、教育を勵行しても、健康の代價を拂ふやうでは一得一失であるから、健康を破る位なら寧ろ教育をしない方が宜いといふことにもなつた。

検査は校醫と教師との協力によらなければならぬ。第一、校醫のみで検査をするとしても、校

醫が日毎に全學童の検査をするといふことはできない。よつて、學醫は二週に一回、一ヶ月に一回、若くは、一學期に一回といふやうな割合で、總ての學童を検査することゝし、その他は教師に任せることゝなる。よつて、教師は病症規定に照らして兒童の健康を注視し、若し、それに該當するやうなものを発見した場合には、直ちに醫師に通告することゝする。若し、學校看護婦が設置せらるゝ場合には、病症発見は一層容易にかつ迅速に行はれる。

疾病傳染防止は消極的な使命をもつのみで、單に疾病の傳播を防止すれば宜いが、醫學的検査は更らに積極的使命の上に立ち、學童の健康と生活力を増大しなければならぬ。諸國で一様に発見せられたことは學童中眼や耳の悪いことが一般的だといふことである。眼の疾患は全學童の十分の一より四分の一までいある。眼の悪い兒童をそのまゝ勉強させてをくと、眼の疲勞のために神經組織に重大な障害を來し、憂鬱に陥り不活潑になる。眼や耳の疾患は兒童を入學せしめるまで父兄はさうと氣付くことが少い。

その上、學童の中には、咽喉や齒や、鼻の疾患あるものが多いが、これに早期治療を加ふれば容易に治る。が、これを放つてをくと、痼疾となるを免れない。

學校看護婦は、校醫を有効化することに於て不可缺の機能をもつ。看護婦は兒童の治療について醫師を助けるばかりでない。家庭では、兒童の健康状態を通告しても、冷淡であり或は無智で

あるため、その取扱を怠るものがある。かやうな者に對し啓蒙教化するものは學校看護婦であるし、教師に醫學的忠言を與へるものは又彼女であるし、一々兒童の疾患を看視し、これを校醫に導くものも亦學校看護婦である。

學校看護婦は父兄、學童及教師に對して衛生上の指導者であり、家庭に對し實際衛生の顧問である。看護婦によつて逸早く傳染的疾患は発見せられる。看護婦は微細な疾患には治療を加へかつ救急手當を施す。看護婦は總ての疾病の早期発見をなし、これを治療する必要を父兄や學校に覺らしめる。かくて、看護婦は學校と家庭との連鎖となる。學校看護婦の直接的効用は顯著であるが、また、その間接的効用も輕視することは能きぬ。よつて、學校看護婦は校醫と共に不可缺なる學童健康保全の機關だといふことが分る。

參考文籍

- (1) Tugendreich, Die Mütter und Säuglingsfürsorge, 1910.
- (2) Münsterberg, Kinderfürsorge.
- (3) Ufenheimer, Soziale Säuglings und Jugendfürsorge.
- (4) Slingerland, Child Placing in Families.
- (5) Gulick and Ayres, Medical Inspection of Schools.
- (6) Mangold, The Probleme of Child.
- (7) Bry, The Town Child.
- (8) Richmond, Friendly Visiting among the Poor.

二 特殊兒童保護

不良兒 不良兒とは成人が法に觸れて刑となる如き行動をなすもの、即成人に現はるゝ思慮を通じて行はるゝ不法行爲をなす少年の謂ひである。たゞ、これが狭すぎるとしてその範圍を擴大し、執拗なもの、悪友及蕩兒と交るもの、花街へ踏み入るもの、賭博をなすもの、酒店及カフェーに出入するもの等を不良兒と見做すことになつてゐる。この限定はいづれも將成的不良兒で、現實的犯罪行爲によらず、將成的犯罪 (prospective Criminal) によつて不良兒の觀念を定めたものである。私は現實的犯罪と將成的犯罪とを含め、これを不良兒の觀念に當てゝゐる。將成的犯罪を不良兒の觀念に加へることは少年犯罪防止には一層重要である。これによつて、未だ發して現はれざる惡癖を防止遮斷することができる。私の不良兒の概念には左のものが含れる。

- 一、現行法違反のもの
- 二、反社會的性質の固定したもの
- 三、遊廓、淫賣宿及び風儀の悪い場所へ常習的に出入するもの
- 四、カフェー、酒場、玉突、賭博に常習的に出入するもの
- 五、風儀の悪いもの、浮浪人、淫賣婦に常習的に接近するもの
- 六、俗惡文學、春畫及付け文をするもの

七、夜遊びをするもの

八、父母の許諾なく、又、正當なる理由なくして、屢々家出するもの

九、怠惰の常習となれるもの

我國では不良兒に對し感化院と矯正院とで保護を加へることゝなつてゐる。この兩者間の分界は今のところ不明であるが、感化院へ收容するものは環境によるもの、程度の輕きものであり、矯正院へ入れるものは遺傳的なもの、また、それに傾くもの、窃盜、歐打創傷といふが如き中位の少年犯罪に關するものである。監獄へ收容すべき少年は強盜、殺人、及び強姦の如き成年男女が犯して以て重しとするものを思慮を以て行つたものである。

院舎制の外に不良兒を感化するもの即家庭制である。家庭委託制にあつて最も困難とするところの事は適當なる家庭のないことである。適當なる家庭の條件は、(一)道德的で風儀の良いもの、(二)國民的觀念の發達するもの、(三)正當なる結婚によるもので道理と慈愛との宿れるもの、(四)相當の財力あるもの、(五)同居人のないもの、(六)閑靜なる地域、郊外、若くは田舎に在るもの、(七)不良兒若くはそれに類するものゝないことである。蓋し、かくの如き要件を完全に具備する家庭は少ないであらう。けれども、不良兒保護に關しては家庭委託制は優等な効果のある方法であらねばならぬ。

この外、院舎制と家族制との中間にある小舎制 (Cottage system) 若しくは散舎制 (scattered home system) を採用し奨励することが大切だが、これは費用の一點に於て我國の如き現状では行き留りを生ずるであらう。

我國の感化院は總數五十五で、收容人員二千五百十六人である。その中、國立感化院は一で、院內收容七十七、院外委托五十二であり、道府縣立感化院三十一で、院內收容千百二十一で、院外委托六百二十二であり、市立感化院(即代用)一で、院內收容八十六、院外委托十五であり、私立感化院(代用又代用たらざるもの)五で院內收容七十四、院外委托一である。

大正十一年十二月調査に據ると、不良兒の總數男一萬五千五百八十六人、女二千五百十三人で合計一萬八千九百九十九人に上る。この數字は恐らく正確なる不良兒數を表示するものではあるまい。第一、不良兒の範圍は多く盜兒であらうし、それに調査も不徹底であらう。私が京都市で二ヶ年にわたる調査の經驗によれば、初め市内三百十二人の數は忽ち一千名以上となり、大阪審判所開設以來發見せし不良兒の數も夥しきものである。以上の調査による不良兒の年齢別は十歳未満八百九十四人、十歳以上十二歳未満二千三十九人、十二歳以上十四歳未満三千七百八十八人、十四歳以上十六歳未満四千三百八十六人、十六歳以上十八歳未満六千九百九十九人である。

不良兒に關しては拙著『兒童保護問題』第十二章及十三章參照。

少年保護の目的を達せんには一般不良兒に對し保護乃至監督をなすことが緊要である。これによつて不良兒に對し豫防的手段を講ずることが出来る。不良兒矯正については將成的犯罪の觀念により惡癖を豫防するにあるが、これは少年看視によつてその目的を達しうる。不良兒を早期に調査發見し、これを一時收容所に送るとか、感化院に送るとか、その他の保護團體に委託するかとする。これ等兒童の處遇には兒童の鑑別を要するので、少年鑑別所若しくは少年教育調査所を設置しなければならぬ。

兒童保護所は保護者なき兒童を一時收容し保護するところで、次に調査に基き、適當なる保護者若しくは保護團體に引き渡すことを職能とする。大正十二年四月には、東京市立小石川職業紹介所附屬の幼少年保護所開設せられ、大正五年一月には大阪職業紹介所及北野職業紹介所に少年ホームを、大正六年八月には日本基督教婦人矯風會經營の大久保婦人ホームが夫々開設せられ、少年少女に一時的保護を加へた。

兒童鑑別所若しくは兒童教育調査所は大正十年十二月東京瀧川學園内に東京府兒童研究所の創設を以て嚆矢とするが、大正十四年四月には愛知學園兒童鑑別所が設置せられ、その他、大阪修徳館、土山學園に相次いで兒童鑑別が開始された。京都府では、大正十四年四月以降、兒童教育相談所を開始し、兒童鑑別をなしつつある。

少年審判所 少年審判所は懲罰機關でなく、善導機關である。それは刑を量定するところではなく、少年を保護し遷善せしむる一種の教育機關である。審判所では、少年を審判する前、必ず社會的調査に加ふるに醫學的心理學的鑑別を加ふる。保護司は兒童に對し、豫め、その前科、家庭の状態、両親の性行、及び遺傳、社會的經濟的狀態、兒童の學校への出席、習癖及朋友、犯罪に導入せられし徑路、並びに、身體的精神的調査を行ふ。少年審判所の効果を大ならしめ、適當なる處置を講せんとすれば、必ず個々少年の調査を嚴密に遂行しなければならぬ。身體的精神的鑑別を行はざる少年審判は無効である。

審判の方法は公的のものど私的のものどがある。

公的審判は公開されるものではあるが、普通の裁判のやうな公開の意味はなく、宣誓するものと然らざるものどがあるが、審判するものも審判さるものも、概して低聲に語り、間もなく審判が終つて處理を命ずるといふ仕組みである。それ故、公開といふも非公開のものと同じである。たゞ公開審判の良いところは、社會改良家や特志家が審判の模様を知り、少年が人道的な取扱ひをうけて居るか否やを知ることだけである。概して、少年審判では權力濫用といふことは不可能である。非公開のものは直接事件に關係するもの以外には出席することができないので、兒童は公衆のさらし物にならずに濟む。これが兒童の遷善に好い影響を與へる。

少年審判所は刑事審判といふよりも少年教育所である。よつて、少年審判に當る判事は法律の精通者といふだけでは足りない。それは兒童の同情者愛護者でなければならぬ。兒童について深き同情と理解とを有つものでなければならぬ。この資格を缺く判事は審判者として適當であつても、教育者としては適當でない。その上、兒童の思想及正義の觀念に通じなければならぬ。いづれにしても、少年判事は兒童の精通者たるを要する。尙ほ少年判事は人生の缺陷に深き同情をもち、困難なる世路の艱難を嘗め、苦勞人として所謂實際的判斷力に富んだものでなければならぬ。我國に於ては、現今東京及大阪に以上の原則によつて少年審判所が開設せられ、矯正院と共に少年處遇に一新紀元を開きつゝある。

保護司 少年審判所と前後して保護司制も導入せられるやうになつてきた。審判所で審判する不良兒の中には刑の量定により、直ちに監獄に送らないで、執行猶豫によつて遷善せしむる方が善いとするものもあり、改善矯正の見込み充分なるものに對して投獄することは無用であるといふ思想も生じ、これを監督して矯正せしむる形式の發達を促した。この形式即ち保護司制である。保護司は執行猶豫による不良兒、矯正の見込みある不良少年を監督してこれを遷善改悟せしむることを職能とする。なほ、保護司は監督者たるのみならず、教育者であり、少年の良友でなければならぬ。保護司は兒童に密接なる關係を結び、これに個人的感化を加へ、兒童の惡癖を除

去し、その性格を建設して環境に適應するものたらしめなければならぬ。保護司は兒童が接觸してその情報を盡すのみならず、家庭調査をも不斷に續行しなければならぬ。

かくの如き困難なる職務を遂行する保護司は單に技術の所有者であつてはならぬことは自明である。それは技術や知識と共に、練達した性格の所有者でなければならぬ。世路の艱難や人生の表裏に通じ、深く人生の暗黒に同情と理解とを有たなければならぬ。よつて、保護司たるべきものは學校をポットと出たといふやうな若輩では足りないので、實際的判斷力を有つ世路の老船長でなければならぬ。

保護司には専任と兼任とあるが、原則として保護司は専任でなければならぬ。保護司の職務は重かつ大であるから、到底主業の傍ら副業として従事するとか、兼任するとか、特志で任意の時間を割いてこれに當るとかいふやうなことでは足りない。かくの如き事業は間斷なく従事すべき繼續事業であり、全身全力を投じて尙且つ足らざるを虞れるが如き困難なる事業である。よつて、到底兼任制を以て保護司を運用することはできない。

少年審判所、及び保護司に關しては『兒童保護問題』第十三章、第十四章參照せられたし。

女巡査 アメリカでは、一八八八年以來女を司法事務に使ふ必要を感じて來た。當時、監獄、工場、警察署で取扱ふ女犯罪人や子供に對し、女巡査が都合が宜いといふ意見であつた。その後

精神病院へ送らるゝ女患者や、裁判所へ送致さるゝ女を取扱ふに女巡査を以てすることゝなつた。社會事業家が豫防的手段の一として、女巡査に注目するやうになつたのは歐洲大戰後であつた。その後、女巡査の教習所がボストンの公共事務學校、紐育の社會事業學校などに開設せられた。和蘭では女巡査は子供巡査(キンデル・ポリタイ)と呼ばれて居る。歐羅巴では皆女巡査を採用して居るが、ロンドン市だけが例外である。インディアナポリス市には三十人の女巡査がある。

女巡査の任務左の如し。

女巡査の任務は祕密カードの保存、鐵道停車場、カッフエー、踊場、劇場、高等の學校などの附近を巡邏すること、百貨店等さかり場の監視、個々の犯人についての特殊的調査、裁判所送りとするための特殊調査、失踪人の搜索、迷子の搜索、近隣状態、姪猥なる場所、姪賣宿、ホテル、アツバートメント・ハウス等の検査等である。

女巡査は男巡査の協力なくして仕事の成績を擧ぐることはできない。兩者は彼此補充することによつて、その成績の好良なるを見る。

警察界に於ては現代の四大進歩は、(一)災害及死亡豫防に對し交通部の創設、(二)犯人檢舉のため指紋法を導入せしこと、(三)女巡査を採用することに至りしこと、(四)次に女巡査を用ひて犯罪を豫防することである。

少年労働 不良児の出現を遮断せんとするには少年労働にも必ず一顧を與へなければならぬ。少年を營利の目的物として労働に使用することの制限、雇主の少年を労働に酷使することの禁止、無力なる少年を両親の掠奪より免れしむる事など、いづれも法的手段によつて少年を保護することが必要である。兒童は自助能力を缺くために父兄や雇主の貪慾の犠牲となり、その營利の手段となつて酷使せられ、身心を破り、不良癖を得るので、國民保健上より、國民教育上より、將又社會改良上より、兒童を保護せざるべからざるは自明である。

少年労働を保護せんとする一手段としては年齢制限である。少年労働保護政策を採る國に於ては、十二歳以下を以て禁止年齢とするもの、若くは、十四歳以下を以てこれに應ずるもの、別がある。我國の工場法は滿十二歳以下禁止主義を採り、滿十五歳未満のものに對しては一日の最長労働時間を十二時間となし、午後十時より午前四時までの夜間労働を禁止してゐる。

我國に於ける少年労働者保護法規は明治四十四年發布の工場法によつて、年齢、業務の種類、就業時間の制限、休業及徒弟について規定し、職工十五人以上を使用する工場では十二歳未満の少年を使用することを禁じ、輕易なる業務には十歳以下の少年の就業を許してゐる。大正十二年末の調査によれば、全工場法適用工場に於て、十五歳未満の少年労働者数は男女合計十二萬六千七百九十四人で、全職工の九分に當る。

大正十二年三月改正工場法發布せられ、同時に工業労働者最低年齢法發布せられた。これに據ると、工業労働者最低年齢は明治四十四年の工場法に規定する十二歳を改めて同年齡を原則として十四歳とした。但し、十二歳以上で尋常小學校の教科を修了したものは除外することゝしてゐる。舊工場法は原則として職工十五人以上の工場及事業の性質危険なるもの、若くは、衛生上有害の惧あるものに適用さるゝが、工業労働者最低年齢法では適用する工業を列舉し、使用労働者數についての規定を削除してゐるから、年齢の制限は一般の工業に及ぼしうることゝなつた。

不具者、其他異常兒保護 不具者は所謂 *crippled* であるが、この字義は不能者 (*disabled*) より狭い。不具者は不能者の一部に當る。ミネソタ州管理局 (*Minnesota State Board of Control*) の定義によれば、不能者とは災害、傷害又は疾病により、獲得的たるを生得的たるを問はず、身體的缺陷若くは異常によつて全く或は一部分生業に堪へないものをいふ。(Any person who by reason of physical defect or deformity, whether congenital or acquired by accident, injury, or disease is or may be expected to be totally or partially incapacitated for remunerative occupation) 然るに、クイーンズランドでは、經濟的不能を基準とすることは妥當でないとして、骨格若くはその筋肉の異常なることに因つて不能となつたもの (*Who are handicapped because they lack the normal use of skeleton or skeletal muscles*) を不具者といふやうに改めてゐる。

不具兒童は治療することが能きるけれども、災害等によつて不具となつた成人の不能は治療することは無論できない。不具兒童は教育しなければならぬが、成人不具者には再教育をする。

不具者がどの位存在するかといふことはよく分らない。マツサチュウセツト州の調査では、跛者、傷害をうけしもの、畸形のものが一萬七千人であるが、これは州の人口に對し五・七%に當る。他の研究者によれば米國の總不具者は約六十六萬人である。Dean 氏によると、米國の不具者總數は二百萬であるが、その中六十萬は生活資料を得ること能はざるものである。

不具者は先づ醫學的に保護しなければならぬ。その次に醫學的取扱ひは教育と結合しなければならぬ。外科的手術を受けた不具兒童は家庭に於て療養するか、病院に於て療養しなければならぬ。なほ、一と先づ恢復した兒童は病院若くは療養院を出てから訪問看護婦 (Visiting nurse) により保護されなければならぬ。かくて、全治すれば學校に送るのである。Reeves 女史の *Case and Educator of Crippled Children* には米國に於ける不具兒童保護の總收が施されて居り、その挿繪には同國の人道事業が鮮明に表示されてゐる。米國では不具兒童に對し特別學級若くは特殊學校を設けてゐる。そこには不具兒童のために特製せられし椅子、休息するための毛布や寢臺、運動の設備、手仕事を教授する仕組み、午餐や乳の用意などが行き届いてゐる。不具兒童の運搬が厄介であるが、米國では、これを乗合馬車で家庭から學校へ、病院その他へ運ぶことにしてゐる。學

校では身體的發達を促し、一般教育を施すと共に職業教育をも與へてゐる。學級は普通小さく、かつ個人教授を施す。紐育では學校へ乗合馬車で通學のできぬ不具兒童に對し公立學校から一日一時間半づゝ一週三回出張教授を實施してゐる。なほ學校教育と醫學的取扱ひを結合した病院學校 (hospital school) なるものを造り、身體的保護の傍ら、教育の進行を圖つてゐるものがある。

我國では不具者教育は全く閑却せられ、東京市高圓寺の柏學園は我國唯一の不具者學校である。我國の盲啞教育は官公立のもの少く、多くは私設事業である。明治八年東京に訓盲院設立せられたが、これ我邦盲啞學校の嚆矢である。明治十一年には京都市に盲啞院開設せられ、大正八年には大阪市立盲啞學校開設せられ、幼稚科を新設して、四歳以上六歳未満の啞兒に對し幼兒教育を開始した。盲啞學校では普通科と技藝科とを設け、入學年齢は最低滿六歳最高二十五歳以下である。全國に於ける盲啞學校總數は大正十二年末に於て八十一校である。同年の盲生徒總數は三千二百八十一人、聾啞生は千七百三十人である。

米國では、盲人に對しては特殊學校、家庭教育、盲人ホーム又は工場の周旋並に年金によつて保護を加へてゐる。職業教育としては、家政經濟、タイプライター、ピアノ、その他の音樂、書籍裝釘などである。盲人ホームは米國に十四五あり、十州では盲人に年金制を定めてゐる。啞者の保護も大體盲者と同じである。米國では啞者保護について特殊の會議などが開かれてゐる。(例

The American Association to promote the Teaching of Speech to the Deaf) 我國では滋賀縣八幡町の西川吉之助氏が啞者たる自分の愛兒の教育を動機として、聾啞研究所を開設し、名古屋に日本聾口活普及會を設け「口話式聾教育」といふ雜誌をも發行して、専念、聾啞者のために健闘せられつゝある。

精神薄弱者 (Feeble-minded) も亦保護しなければならぬが、何が精神薄弱かといふことは困難なる問題である。Tredgold氏は精神病學の見地より精神薄弱を定義して、「神經中樞の發達不完全なるものである」と言つてゐるが、これに對し、心理學的に定義を下し、更らにこれに社會學的意義を附加し、「精神薄弱とは頭惱の發達不完全なるもので、外的扶助なくして、獨り自己を環境に適應させることの能きぬもの」といふものがある。精神病學よりの斷定は死亡後でなければできぬし、社會的標準によるものも、個人の境遇によつてその能力に差異を來すから充分明確に限定することができない。それから、精神年齢によつて精神薄弱を確定せんとするものがある。Davies氏はこれ等の標準、即ち、心理學的、社會學的標準を結合し、これを精神測定に適用して、社會的不適應を言表する定義が最も完全なるものであると言つてゐる。

最初、精神薄弱者の教育は樂觀されてゐたが、その後、教育の結果、身體の發達、風儀の改善、

職業的能力は若干上進するけれども、これには限度があるといふことが分つてきた。その上、眞に改善せられしとする證據は一つも擧がつてゐない。よつて、十九世紀の後半より、樂觀は悲觀となり、教育は廢止せられて、分離や禁錮のみを以て精神薄弱者を處遇するに至つた。今日では、精神薄弱者に對する態度も變つて來たが、院舎による保護は最も缺陷の重大なるものに限ることとした。その中には、訓練によつて覺束なくも社會に適應して生活することの能きるものもあるので、これに教育と訓練とを施すやうになつた。精神薄弱兒童の中、院舎による保護を必用としないものは、特別學級若くは特殊學校によつて教育することゝした。かくすることによつて、家庭やその環境により引き離さずして、教育することが能きるのである。

尙ほ、精神薄弱兒童に對し、羅馬や紐育では勞働殖民地によつてこれを矯正する實驗が積まれてゐるが、この事に關しては拙著「兒童保護問題」等十五章「白痴及低能者の勞働殖民事業」を参照せられたい。

参考文献

- (1) Tredgold, Mental Deficiency.
- (2) Goddard, Feeble Mindness, Its Causes and Consequences.
- (3) Breckinridge, Dependent Child and Home.

- (4) Healy, The Individual Delinquent.
- (5) The Institutional Care of Insane in the United States and Canada, 4 Vols.
- (6) Clopper, Child Labour in the City.
- (7) Hyde, The Boy in Industry.
- (8) Claypon, The Child Welfare Movement.
- (9) Reeves, Care and Education of Crippled Children.
- (10) Hart, The Juvenile Reformatory of the Twentieth Century.

三 少年の教養

少年の保護 學校卒業後の少年を保護することも等閑に付しがたきことである。學校を出て、或は勞働に従事し、或は兩親の監督を離れるやうになると、經濟上の危険や、倫理上、身體上の危険に遭遇するを免れぬ。

少青年には意志の訓練が大切である。現時の教育は十九世紀以來の知的教育で知識は發達するけれども、性格の訓練は等閑に付せられてゐる。これによつて少青年の如く危険なる時期を満足に切りぬけることはできない。性に關する危険も一度は遭遇しなければならぬが、智慧ばかりあつて、意志のない少青年程頼み甲斐のないものはない。よつて性教育も施さなければならぬが、性教育は知的開發でなくして、倫理的動機及意義の上に打ち立てられたる意志的訓練でなければ

ならぬ。

少青年の人格教育及意志教訓については拙著『現代の青年運動』を参照せられたし。

少年が學窓を出で、職業に従事することになると、職業より來る健康上倫理上の危険は刻々に逼つてくる。精神發達にも障害を來すべく、職業の選擇當をえざるため不適當なる職業に従事し、才能を伸ばす能はざることあらう。これ等學校卒業後の少年に對しては適當なる保護を加へなければならぬ。

職業指導 獨逸で少年の職業指導を開始したのは一九一八年である。バイエルンでは一九一七年十二月十八日、プロイセンでは一九一八年三月二十三日、ザクセンでは一九一九年三月に少年職業指導案をたてゝゐる。米國ではフランク・バーソン氏が職業指導の元祖であるが、職業指導が始めて開始せられたのが一九〇一年である。バ氏の最初の著述たる「職業の選擇」が現はれたのが、一九〇九年であり、ボストンに職業局のできたのが一九〇八年であり、vocational guidanceなる文字の起原は一九〇八年ごろである。英國で少年職業指導の開始されたのは一九一〇年二月七日である。その他、奧太利でも、瑞西でも、少年職業指導が開始されてゐる。

職業指導とは個性と職業との知識に基き、就職及職業上の技能を上進するために協力する組織的動作の謂ひである。職業指導は就職に關するばかりでなく、學校に於ける職業教育や就職後の

指導をも含む。

職業指導は共同事業である。職業指導はどの團體や機關だけでやるといふものでも、また、やれるものでもない。職業指導には職業上の情報の蒐集、職業選擇、個性研究、職業準備教育、就職、技能上進の指導といふやうな複雑なものがある。よつて、これ等の目的を達するには諸々の團體が参加するのであつて、職業紹介所、教員、商店、工場、雇主組合、労働組合などが加はらなければならぬ。學校が職業指導に關係がないといふ態度は全然誤つてゐる。學校では學科を教へるやうに、各種職業の要求する資格の何であるか雇主は如何なる資格を要求するかを教へなくてはならぬ。たゞ、諸團體中、牛耳をとるものがなければならぬが、これは公設職業紹介所である。公設職業紹介所は形式的官僚的に流れるから不適當と考へるものもあるが、現時の職業紹介所は着々この缺陷を改めてゐる。

現時の職業搜索は無政府状態で殆んど無方針に近い。少年の職業選擇は多く偶然の結果である。よつて、少年が學校を出れば職業を選擇し、かつ、適當なる職業に就くやうに指導しなくてはならぬ。職業が決定せられない場合には經濟的と道德的との二重の危険に曝露する。これによつて、精神の安定を失ひ、悲觀に陥り、誘惑にかゝり、自暴自棄に陥ることは稀れではない。我國では、大阪市、東京市に於て少年職業指導に着手してゐる。

補習教育 小學校を終つた兒童は更らに補習教育によつて教育の上進を圖り、かつ、職業能力を獲得させなければならぬ。それは一般的知識を増進させると共に、特に、經濟生活及職業に就ての知識を開拓しなければならぬ。女子にあつては、家政經濟の知識を獲得させなければならぬ。補習教育には工業補習教育の外に、商業、農業及び、家政に關するものがある。補習教育は小學校卒業者に對して學校教育を延長するもので、商業、工業、農業上の知識を授け、かねて公民大學科を設けこれを教授することを目的とする。

大正八年設定の東京淺草信愛學院、十一年設立の東京下谷三輪學院は社會事業として補習教育を行ひ、その他隣保事業と附帶して補習教育を行ふものがある。信愛學院では、國語、理科、地理、數學、英語、圖畫、社會學、經濟學、労働問題等を教へてゐるが、修業年限は三ヶ年である。

少年教養團體 少年を保護するものとして諸種の教養團體がある。學校を終つた少年の教養を延長するものとしては、少年労働團、宗教的少青年會、少年團、少女保護會、少女俱樂部、少女圖書館などがそれである。これ等の機關では學校を終つた少年の教養を延長することを目的としてゐる。徒弟保護會や、労働少女ホームや、單獨旅行する若い婦人の保護を目的とする鐵道ミッションなどはいづれも少年の教養と保護とに努めてゐる。

- (1) Hitz, Krippen, Kinderbewahranstalten und Kinderhort.
- (2) Keller u. Klunker, Sauglingsfürsorge und Kinderschutts in den europäischen Staaten.
- (3) Brewer, The Vocational Guidance Movement.
- (4) Snedden, Vocational Education.
- (5) Bloomfield, Readings in Vocational Guidance.
- (6) Dearle, Industrial Training.
- (7) Clopper, Child Labor in City Street.
- (8) Fuller, Child Labor and Constitution.

四 児童保護法

児童の法的保護 児童保護は法によつて、強制的に貧困児童及び危険児童を保護することに進まなくてはならぬ。貧困児童の現行法規は恤救規則の幼弱者に關するものと、明治四年布告の棄兒養育に關するものである。迷兒に關しては、明治二十二年内務省訓令を以て棄兒に準じて取扱ふこととなつてゐる。恤救規則では、極貧なる單獨幼弱者に對し國費を以て満十三歳まで一個年米七斗を給與する。棄兒にあつては、その預り人若くは貰受人に對し、満十三歳まで國費を以て一個年米七斗を給與する。明治十四年以來、棄兒及迷兒の教育費に關し、府縣教育費中より補給することができるやうになつた。棄兒の戸籍については、棄兒の發見者若くは申告を受けたる

警察官は二十四時間内に市町村長に申出で、本籍を定むることとしてゐる。教育所にある児童の後見については所長後見の職務を行ひ、私設教育所にあるものについては地方官長これを行ふことに規定してゐる。

獨逸の児童福利法 (Reichsjugendwohlfahrtsgesetz) は一九二二年六月十四日制定せられたが、一九二四年四月一日を以てその効力を生じた。

児童扶助法 我國の實施せんとする児童扶助法の綱要は左の如くである。

- 一、十四歳未満の子を自己の家庭において養育する寡婦およびその十四歳未満の子又は十四歳未満の孤兒にして貧困のため生活すること能はざるものは本法によりこれを扶助すること。
- 二、婦女左記各項の一に該當する時は本法の適用についてはこれを寡婦と見做すこと。
夫の所在三月以上不明なる時、夫入監したる時、夫疾病不具廢疾又は老衰のため勞働すること能はざる時、離婚又は婚姻の取消のありたる後子の父死亡し又は前各號の一に該當する事由生じたる時、内縁の妻にしてその夫死亡し、又は第一號第三號の一に該當する事由生じたる時、棄兒、遺兒又は迷兒は本法の適用については孤兒と見做すこと。
- 三、子左記各號の一に該當する時又同じきこと。
父又は母所在三月以上分明ならず、入監し又は疾病、不具、廢疾若くは老衰のため勞働する

こと能はざる時、母死亡し父前號に該當する事由生じたる時。

四、寡婦虐待不行跡その他の事由により子の養育をなすに適せざる時はこれを扶助せざること
五、本法による扶助は扶助を受くべきものゝ住所地市町村長これをなすべきこと、但し住所地
分明ならざる時は現在地市町村長これをなすこと。

六、本法による扶助に關する費用は當該市町村の負擔とすること。

七、市町村長必要ありと認めたる時は本法により扶助を受くる兒童を公私の育兒所その他適當
なる施設又は家庭に委託しその養育をなさしむることを得ること。前項市町村長の處分を拒
みたる時は兒童に對して本法の扶助をなさざることを得ること。

八、扶助の種類は現金給附現品給附及び醫療とすること。

九、本法による扶助の程度方法及び兒童養育に關し必要な事項は命令をもつてこれを定むること。

一〇、市町村長は明治三十三年法律第五號によるの外第七號により委託に附せられたる孤兒、
棄兒、遺兒その父および母親權を行ふこと能はざる兒童に對し勅令の定むる所により自ら後
見人の職務を行ふこと、この場合においては後見人を行ふことを得ざること。

一一、市町村は兒童保護委員を設置することを得ること、地方長官は市町村を指定し兒童保護

委員の設置を命ずることを得。

一二、兒童保護委員は名譽職とすること、兒童保護委員は本法により市町村長の事務を補助す
ること。

一三、兒童保護委員の選任及職務執行に關する規定は命令をもつてこれを定むること。

一四、兒童保護委員に對しては命令の定むる所により職務のため要する費用及勤務に相當する
報酬を支給することを得ること。

一五、國庫及道府縣は扶助に關する費用に對し左の割合により補助すること、國庫四分の三道
府縣四分の一。

一六、扶養義務者資力あるに拘らず、本法の扶助をなしたる時は市町村長はその費用の全部又
は一部を扶養義務者より徴收することを得ること、前項の費用を指定の期限内に納付せざる
ものある時は國稅滯納處分の例により處分することを得ること。

一七、本法又は本法に基いて發する命令による市町村長のなしたる處分に不服あるものは地方
長官に訴願しその裁決に不服あるものは内務大臣に訴願することを得ること。

一八、本法の扶助を受くるものは恤救規則による給與を受くることを得ざること、軍事救護法
により救護を受くるものは本法により扶助を受くることを得ざること。

この児童扶助法に對し、全國に於ける子女養育中の貧困寡婦調べをして居るが、それによると、寡婦數四二、九〇四人、同子女九一、〇三五人、準寡婦一三、三七四人、同子女二七、七八二人、合計一七五、〇九五五人である。この中、市部に於ける人員は六大都市約半數を占め、郡部總人員は市部人員の約五倍である。全國を平均すると一縣當り三、七五九人で、奈良、沖繩二縣が最低で、最高は愛知縣である。

参考文献

- (1) Commons, Principles of Labor Legislation.
- (2) Reports on the Condition of Women and Child Wage Earners in the United States.
- (3) Andrews, Labor Problems and Labor Legislation.
- (4) Clark, The Law of the Employment of Labor.
- (5) Pic, Traité élémentaire de législation industrielle.
- (6) Bulletin of the International Labor Office.
- (7) 大正十二年内務省社會局年報。
- (8) 子女養育中の貧困寡婦等に関する調査概要(内務省、社會局)。

第五章 教化事業

一 隣保事業

隣保事業の意義 Settlement Work は settle (入り込む事)することを中心として居るが、入り込むことは何であるか。E. Denison 氏はこれを解釋して、『パンと肉との施與は單に貧救院の仕事を代辨してゐるだけで全く無効である。私は眞の救濟は上流階級に屬する人々が實際的接觸を通じて、同胞の不幸を知り、彼等に改革の必要を覺らしむることである』と言ふてゐるが、デ氏の實際的接觸の救濟形式を實現するものとして、金品を與ふる代りに入り込むことを以てその目的を達しやうとする。入り込むことは長兄が小弟の中へ移住して、それを文化の水準に持ち來すことを意味する(この事についての詳細なる解釋は『社會政策大系』第七卷中拙稿『隣保事業』參照。)

Woolfolk 女史は「セトルメントとは、教養ある男女が市の貧民區域に入り込み、勞働者に對し、個人的接觸によつて生活することである」と言ふて居り、Picht 氏は「セトルメントとは、上層階級の人々が個人的觀察により、土地の狀況を明かにすること、救助を要する場合には救助することの二つの目的を以て貧民の近隣に取り結ぶ殖民なり」と言ふて居るが、これ等の限定

はいづれも入り込む形式を以て隣保事業の特徴としてゐる。

隣保事業の限定 私は社會政策大系に於て諸學者の隣保事業概念を精細に批判し、自分の概念に到達してゐるから、隣保事業の意義については、それにつき承知せらるゝことゝし、單に自分の定義だけを掲げることにする。

隣保事業とは、長兄としての機會の優者が隣人の觀念により、小弟の集團地域へ入り込み、心理的・道徳的接觸を通じ、協同作用により、當時の文化的水準を目標とし、小弟の人格的發展を促し、かねて、社會全般の福利を企畫することである。

この定義の中には隣保事業に必要な八の觀念が融合されてゐる。八の觀念といふのは、(一)社會化されたる隣友の觀念、(二)殖民による改善的方法、(三)水進文化に到達する要求、(四)協力による目的實現、(五)長兄と小弟との觀念、(六)機會均等の觀念、(七)個性の發達及完成、(八)共同的社會改善である。

セツトルメントの由來 セツトルメントはアングロサクソンの創造である。それは英國に生れ米國に渡つた。英米には三百の善隣館がある。ブリスによると、澳太利には一、佛蘭西には四、濠洲には一、獨逸には二、和蘭には十一の善隣館がある。セツトルメントは英國より米國に入り、それより、佛蘭西、獨逸、澳太利、和蘭、諾威、デンマーク、カナダ、オーストリア及び日本に

傳播した。

我國の隣保事業は官公團體、大學、社會事業團體、宗教團體、ミッシヨン、基督教青年會、愛國婦人會などによつて經營されてゐる。隣保事業を最も早く開始したのは日本救世軍の大學殖民館である。現今、我國に花を開いて居る隣保館は、有隣園、三崎會館、愛染園、イエス團、マハヤナ學園、愛隣園、興望館、慈光園、大阪市民館、協調會隣保館、十三社會館、交隣園、親隣館、帝大セツトルメント、小石川學園、愛國婦人會隣保館、大井隣保館などである。

隣保事業は聲の高きに似ず、我國では未だ普及せざる社會事業の一である。それが、全國に設置せらるゝもの僅かに四十二を數ふるだけで、その中、公共團體經營のもの五、私設團體經營のもの三十七である。それに關與する従業員は總て九百九十七人である。その分布は主として東京で、半数以上を獨占し、それに次ぎ長崎、愛知、福井である。大阪は市經營の市民館があるだけだつたが、最近、米國人經營の隣保館ができ、また、宗教的のものとして特色のある佐伯祐正氏經營の光徳寺善隣館が開設せられ、雜誌「光」を發行してゐる。

隣保館 會館制については、否認、是認、折衷の三説があるが、折衷説を以て妥當としやう。會館否認説によると、會館は形式的官僚的となつて、主義及生命を失ふといふ。併し、このことは集合事業の避くべからざることである。社會事業は慈善事業に比すれば形式的であり集合的で

あつて、生命は失はれ易いけれども、これがため社會事業一般を否認することはできない。會館を造るものが兎角これに衣食して職業的となり、また、號令を發することを喜ぶ情を生ずるので、會館は無用の長物視せらるゝが、若し、會館によつて、一層組織的に隣保事業精神を體現するが如く運営せらるゝに於ては、會館心すしも無用といふことはできない。カノン・バルネット氏は會館萬能といふことにも反對するが、また、會館否認にも左袒しない。氏はいふ、「トインビー館は個人が個人に交渉するといふことに於て成立する。大學に於て、累積された知識と、産業に於て、累積された經驗とが、大學關係者と工業的近隣の住民を通じて輿論を動かすこと即ちこれである。けれども、かくの如き交友は必ず組織に俟なければならぬ。二人或は三人のものが集る場合に尙ほ高き理想に對し、その中に無智と罪過との苦惱を見出す場合には如何にしても善意を有効に表現するが如き機關の必要を感じざるをえない。」これによつて、バルネット氏は會館を謳歌しないとしても、セトルメントの主義や理想を表現し實行するためには組織が要することを主張しやうとしてゐる。この事は恐く正しいであらう。精神や主義を實現するには組織や機關は避くべからざることである。よつて、セトルメントの實施及擴張にあたり、會館は如何にしても否認することができぬであらう。

隣保事業形態 英國のトインビー館やハルハウスなど外國の隣保事業が如何なることを實行し

て居るかについては拙著『輓近の社會事業』第十章『融和事業』及社會政策大系の拙稿を通讀せられたく、一層通俗的には『善隣事業講話』及び『隣保事業と融和問題』を參照せられたい。これ等によつて、外國に於ける隣保事業が何をなしたか、あるか、明白になるであらう。

我國に於ける隣保事業のうち、救世軍大學殖民館は兒童遊園、圖書館、幼稚園、夜學校、講演會、人事相談、病者訪問を行つてゐる。東京社會事業協會經營の交隣園では、圖書室、各種集會、託兒所、兒童遊園、診療、人事相談家庭訪問を行ふ。廣島市隣保館では、兒童保護、俱樂部、圖書館、講演及講習會、診療、娛樂會及修養會を行つてゐる。我國に於ける隣保事業形態に於ては「社會政策大系」中の拙稿に最もつまびらかである。

私は隣保事業形態を左の六に分つ。

- 一、教育及修養
- 二、隣友團體
- 三、娛樂及遊戲
- 四、經濟的福利
- 五、社會改善
- 六、研究及調査

隣保事業形態の解説については「社會政策大系」及「軌近の社會事業」を通讀せられたい。

参考文献

- (1) 海野幸徳、軌近の社會事業、第十章。
- (2) 海野幸徳、隣保事業（社會政策大系第七卷）。
- (3) 海野幸徳、善隣事業講話。
- (4) 海野幸徳、隣保事業と融和問題（中央融和事業協會發行）。
- (5) Picht, Toynbee Hall and English Settlement Movement.
- (6) Holden, Settlement Idea.
- (7) Woods and Kennedy, Settlement Horizon.
- (8) Claparède, Toynbee Hall, une Colonie Universitaire en Angleterre.

二 公民大學及大學擴張

大學擴張 大學擴張の淵源は英國である。大學に入學することは無論一種の特權であるから、文化的デモクラシーの思想からはこの特權は政治的經濟的なるものと共に普及されなければならぬ。大學擴張(University Extension)とは大學に入學することの能きない人々のため大學教育の一班を授けることを意味する。大學に於て學びうる素養のある人々は何人と雖もこれに參與させなければならぬ。學校閥によつて高等教育を一部のものが獨占するといふことは時代思想の許

さるるところである。佛蘭西では、大學の講義は一部全然公開で、何人と雖も任意に講義に列することが出来る仕組みである。大學擴張の思想は英米の外、佛蘭西、獨逸及塊太利に普及してゐる。

既に一六五〇年ケンブリッジ大學のデルといふ教授が大學の分校の如きものを各地に設立して大學教育に均霑せしむべきを提議したが、實行にいたらなかつた。その後、一八五〇年にいたり、オックスフォード大學のスエル教授も同様なる提議を試みたが是又顧るところとならなかつた。一八五五年にはアーサー・ハーバー氏も亦大學擴張を主張したが尙顧られず、やうやく、一八七二年にいたり、ケンブリッジのスチュアーアード教授の提議と世の要求と相俟つて大學擴張が實施せらるゝこととなつた。一八七六年には既に London Society for the Extension University Teaching (倫敦大學教育擴張會)なるものが設けられて、大學擴張は隆昌の域に入り、一八九八年の統計によると、同年講習の數が四百八十八、聽講生が五萬に上つてゐる。

米國では、一八八七年には圖書館の發起により市俄古、バッファロ、セントルイスに大學擴張が開かれた。一八九〇年には紐育知事が大學擴張に對し二萬圓の補助金を支出してゐる。この後、米國には大學擴張が普及するやうになり、かくて、同國の庶民教育の羽翼ができた。

大學擴張の講義科目は自然科學、歴史、經濟、文學美術であつて、職業のある人々に對し聽講

可能なものとして夕刻より開始するものが多い。講義は連続的なものと、一時的なものがある。米國の大學擴張には講義終了と共に、希望者に對し試験をなし、それを通過したものには終了證書を與へるものがある。終了證書の中には或種の特權を附與するものがあり、たとへば、Affiliation Certificate と稱する證書の受領者には小學校の準訓導の資格を與へるが如きそれである。

大學擴張は又夏期講習の形をとる。この種の夏期講習は英國にも米國にも佛蘭西にも我日本にも行はれてゐる。

大學擴張によつて、幾分か文化上の機會均等が普及するわけで、一部の學藝獨占が打破せられる。教育は力であるかぎりこの種の特權を一部精神貴族の專斷に任すといふことは經濟的の不平等と共に現代人の容認せざるところである。文化上の機會均等を普及せんとせば尙諸々の形式が相次いで現はれて來なければならぬ。

公民大學 何人にも高等なる學藝を遮斷してはならぬとする思想が現代のものであるが、これは、英國に淵源せしセトルメントにも關連して發達してゐる。トインビー、ホールは大學擴張の先驅者であるが、英國には、この種の公民教育機關が四十五個所ある。公民大學運動は我國にも波及し、私の關係したのもでも、京都府の船井文化大學や、滋賀縣の蒲生公民大學があるが、長野縣にも自由大學なるものがあり、岡山縣にも文化大學なるものがある。我國に於けるこれ等

の公民大學の共通性は一年二年續いては立ち消えになることである。これは經營者側と聽講生側とから來ることで、兩者共眞剣でないといふことが共通である。經營者側に於ては時代の趨勢及要求に鑑みて開設しては見るが、この困難なる文化普及事業を徹底せしむる熱心なきが如く、一年繼續すると一様に閉鎖してゐる。これに附帶する寄附者も殆んど一手に巨額の喜捨をなすものなく、少額寄附者は勧誘によつてわずかに寄附するので、到底これを永續する熱誠あるものではない。それに、聽講生も一般に不眞面目である。大學教育を喝望する熱心あるもの少く、大學教育の特權としこれを固持するやうな健氣なものも乏しく、單に流行氣分や、知名な講師の顔拜見の式で出て來るのであるから、是又永續の見込がない。よつて今後開設する公民大學は經營の用意を充分になし、聽講生の自覺を條件として開始すべきであらう。

参考文献

- (1) 海野幸徳、晩近の社會事業、第三章、第四、五節。
- (2) 海野幸徳、現代の青年運動。
- (3) 海野幸徳、兒童の活動寫眞。(京都・衣笠園、表現社發行)
- (4) Picht, Toynee Hall, and English Settlement.
- (5) University Extension Journal.
- (6) Russell, J., University Extension in England and America.

三 國民教化

國民教化運動 國民を一般に開發する運動は漸次深化しなければならぬ。現今、學校教育の外に、社會教育が現はれて來て、教育を學校外に普及しつゝある。青年團、青年訓練所、成人教育といふものは、いづれもこの種類のもので、その目的とするところは國民の教化である。これを國民運動として普及することの肝要なるは言を俟たない。國民教化とは一般國民の精神的陶冶を廣くし、社會生活の目的と任務とに堪へるものたらしむるにある。社會教育とは教育學の範圍にあるものではなく、それは社會改善を目的とするもので、社會問題的若くは社會政策的なものである。社會教育は偶然社會改善に關するといふやうな廣義に於けるものではなく、直接社會改善となるが如き狹義のもので、社會全體を教育の客體と見、社會全體の發達や福利を企畫するもの謂ひである。

社會改善の目的を以てする教育即社會教育なりとすれば、この種の教育は國民教化運動の形式を以て普及しなければならぬ。その動機が或は社會變遷の結果として、不利の地位にあるものを然らざるものと調和するものたる、或は一階級が他階級に對し劣弱なる地位に立ちこれを保護するものたる、或は社會公共の利益を保護増進するものたる、或は愛國心より國民教化を説

くものたるを問はず、それがいづれも一般國民の精神的領野を廣くし、社會生活の目的と任務とに堪へるものたらしむるに於ては、等しく國民教化であり、國民教化であると言はなくてはならぬ。

補習學校を起すとか、成人教育を普及すとか、通俗講演をなし、國民文化を擴張し、博物館動物園植物園を開設すとかといふ類は、いづれも國民教化普及の手段である。我國では一層博物館の分料たる専門學術に關する歴史的博物館、工藝博物館、人類博物館、自然科學博物館といふやうなものを整備しなければならぬ。我國には紀念社會施設といふものも少くないが、未だ社會博物館といふやうなものは一つもない。労働者の状態や下層階級の生活状態を展觀せしむるが如き社會博物館を設置することは社會を實際によつて教育する上になくてならぬものである。

民力涵養 歐洲大戰終りを告ぐるや、戦後經營の一手段として國民思想の開發と國民生活の發達を促進せんとして、政府に於ては民力涵養運動なるものを開始した。すなはち、大正八年三月内務省では、戦後時局の變轉に際し、國民思想の健全なる發達と國民生活の安定を得せしめんとして、民力涵養に關する訓令を發した。

内務省の訓令に定められたるところのものは即ち五大要綱であつて、(一)立國大義の闡明、(二)立憲思想の涵養、(三)日新の修養、(四)相互共濟、(五)勤儉力行である。この要綱はいづれ

も戦後國民生活の變動を防ぎ、健全なる發達をなさしめんとするもので、かねて、國民生活の安定を策せんとするにある。

この趣旨に基き、官民一致、その實現を促進することとし、中央には專任囑託を置き、講師を委嘱し、地方廳にも主任吏員を配置し、その趣旨を徹底せんことを期した。戦後財界の不振に加へ、國民奢侈に流れ、生活の安定を缺きたるを以て、消費節約、勤儉貯蓄を勵行し、大正十一年九月十三日、内務省は訓令を發し、地方に節約運動を開始せしめた。全國これに響應し、節約運動は或は講演となり、或は講習となり、或は消費節約となり、或は展覽會となつて、一時全國を風靡したが、今に至るも益々國民生活は不安を續け、奢侈の風全國に擴がり、國を擧げて衰頹の徵歴然たるものがある。大正十五年より昭和二年にかけて、國を擧げ自信の念なく、病症の深大なるを想はしむるは浩嘆すべきことである。

勤儉強調 大正十三年九月、内務省は官民合同の勤儉獎勵中央委員會を設置し、地方に對しても夫々機關を設けて、趣旨の徹底を圖らんことを慫慂した。大正十三年前後に於ては、戦後財界の不振なるに加へ、關東大震災あり、國を擧げて生活困難に陥りたれば、勤儉獎勵運動は一時確實なる反響ありたるが如く、道府縣に於ても、地方委員會が設けられ、郡市地方分會及び町村分會設置せられ、殘る限なく、勤儉獎勵を徹底せしむる仕組みができた。これによつて、全國一齊

に勤儉強調週間を實施し、今尙ほ繼續すると雖も殆んど國民に顧られざらんとし、一時盛に開催せられし講演會、講習會、協議會、展覽會及び活動寫眞會も亦單に形式的申譯的に實行されつゝあるに過ぎず。國民の奢侈や生活の不安は毫も減退せしを見ず、國を擧げて放埒と淫蕩に陥つてゐる。

國民敎化の擴張 我國に於ても、國民敎化擴張の運動は最も行きとゞいたものであらう。青年男女の中にも、成人のうちにも、社會敎育が盛に行はれ、大學擴張や公民大學も兎に角行はれてゐる。けれども、學校萬能の弊が充分に打破されない爲めに、學校以外に於て學習することが困難である。殊に學校以外で高等なる學藝を習得することは難中の難である。既に中等學校入學にもはげしき競争があり、それが爲め、小學校に於ける準備敎育といふ變體敎育が施行され、今や我國の義務敎育は殆んどその効果を疑はれんとする有様である。六學年の全一年を準備行動に費やすことが、入學競争の熾烈なため、更らに五學年に及ばんとし、かくて中等學校へ進入する一部學生のために、義務敎育の方案は支離滅裂たらんとするに至つた。中等學校卒業生の中、高等學校や専門學校へ入學しえないものが多くなり、これ等學校に收容しえざる青年は現今の不完全なる學習機關を以てしては到底學校外敎育を完了することはできぬ狀況である。素より學校によつて總ての國民の敎育を施すことは能きず、學校に收容しうるものは國民の一部分に止る慘狀であるから、學校外に於ける敎育機關及設備を完成することは急務中の急務たるべく、衣食の業に

従ひながら夜間學習しうるが如き仕組みを整ふる必要がある。この種の施設は全國を通じて實に寥々たるものであり、學校萬能の思想徒らに盛にして、多くの國民はその好む學藝の門に入ることを能はざる現状である。

かくの如き實狀に於て、國民教化の擴張を策することは教化普及上逸すべからざることであらう。よつて、學校外に於て學藝を習得しうるが如く凡ゆる設備と機關とをつくり、また、學習しえたるものに對しては夫々檢定に付し、略ぼ學校卒業生と同一の資格と待遇とを與ふることになければならぬ。この事は中等學校より大學にいたるまで同一である。

参考文献

- (1) Fairchild, Applied Sociology.
- (2) Curtis, Play and Recreation.
- (3) Veblen, Leisure Class Theory.
- (4) 本邦社會事業概要。(社會局)
- (5) 栗杉壽壽氏、社會教育。
- (6) 吉田熊次氏、社會教育。

四 青年事業

青年事業の目標 我國青年事業は主知主義で、知的習練によつて一定の職業能力を獲得せんと

するものである。更に詳しく我國青年事業を見ると、(一)品性の向上、(二)知識の研磨、(三)體力増進の三つを趣旨としてゐる。この三要綱は大正四年九月内務文部兩省より發せられた訓令によつて定められたが、その後大正七年四月更らに第二回の訓令が發せられた。これによると、一層具體的に青年事業の要綱を規定し、知識の研磨に對しては青年の自學自習によるべきものなりとし、讀書の趣味や讀書力の増進を推奨してゐる。品性の向上に關しては、自治的訓練を勵み、實際的の知識や徳操を涵養し、團體的訓練をなし、協同公共の精神を作興すべきをすすめて居る。その後、我國の依他的で獨立自尊の念のないことを痛感し、これが第三回の訓令の要旨となつて現はれてゐる。第三回の訓令に於ては、自主自立の精神を作興し、自主的態度を以て終始することを規定してゐる。

これによると、我國の青年事業の目標は知識の獲得と品性の増進とを重なる要綱としてゐることが分る。殊に、全體の調子に於て、我國の青年事業を特徴づけるものは知識偏重である。

義務補習教育 我國青年事業は知識偏重であるが、これをその内容によつて表示すれば、我國青年事業の目標は義務教育を補充せんとするもので、知能の啓發がその中樞をなす。一見、我國の青年團は義務補習教育の代理機關たるが如き觀がある。無論、六年の教育によつて立派な國民をつくることは能きないから、歐洲では戦後特に義務教育の延長を企てゝゐる。よつて、我國で

も青年事業を通じて義務教育の足らざるところを補充するといふことに何等の不可があるのではない。

たゞ、我國の青年事業は知識偏重であり、この知識偏重なる所以のものが單に職業獲得に向けられて居るといふことに於て不可である。我國現時の教育は人格の圓滿完全なる發達よりも、職業能力の獲得に傾いてゐる。この仕組みでは職業能力ある人物はできるけれども、人格發達し徳性の備はれる善良なる人間を造ることはできない。我國に於て憂ふべきは政治家にあつては偉大なる世界的人物には乏しからざれども、リンカーンや、グラッドストンの如き善人なく、實業家に於ても、その他に於ても私利私慾の外眼中何ものもないやうな者ばかりである。この國民的缺陷は青年事業に反映せられて、主知主義となり、人格や徳操を無視するが如き趨勢を生み出した。これが、國を擧げて、青年事業を通じて、一層有効に職業を獲得せんと努力するに至つた所以である。獵官運動といふものがあるが、我國の青年事業は一種の職業運動である。これが改革は單り青年事業の主義及理想を變へるのでは足りない。必ず國民生活の依つて立つ原則を根本的に變改しなくてはならぬ。

歐米青年事業の目標 歐米の青年事業は第一それは社會事業であり、第二それは宗教運動である。歐米の青年事業はキリスト主義を生活に適用し、キリストの理想を人類社會に實現することにある。こゝに社會と宗教とが結合する。社會生活と宗教生活との關係に就ては、「輓近の社會事業」や、「隣保事業」のうちに詳しく述べたから、こゝには省略しなければならぬ。歐米の青年は自づから心靈化し、並せて、同類を心靈化する宗教的なると共に社會的なるものである。その目標は世界の心靈化にある。歐米の青年達が社會改善事業に參與して、禁酒運動や、宿泊所開設や、貧民救助や、不良少年及犯罪人矯正保護や、失業者救済や、職業紹介などをするとしても、それは單なる社會活動に終るのではなく、その途を通じて心靈的王國を世界に擴張せんとするにある。歐米の青年運動は一種の社會運動であるが、それはいづれも心靈によつて淨化されインスパイヤされたものである。それ故、それは、工業を心靈化し、商業を心靈化し、貧困者を心靈化し、病者を心靈化し、悩めるものを心靈化し、經濟と政治とを心靈化せんとする。究極に於て、歐米の青年運動は世界をキリスト化することを目的とする。

歐米の青年事業は世界を基督化し、キリスト精神に還元するところの一種の社會運動だと言へるが、これに對し我國の青年事業はそれによつて、益々青年を物質化し、職業化し、職業及その獲得を以て一切適切たりとして居るものである。これを以て、國家と國民とを偉大なるものとすることの能きぬことは自明である。よつて、我國の青年事業は何よりも、まづ、主義、精神及理想に一回轉を與へなければならぬ。

青年團 大正十四年三月の調査によれば、市町村青年團數六千二百六十三、團員數二百六十七萬人である。これに女子青年團數一萬二千六、團員數百三十四萬人が加はる。大正九年十一月には全國の團員が貳百拾餘萬圓を醸集した。その後、明治神宮外苑に日本青年館が建設せられた。大正十四年竣成し、こゝに我國最初の全國的青年會館が出現した。各地方の青年團は更に府縣郡市聯合團體及全國聯合をつくり、一體として青年事業を運営しつつある。

参考文献

- (1) 海野幸徳、現代の青年運動。
- (2) Bacon, Young People's Societies.
- (3) Erb, The Development of the Young People's Movement.
- (4) Doggett, History of the Y. M. C. A.
- (5) Schaefer, German Young Men's Christian Association.
- (6) Cressy, Church and Young Men.
- (7) Brown, Sunday School Movements in America.
- (8) Schwanbeck, Die Junglings-und Jungfrauen-Vereine.

第六章 經濟的保護事業

一 職業紹介

職業紹介所の意義 買手と賣手が各その所在を知らない場合、買手も買ふをえず、賣手も賣ることができないだらう。ところが、これが現今に於ける求職及求人状態で、殊に求職の場合にこの事が甚だしい。求職者は徒らに買手の所在を捜しまわつて無駄な時間を空費し、知己縁者を頼つて職を求むる。そのため、労働の需要供給を適合することができない。この事は單り求職者に限らず、求人に於ても同じで、比較的雇傭の頻繁なる大工場にあつては職を求めて來たる労働者を待つことができないので、募集員を地方に派する例になつてゐる。それに、新聞廣告によつて職を求め又は人を求める方法も行はれてゐるが、無論費用や勞力の多い割合に効果のあるものではなく、従つて、労働の需要供給を圓滑ならしむることのできるものではない。

労働市場に於けるこれ等の缺陷を矯むるには先づ賣手と買手とを集合せしむるが如き設備や機關をつくらなければならぬ。この機關即職業紹介所である。英國では職業紹介所の職能を左の如く限定してゐる。

一、求職の場合、空位を能きるだけ早く補充するために、雇主と労働者とを集合し、その結果

として求職のため時間を空費することを回避する。

二、非組織労働者に對して、労働組合による組織労働に與ると同一なる方法を以て職業を與へかくして、いづくに労働の買手があるかを知らずして迂路付きまわること避けしめる。

三、政府をして失業の範圍を知るをえせしめ、不況の場合に採る方策を決定せしむる。

四、保険制度の施行に便することができる。

五、日傭労働者の處分をすることができる。

職業紹介所は職業を紹介する機能をもつだけで、適當なる職業を紹介はするが、職業を與へることはたゞ雇主の職分である。職業紹介所の目的とするところは、求職と求人關係の調節を圖り、労働者の失業の機會を減少し、かねて、その地位の安定を保持せんとするにある。如何にせば失業を減少しうべきか。

諸家の研究によれば (Third Report, New York Commission P. 66; Mayars Commission on Unemployment, Chicago, PP. 8, 102; Resolutions adopted at First National Conference on Unemployment American Labour Legislation Review, May, 1914, P. 353; First Annual Report of the United States Commission on Industrial Relations, P. 42) 失業の減少は公設職業紹介所 (public employment bureau) の網狀組織をつくることによつてその第一歩を進めうる。労働市場は個々人が

不規則な無智な努力によつて職業を捜しまわる仕組みを廢絶し、市場の情報を明かにし、労働者を各地各所に分配し、その需要供給に平衡を與へる。Pigou氏は「これまで労働者は自己の仕事をなすだけでなく、その發見をも自づから負擔しなければならぬ實狀にあつた。職工組合は仕事を見付けることについて多少の助力はしてくれたけれども、それは職工組合の主要なる職分ではない。然るに、近代の労働者は労働紹介所の發達に連れ、たゞに労働市場の狀況を知るをうるのみならず、更らに仕事を見付け出してくれる機關を有つやうになつた」といふてゐる。

尤も現時に於て、失業を根本的に絶滅する何等の方案のあるのではない。諸家の研究の結果は、現代に於ける失業は絶滅すること不可能だといふ結論に一齊に到達してゐる。現時の工業約進歩は好景氣に次ぎ不況時があるといふことに依存してゐるから、労働の遊軍はアル率必ず存在しなければならぬ。工業の繁榮はそれが需要を充たしうるが如き労働者の遊軍を前提とする。J. B. Clark氏は「Essentials of Economic Theory, P. 452」實際、動的な工業狀態に於て雇はれざる労働者は常に存在しなければならぬ。そして、それが全然存在しないといふことは可能なものでも亦正常なものでもない。労働者の福利はその發達向上を望む以上、一時的失業の厄に遇はずして獲得することはできな。」

私設職業紹介所 私設による紹介機關は、(一)營利事業としての職業紹介、(二)同業組合の職

業紹介(三)職工組合の職業紹介、(四)慈善團體又は公益團體の職業紹介である。

我國に於ける營利職業紹介所は所謂桂庵と稱し口入屋といふものである。これは全國に於て一時一萬三千臺を數へたが、大正十一年一月には八千六百九十七に、大正十四年十二月には四千八百二十に減少した。米國には四千より五千にいたる營利紹介所がある。一九一二年にはシカゴ市に二百五十軒、一九一九年には紐育市に六百軒の口入業があつた。

これ等の營利紹介所の共通な缺陷は勞働の需要供給に對し積極的調節を圖らんとする念のないことである。それはたゞ自己の私腹を肥やすことに汲々たるばかりで、失業者の利益を思ふ念が乏しい。その外、營利紹介所は不正直で詐偽的のもの多く、給料に關しても、位置の永續に關しても、その他の雇傭條件に關しても不正確なよい加減なことを言ふ。それ故、營利紹介所は各國共制遏若くは禁止の方針を採るやうになつた。獨逸では營利紹介所を政府の嚴重なる監督の下に置き、佛蘭西では漸次これを廢止する主義をとり、米國でもこれを制遏し、一九一四年には米國公設職業紹介所聯合會はこれを廢止する決議をしてゐる。

慈善團體若くは公益團體の職業紹介所といふものがある。米國では、救世軍や、青年會、宗教團體、基督教工業同盟會、協助會(Helping Hand Institute)がこの種の紹介所として存し、我國では、救世軍及青年會がこの種の事業を經營してゐる。慈善及公益團體による紹介は多くそれ自身

獨立するか、又は、他種紹介機關と競争の地位にをかれるを免れないから、勞働の需要供給に對して思ふやうな役目をするにはできない。これ等の紹介所は連絡統一といふことに縁がないから、一都市内にかぎり紹介をなしうるに過ぎない。雇主側では、かくの如き紹介所より優良なる職工をうることを期待してゐないし、紹介を受けしものに對し、市價よりも安い給料で雇入れやうとする。また、かくの如き紹介所へ來るものは不熟練な不良なものが多い。かくて、慈善及公益團體紹介所の機能は著るしく制限せられるを免れない。この種紹介所の缺陷は慈善的だといふことにある。職業紹介所の本質と慈善とは一致しない。

勞働組合のうちには職業紹介について組織的な努力と計畫とをなすものがある。また雇主側に於ても同業組合によつて職業紹介をなすものがある。この兩種の職業紹介には一長一短がある。勞働組合による紹介は地位や境遇を同ふする勞働者が各自の組合を通じて、その職業を紹介するのであるから、都合のよいことは言ふまでもないけれども、この種の紹介は、第一、勞働者の利益に偏して資本家の利益を度外する。第二、組合員のみ利益に偏し組合外の勞働者の利益を輕視若くは無視する。勞働組合による職業紹介は英國に於て最もよく行はれてゐる。これに對し、同業組合によつて行はれる紹介は勞働者の技能に適合する地位を與へることが特長であるが、勞働者の場合と同じく、矢張り資本家本位の雇傭をなし、偏頗な措置をとり易く、勞働者の信頼を

期しがたい。同業組合による紹介は獨逸に行はれてゐる。

公設職業紹介所 各種の紹介所が充分その機能を發揮しえないから、最近にいたり公設職業紹介所が現はれ、労働市場を組織することゝなつた。ニュージーランドでは一八九一年に公設職業紹介所を開設し、ノルウェー、スエーデンでは一九〇六年に、英國では一九〇九年に各公設職業紹介所を設置したが、米國の開設は一九〇七年であつた。かくて、漸次その他の國にも公設職業紹介所を導入せられ、我國では明治四十四年、内務省が六大都市に補助金を交付して公設職業紹介所の設置を奨励せしめたため、東京では芝區、淺草に職業紹介所ができ、大阪、京都、神戸、名古屋などにも漸次公設職業紹介所が開設せられた。その後各地紹介所の連絡統一の必要を感じ、大正八年一月始めて大阪市に大阪中央職業紹介所が設置せられた。大正九年六月、職業紹介事務の管理は内務省社會局が當ることゝなり、斯業の連絡統一は協調會に委任せられた。

公設紹介所では費用は凡て公費を以て支辨し、紹介料をとらないことゝなつてゐる。それに公設紹介所では資本家並に労働者に對し公平を期することが能きから、同業組合若くは職工組合に於ける紹介の如き偏頗なものとはならない。公設紹介所では不確實な雇傭關係に若干の解決を與へ、社會的産業的調整を成遂することが出来る。歐、諸國及我國の實驗によれば、公設紹介所は職業と職業との間隔を短縮し、雇傭關係を整調しうることに疑ひない。併し、公設紹介所は屢々政

治的關係によつて無能な吏員を備用しなければならぬし、それに熟練労働者はこれを利用しないから、紹介所を利用するものは概して不熟練労働者ばかりとなる。この不熟練労働者は労働組合へも加入することが出来ないから失業の機會も多い。よつて、不熟練労働者は熟練労働者よりも紹介の必需用があるわけである。公設紹介所ではこれ等不熟練労働者に對し紹介の機關となることのできる。併し、公設紹介所では労働者の技能や性格を精細に知ることが能きぬから、求人と求職とを適合せしめ、適才を適所へ配置することが困難である。

公設職業紹介所の效果及界限 公設職業紹介所はそれ相當の效果をもつことは疑ひない。英國では、國營主義によつて國家が自づから紹介所を經營し、理想的運用を講じ、従つてその効果顯著である。英國に於ける一九一一年の登録數は六九%の増加、登録人員は四三%の増加、求人申込は八八%の増加、該就職は八〇%の増加、紹介しえたる人員七四%の増加である、即ち

	紹介就職せし人員	求人申込に對し就職せし人員
一九一一年	三一・〇%	七八・八%
一九一二年	三四・九%	七七・九%
一九一三年	三四・九%	七五・四%
一九一四年	三七・六%	七五・五%

一九一四年に於ける紹介成績は左の如くである。

	男	女	少年	少女
登録数	二、三二六、〇四二	七〇七、〇七一	二二、八九八	二〇七、四四一
登録人員	一、三八一、六九四	四七六、九二六	一五七、〇九三	一四八、三一〇
求人	九〇九、三八三	三二二、三四四	一五七、二七八	一〇〇、〇一九
求人補充	七〇六、四五八	二三二、九三五	一〇三、二八〇	七四、二三六
紹介件数	五〇七、五三八	一六〇、一四五	八五、〇六八	六一、三二〇

一九二〇年に於ける求職者は三百萬、求人は百五十萬で、就職しえたるもの百萬人であるから求職者の中約三分の一が就職したわけである。

我國に於ける大正十年七月現在の公設職業紹介所は九十四箇所であるが、職業紹介法實施後大正十四年末にいたり、その數百八十一箇所増加した。これを大正十年に比較すれば、求職、求人及紹介件數いづれも三倍以上の増加を示す。今、大正九年より十四年にいたる成績を示せば左の如くである。

年次	求人数	求職者數	就職者數	紹介件數	就職率 <small>(職業紹介所數 年未現在數)</small>
大正九年 (六月以降)	九五、四三二	一一五、七八三	六一、六二九	九一、六六八	五三% 一四五

一般紹介

同十年	三三八、〇五四	三二二、七八三	一五一、三〇四	二二七、〇二六	四八	九四
同十一年	四五〇、七二九	四五三、二六七	一九九、九六一	三四〇、五六四	四四	一〇九
同十二年	八一七、四二七	七二〇、四三八	三二二、五五〇	五一六、五〇三	四三	一三五
同十三年	一、〇九五、五六七	九七九、三四六	四四四、三八二	七二八、〇七二	四五	一六八
同十四年	八五三、九五〇	八七七、九八二	二八三、五九八	五八五、九七二	三三	一八一

職業紹介所は労働の賣手と買手とが集合し、最少の勞力と時間とによつて、各その目的を達するところで、労働を賣ること、買ふこと、はこゝに組織せられ、かくて自づから労働市場がつくられる。英國では紹介のことを labour exchange と云つてゐるが、これは stock exchange, produce exchange などに對當するものである。

職業紹介所は労働市場の情報を供給するところで、仕事はその關するところではない。労働者は單に仕事の要求や所在を知りうるのみである。労働者の福利のためには労働市場の狀況は能きだけ蒐集され、迅速に正確に報導されなくてはならぬ。それは領事の報告や地理的探究に關する報告と同一性質のものである。職業紹介所によつて蒐集さるゝ労働情報は無論公的性質のものだから、紹介所も亦公設たるに至らなければならぬ。

職業紹介所の要件は、(一)適才適所の主義に従つて人員を採用すること、(二)勞資に對し中立

なるべきこと、(三)慈惠の意味なきこと、(四)仕事でなく情報の分配を目的とすることである。

この終りの要件は紹介所の本質となるもので、紹介所へ求職を依頼するも、紹介所ではこれを保證するものではなく、求人を申込んでも必ずしもこれに應ずるものではない。紹介所では労働の賣手に對し雇入の機会を提供するのみで、これを買手につなぎ合すだけである。よつて、雇主も労働者もその取引は各自の分擔となるわけである。この外、紹介所では、失業原因の調査をなし、不幸なる失業者を救済することを目標としなくてはならぬ。職業紹介所は職業そのものが見付からない時には何等有効な失業緩和調節の手段とはなりえない。職業紹介所の迷信家達は一度び紹介所が開設さるれば失業は忽ち減少するやうに考へてゐるが、これは根據のない妄想である。職業紹介所は職業のない時に職業をつくり出すことの能きるものでもなく、又労働需要の激増する好況時に労働者の供給を増加しうるものでもない。なほ、熟練労働者を需要するときに不熟練職工に對して紹介所は職業を與ふことはできぬ。

職業紹介法 我國の職業紹介法は大正十年四月發布せられ、同年七月より實施せられた。紹介法による職業紹介所とは原則として公營のもので、市町村をして紹介所を設置することができやうにしてある。その經營に要する費用は市町村の負擔となし、政府はこれに對して二分一以内の補助を與ふ。職業紹介事業は内務大臣及職業紹介事務局長これを監督し、中央及地方に於ける

職業紹介事務局は職業紹介事業の聯絡統一を掌る。經營に關しては、これに職業紹介委員會を置くことゝしてゐる。

大正十二年三月職業紹介事務局官制發布せられ、これにより、中央職業紹介事務局を初めとし東京及大阪の地方職業紹介事務局が設置せられた。次いで、大正十三年二月職業紹介委員會官制が發布せられ、關係行政官廳の諮問機關として、委員會を開設することをうろした。これによつて、中央職業紹介委員會を始めとし、東京、大阪、名古屋に地方職業紹介委員會が設置せられた。大正十三年十一月には職業紹介法施行規則改正せられ、更らに、季節的職業紹介所及び市町村の職業紹介委員會設置に關する規定を設け、夫々紹介事務執行を完全にした。

参考文献

- (1) Calwer, R., Arbeitsmarkt und Arbeitsnachweis.
- (2) Freund, R., Der Arbeitsnachweis.
- (3) Eckert, H., Über die beste Organisation des Arbeitsnachweises.
- (4) Jastrow, Sozialpolitik und Verwaltungswissenschaft.
- (5) Jastrow, Der öffentliche Arbeitsnachweises.
- (6) Conrad, C., Die Organisation des Arbeitsnachweises in Deutschland.
- (7) Zahn, Über städt. Arbeits-Vermittlungsanstalten.

(8) Schmoller Die Arbeitsmarkt.

(9) Singer, Zur Organisation des Arbeitsnachweises in Wien.

(10) Petermann, Die öffentlich Arbeitsnachweisbereaus des Schweiz.

二 社會保險

社會保險 工場法は工場内に於ける労働者を保護するが、社會保險は労働者が何等かの理由により収入をうる事の能きぬ場合に労働者を保護する。労働者保險の三大部門は疾病保險、災害保險、及虚弱者、孤獨者保險である。

健康保險 疾病の保護はいろ／＼の途から講せられて居るが、これ等によつての疾病の保證は國民の一部分に限られてゐる。この缺陷を補ふため、獨逸では一八八三年始めて疾病保險法を發布した。該法によつて保險せらるゝもの實に四、六七一、〇〇〇人に達し、かくて、國民の一〇%が保護せらるゝことゝなつた。一九一一年には更らに保護の範圍を擴め、一四、〇〇〇、〇〇〇人を保險することゝしたが、これ即ち全國民の二二%に當る。一九一八年の革命後には更らにこの範圍を増大するに至つた。獨逸の強制的疾病保險はその後他の歐洲諸國に於て模倣し、英國、奧太利、匈牙利、ルキセンブルグ、ノルウェー、セルビア、露西亞、ルーマニア、和蘭、ホルトガル、チェツク、スラバキア及ポーランドの十二箇國で實施せられ、伊太利、白耳義、瑞典、及

米國亦これを詮議してゐる。

英國案では一六—六〇歳の手工業以外の總ての労働者に適用し、一年百六十ポンド以下の收入のものは適用範圍に入ることゝなつてゐる。それは(一)疾病の場合に現金救助をうけ、(二)虚弱の場合に現金救助、(三)醫療救助、(四)母親保護、(五)肺病に對する療養を含む。疾病については、六週間保險し、かつ、その期間掛金をなしたるものに對し、六週間にわたり一週二・五〇弗づゝ現金拂ひをなす。全額支拂後百四週間掛金をしたものでなければ効力がない。醫療については、労働者は保險委員の作製せし醫師表について、その好むところの醫師を指定し治療をうくることができる。母親保護については、被保險者たる婦人及男子の妻に對し七・五〇弗を支拂ひ、若し、婦人にして自づから保險すると共に、その夫が同じく保險してゐた場合には倍額の支拂をうくることができる。保險金は雇主と労働者が同額を支拂ふ仕組みである。

英國に於ても健康保險を施行せし結果は好良であり、一九一三年より一九一四年一月にいたる間に三、六〇〇、〇〇〇人即ち被保險者全數の二五%が支拂をうけてゐる。その金額六千萬圓に達し、病弱者に對しては一九一五年に千九百四拾萬圓を支拂つてゐる。これまで、病氣に罹りながら無理をして働いてゐた人々が治療をうけることができるやうになつたことは英國健康保險の大功績である。なほ、健康保險の施行せられし爲め國民の健康増進する徴候を現はしたことは最

も喜ぶべきである。

英國では健康保険の施行せられし初年に八十八萬七千人の母親が千四百萬圓の保険の支拂を受けてゐる。その結果、母親にして慈善病院の外來患者部に屬し、若くは母親慈惠金をうくるものが減少した。

災害保険 獨逸に於て災害保険を施行する範圍は鑛業、工場、運送業、建築業、交通業、國內航海業、手工業の一部などである。特に、航海業及農業に關する災害に對しては保険の途を開いてゐる。以上の職業に於ては労働者や徒弟はその収入の如何に關はらず、保険の利益に與ることができ、官公吏は十五萬マルクの年收にいたるまで保険の利益を受けることができる。

獨逸保険の對象は災害及死亡の補償である。獨逸では、災害後十四週間にわたり醫療を加へ醫藥を與ふることとしてゐる。労働不能のものに對しては年金を給與するが、全く労働力のないものには年収入の三分二を與てゐる。一部分労働力なきものは労働不能の程度に應じて年金の一部分を與へ、年收三萬六千マルク以上のものには三分一を給與する。療養に對しては療養院で保護することとして居るが、被收容者は年金と同額の待遇を受くる権利がある。死亡した場合には、法規により年收の十分の五を死亡給與金として支出することとなつてゐるが、寡婦に對しては五分の一の年金を給し、十五歳以下の子供にも同額の年金を與へてゐる。併し、該年金は死亡者收入の

五分の三を超えてはならぬことになつてゐる。

災害給與金は雇主の負擔とし、雇主はその目的に向つて組合をつくる。組合は工場内の災害を豫防する手段を採る。

米國では雇主に對し労働者に災害保険を付することを命じ、株式會社、相互會社若くは州に於て保險證券を發行することとしてゐる。大會社の中では獨立で保險を付するものがある。一九二二年に於ける米國の災害保険の實施州は十六に達した。その中のあるものは、州の費用を以て、強制主義を採つてゐる。

病弱者老年者及孤獨者保險 獨逸に於て實施する當該被保險義務者は十六歳以上の労働者、徒弟、奴婢、手工業者である。その外店員、工場雇人その他の傭員(Angestellte)、藥劑店の使用人、教師などで十六歳以上の年齢のもので、二千マルク以下の給料を受くるものに適用されてゐる。保險の對象は病弱者年金、養老年金、寡婦年金及孤兒年金である。

病弱者年金は年齢の如何に拘はらず、繼續的な病弱者に適用する。病弱者としては體力、才能及教育能力がその従事する職業に對し三分以下に低下したものである。養老年金は千二百週間の掛金を了したもので、年齢滿六十五歳以上のものに適用する。養老年金制は(一)任意的で補助主義によるもの、(二)強制的で出資主義によるもの、(三)非出資主義即ち直接養老年金制を採るもの

の三種がある。第一の制度を採るものは日本、加奈陀及白耳義である。米國のウイスコンシン及マツサチューセツツ兩州は一部分この制度によつてゐる。加奈陀では、その國內の住民は一年五十弗以上五千弗以下の政府年金證券を買ひ、掛金は郵便局へ拂込むことができる。けれども、任意制によるものはその他の同様なもの、如く利用せられず、一九〇八一—一九二〇年にいたる期間に僅かに五千の證券が発行せられしのみ。第二の制度によるものは奥太利、佛蘭西、獨逸、チエツク、スラバキア、伊太利、諾威、瑞典、和蘭及その他の歐羅巴諸國である。獨逸はこの制度の先驅者で、既に一八八九年にこの制度を開始してゐる。一九一一年の法律により手工業者、その他の賃金労働者、年收二千マーク以下の俸給生活者に對しこれを適用することにした。年金受領の年齢は一九一六年の法規では六十五歳である。一九一三年には別に俸給生活者に對し年金制を實施し、一九二一年には適用する範圍を年收一萬七千マーク以下のものに擴張した。費用は政府と雇主及被保險者との合同で負擔する。一九一三年に於ける獨逸の養老年金被保險者は一千六百萬、即全國民の四分の一に達した。第三の制度によるものは奥太利、ニュージラランド、丁抹及英國である。米國ではモンタナ、ネバタ、ペンシルベニア州がこの制度を採用するに至つた。一九〇八年發布せられし英國の養老年金制は一九一九年にいたり改正せられたが、それによると、七十歳以上の類齡者にして、二十年以上英國に居住し、性行善良なるものにして、全收入が一週二十シリング以下のものは年金を受くる権利があることになつてゐる。

年金額は收入によつて異つてゐるが、一週十シリングを起してはならぬことゝなつてゐる。一九一九年に於ける年金受領者は九十二萬人で、その金額一億八千萬圓にのぼる。獨逸では、寡婦年金は繼續的に病弱なもの、繼續的に病弱ではないが二十六週間にわたり病弱なものに適用されてゐる。孤兒年金は被保險者たる父の死亡したもので、私生兒ならざる十五歳以下の兒童に適用せられる。なほ、被保險者たる母の死亡せしものにして、父なき十五歳以下の兒童にも前同様である。父の死亡したる場合には私生兒にも適用することができる。

参考文献

- (1) Seager, Social Insurance.
- (2) Hoare, Old Age pensions.
- (3) Rubinow, Social Insurance.
- (4) Beyer, Industrial Accident Prevention.
- (5) Harris, National Health Insurance in Great Britain.
- (6) Haftman, More Facts and Fallacies of Compulsory Health Insurance.
- (7) Cohen, Insurance against Unemployment.
- (8) Schloss, Insurance against Unemployment.

三 工場福利増進

工場福利施設 工場に於ける労働者の福利を増進することは夙に行はれ、労働者健康の保持増進や、その他、労働者の福利はやがて工場経営の發展になると考へられてゐた。それに、工場法の實施により、資本家企業家の中、労働者福利施設を企畫するものあるにいたり、工場労働者の福利問題は一般化するに至つた。我國では鐘淵紡績會社を初めとして、労働者福利施設が講せられ、獨逸では、クルツプ會社、ツオイス會社、フレーゼ、ハインチエ、ブランケルツなどの福利施設が著明なものである。進歩せる工場主は職工住宅の改善を行ひ、快適な衛生的な住宅を提供してゐる。その他、學校や、俱樂部や、食堂や、托兒所や、哺乳場や、圖書室なども供給し、労働者の福利を圖ることに汲々としてゐる。

労働者の福利増進は二つの原則に關して居り、その消極的なるものは労働者と雖も商品や器械視することができないといふこと、その積極的なるものは、社會の福祉に關しては、労働時間や賃金や労働及生活状態や疾病、災害などの救濟手段の改善を圖らなければならぬといふことである。この原則に基き雇主は労働者や従業員の福祉を企圖しなければならぬことになつた。

Boetiger氏は雇主の福利増進施設に關して左の如き定義を下してゐる。

雇主の福利事業とは労働時間、賃金、雇人の労働及生活状態に關して一定の標準を設定維持

する雇主の努力をいふ、但し、それは法律若くは市場の状況により強要せられざるものたるを要する。

雇主の福利事業を企畫する動機は左の十二項に要約することができる。

- 一、生産力を増進すること
- 二、優良なる労働者を誘引すること
- 三、事業を廣告すること
- 四、同盟罷業及び労働争議を少くすること
- 五、労働者を慰撫して不平を起させざること
- 六、低安なる賃金の代用とすること
- 七、労働法の制定を防止すること
- 八、無組織労働者の訓練を防ぐること
- 九、人爲的に物價を釣り上げ、利益に課税せらるゝ率を低下すること
- 一〇、社會的良心、乃至、社會的責任觀より人道的意義に於てすること
- 一一、労働者に福利を與ふことはやがて労働者の社會的良心や社會的責任觀を高むると考ふ

福利事業の種類 福利事業は機能の見地より左の如く分類することができる。

- 一、労働者をして一層仕事に適合するにいたらしむるもの
- 二、生産に對し一層自意的に協力することに直接誘導するもの
- 三、同上につき間接に誘導するもの

四、協同經營によつてその目的を達せんとするもの

一層労働者をして仕事に適合せしむるにいたらしむるものとしては、労働者の教育及訓練、退職原因の調査、仕事に對する資格の研究、人物採用及位置詰換へにつき入念なる詮議等である。生産に對し一層自意的に協力することに直接誘導するものとしては、最低賃金表の設定、利益分配制度、株の所有、賞與などである。生産に對し一層自意的に協力することに間接に誘導するものとしては、養老年金、疾病年金、災害年金、生命保険、葬式費用支辨、仕事の調節などである。協同經營によるものは工場委員制度、共同管理などである。

参考文献

- (1) Aufgaben und Organisation der Fabrikwohlfahrtspflege in der Gegenwart (Schriften der Zentralstelle für Volkwohlfahrt, Heft 5.)
- (2) Herken, Die Arbeiterfrage.
- (3) Schulz-Gaevernitz, Zum sozialen Frieden.

(4) Düweli, W., Wohlfahrtspflege, eine eingehende Studie über die sogenannten Wohlfahrtsvereinigungen in den Verschiedenen Grosbetrieben.

(5) Boettiger, Employee welfare work.

四 職業團體

労働組合の福利事業 労働組合はその組合員に對し、職業の安定を與へ、失業の場合にはこれを救助し、並せて、失業を防止するなど、相互保険を實行し、その位置や生活の安固を企圖してゐる。労働組合は戰鬪的職分と共濟的職分とを並せ有つとして、單に戰時に於ける相互扶助のみならず、平時に於ても相互に保證し扶助し合ふてゐる。一九一九年に開催された獨逸の *Freien Gewerkschaften* の會議の決議によれば「國家や社會が労働不能、收得被制限者、失業者保護に對し冷淡であれば、組合は自助の形式により、自からを保護しなければならぬ。現時に於けるが如き程度の社會的保護では充分その目的を達することができないから、労働組合では自助の方法を採らなければならぬ」といふてゐる。もし、労働組合が共濟的手段を動かすといふことであつたらそれは充分有效なるものとなりうる見込がある。労働組合では失業時に於ける相互保険や、旅行補助、死亡給與金、貧窮救助、産婦保護、寡婦及孤兒の保護などを實行してゐる。獨逸に於ける一九一一年—一九一四年にわたる中央聯合會の支出せし金額は一億四千三百萬マークを罷業者保護

のために支出し、その他の目的に向つて二億四千六百萬圓を支出してゐる。失業救済に對しては八千九百五十萬マーク、疾病救済に對しては九千百萬マーク、旅行補助に對しては千六百萬マークを支出してゐる。

大戦當時に於ては、獨逸労働組合の共済的努力は一般社會事業に及び、兵士の家族や負傷者や失業者や孤獨者の保護を企圖した。

手工業者及小商人の共済 手工業者や商人も亦夫々組合を利用して相互扶助を實行してゐる。

困窮のとき、疾病のとき、死亡のときには共済の實を擧げ、寡婦や孤兒に對しても夫々救済の途を講じてゐる。その他一時的救助、子弟の教養、孤兒院、兒童保護所の經營までにも進んでゐる。

官公吏及傭員共済 官公吏や商店員銀行員なども夫々共済的施設を講せざるものなく、死亡出産に對し、なほ遺族に對して救済の道を聞いてゐる。新中等階級俸給生活者にあつては、組織的な組合を設けてゐるもの、特に労働組合に接近し、或は労働組合をつくつて居るものがあるが、その非組織なるものと雖も或は茶話會或は懇談會といふやうに何等か結成してゐる。これ等の組織を通じ新中等階級は間接に相互扶助を實行してゐる。

参考文献

(1) 河田福郎、社會問題體系、第三卷。

(2) 永井亨、労働組合論。

(3) Brentano、労働組合運動理論及實際。

(4) Nestleke、Gewerkschaftslehre。

(5) Braum-Müller、Die Gewerkschaften von den Kriegen。

五 労働保護法

労働保護法の意義 労働保護法の主要なるものは工場法であるが、完全に労働者を保護せんとすれば工場以外の労働者にも及ばなければならぬ。手工業や家内工業や鑛業や商業や交通業に使用せらるゝものはいづれも工場以外に働くものである。これ等の労働者には無論工場法は適用せられないが、完全に労働者を保護せんとすれば、保護法はこれ等にも及ばなければならぬ。これ等の労働者保護を目的とするもの労働者保護法(Arbeiterschutzgesetz)である。されば、労働保護法とは賃銀労働者の労働關係より生ずる害惡を除去し、その福利を企圖するために、雇傭者間の自由契約に制限を設くる法規の總稱であるといふことができる。

労働者の法的保護 労働者の法によつての保護は先づ工場工業及び鑛山業に向けられたが、これは労働組織に伴ふ弊害が最も顯著であつたからである。その後、法的保護の範圍は漸次に擴げられ、手工業者や、家内工業、商業、交通業にも及んだ。最初、幼年工の労働を禁止制限したが、それより、漸次、少年労働者及婦人労働者の保護に及んだ。

労働者保護法は弊害の最も顯著なものより始められたが、保護法中最も完備するものも亦古いものである。工場労働者保護法最も進み、鑛業労働者保護法これに次ぐ。されど、労働者保護法は賃銀労働者全體を目的とするものであり、更らに、それは社會全體の福祉(Gesamtwohl)を對象とするものである。それは一見労働者の保護にのみ任するが如く見えるけれども、労働者保護法は労働者と共に資本家をも眼中にをき、労働者と資本家との兩者に對して公平ならんことを期する。労働保護法の目的は労働者の偏疵でなく、社會全體の福祉である。

保護すべき労働者 如何なる労働者を保護すべき労働者と見做すべきか。シエフレ氏は、營業の種類及形態による分類と、労働者の性質による分類とを掲げてゐる。營業の種類により保護すべき労働者は、營業の種類による鑛山業、商業、交通運送業その他各種の勞務をなす労働者である。營業上の危険程度によるものは、安全なる労働者と、危険なる労働者との二つに分つ。營業の形態による區分は傭主の資格によるものと、營業の組織によるものとの二つに分つ。傭主の資格によるものは、私的企業と官公企業に従事する労働者に分つ。營業の組織によるものは、工場労働、準工場労働、その他の仕事場労働、自宅労働、家族労働とに分つ。労働者の性質による區分は、人格及身分によりものと、營業上の地位によるものとの二つに分つ。人格及身分によるものは、(一)成年と未成年工とに、(二)男工と女工とに、(三)既婚者と未婚者とに、(四)徒弟見習と

それを終りたる者とに、(五)學齡兒童とそれを終りたるものに分つ。營業上の地位によるものは役員若くは技師といふが如き高級なる労働者と普通労働者とに分つ。

工場法 我國の工場法は明治四十四年三月廿八日立法を完了して成立したものである。この工場法は明治三十一年、さきに作製せし職工法案を改め、工場法案としたもので、明治三十三年の臨時工場調査會に諮問し、終に明治四十三年にいたり、第二十六議會に提出せられたが、夜業禁止に對し綿糸業者の猛烈なる反對あり、撤回するの止むなきに至つた。その翌年該法案は農商務省生産調査會の修正を加へ、議會に提出せられ、議會に於て更らに改正した上で、可決成立したけれども、その實施は遅れて大正五年九月一日にいたり、やうやく施行する運びになつた。

工場法改正の法律は大正十三年公布せられ、それと同時に工業労働者最低年齢法が發布せられた。それによると、工場労働者の最低年齢は十二歳であつたが、原則として十四歳と改められた。それに但書がついて居り、もし、十二歳以上で尋常小學校を卒業せしものはこの限りでないとしてある。これまでの工場法には、事業の性質上危険なるもの、若くは衛生上有害の慎あるもので、職工十五人以上を使用する工場に適用されてゐたが、工業労働者最低年齢法では適用すべき工業を列記し、使用労働者數に關する規定を削除した。なほ、これまでの工場では、十五歳未満のものは危険なる業務及衛生上有害なる場所に於て就業することを禁じてゐたが、改正工

工場法では年齢が十六歳と改められた。但し、改正工場法及工業労働者最低年齢は未だ實施さるゝに至らない。

工場を限定するには使用人数、動力の有無、業務の性質等を標準とする。我國の舊工場は職工十五人以上のものが工場となつてゐるが、瑞西の一八九一年六月三日の聯邦參事會の決議は十人以上使用するものとなつて居り、佛蘭西に於ては二十人以上、伊太利に於ては十人以上、獨逸では十人以上となつてゐる。動力の有無によるものは、たとへば、英國の工場法では利益をうる目的を以て加工又はその附帯の行爲をなす家屋場所に於て汽力水力機械力を使用する場合にはこれを工場とし、これを使用せざる時は仕事場とする類である。事業の性質危険の虞あるもの又は衛生上有害の虞あるものを工場たる要件としてゐるが、瑞西の工場は特にそれを労働者の生命健康に危険の虞あるものと指定してゐる。

最低年齢 これまでの我國工場法の最低年齢は十二歳であつたが、工業労働者最低年齢法は十四歳と改めた。最低年齢は素より義務教育終了と關係して定むべきことであり、これまで、我國の最低年齢十二歳では就學の際其年の三月までに滿六歳に達するものゝみ滿十二歳を以て尋常小學校卒業となるから、この規定は妥當とは言ひがたい。幼童を酷使することは國民發展の障害となり、教育の普及並に文化の發展を阻害し、かつ、兒童の身體に有害である。兒童の發育は氣候

と關係があるから、南方諸國は北方諸國よりも一般に年齢の低きを常とする。概して、滿十二歳を以て最低年齢とするもの多く、英吉利、白耳義、和蘭、奧太利、匈牙利、露西亞、伊太利はいづれもそれで、佛蘭西、獨逸は滿十三歳、瑞西、新西蘭は滿十四歳である。氣温最も高き印度では滿九歳を以て最低年齢としてゐる。

各國ではその立法に幼年工、少年工、成年女工、成年男工の區別をなし、成年男工を除きその他のものを保護工としてゐるが、一八九〇年の伯林國際會議の決議による區分は、十二歳以上十四歳未滿のものを幼年工となし、十四歳以上十六歳未滿のものを少年工、十六歳以上十八歳未滿の少年工、十六歳以上の女工、及び成年男女工としてゐる。この區別は英國、佛蘭西、獨逸、奧太利、匈牙利、伊太利、白耳義等の立法に現はれてゐる。

工場法保護の範圍 各國の保護法は國民保健上の制限を設け、健康を保全することから出發し、少年工の最低年齢を定め、婦人及少年労働についての制限を設け、労働時間を制限し、最長労働時間及休憩時間など、一般に労働時間の標準を設定し、徹夜業や休日に関する規定を設け、設備に関する規定や、賃銀に関する規定や、労働契約の締結や、工場監督に関する規定を設け、その取締や罰則を定めてゐる。

工場法に收むべき範圍は、(一)労働時間、休憩時間、休日及び労働禁止に関する規定、(二)設

備に關する規定、(三)賃銀に關する規定、(四)勞働契約の締結に關するもの、及び、一船契約に關する規定を含む。勞働時間に關しては各種勞働者の最長勞働時間を設定し、その休憩時間を定め、徹夜業や休日に關する規定を設ける。その外、幼童の使用禁止、女工の制限及禁止、危険の慮あるもの衛生上有害なるもの、制限及禁止にわたる。設備に關する事項は危険を防止することに關するもの、衛生上の制限及禁止、風紀取締に關する規定にわたる。これ等の規定を基準とし、主として、自助能力を缺くと認めらるゝ範圍に於て各種の勞働者を保護することを原則とする。勞働保護法は社會全體の福祉を目標とし、國權により、自助能力の缺けたる勞働者を保護し、よつて以て社會全體の發展を確保し促進することを目的とする。

参考文献

- (1) Commons, Principles of Labor Legislation.
- (2) Clark, The Law of the Employment of Labor.
- (3) Andrew, Labor Problems and Labor Legislation.
- (4) Ely, Property and Contract in their Relations to the Distribution of Wealth.
- (5) Hutchison, A History of Factory Legislation.
- (6) Jevons, The State in relation to Labor.
- (7) Goodnow, Social Relation and the Constitution.
- (8) Farnam, Some Fundamental Distinctions in Labor Legislation.
- (9) Chapman, Work and Wages.
- (10) Pic, P., Traité élémentaire de législation industrielle.

第四編 社會事業學論

第一章 社會事業學論の現勢

一 社會事業の原理構成

我國には社會事業學論らしきもの未だ展開せられず。歐米諸國に於ても學論の構成甚だ粗雜なる觀あり。かくの如き状態を以てして、よく學としての社會事業を構成することをうるや疑ひなき能はず。私は本書に於て體系的に學論を構成する端緒をひらいたから、この文籍は恐く歴史的意思を帶ぶるにいたつたと想ふ。本書とそれについて發表せし數卷の文籍に於て、私は社會事業を學として構成すべき豫備行動を終了した。今正に公刊せし「社會事業とは何ぞ」一卷に於ては學としての社會事業の基礎を固め、諸問題を論明し、更らにそれを行くところまで行かじめ、歐米の社會事業學論に對してその地歩を維持し、愈今秋を以て、社會事業學を一と先づ構成せんとするにいたつた。

私の原理構成は本書に發足するが、本書初版の公刊以來その間一年有半、私の學論は益々多岐となり、新研究も不尠、本書に取扱つた題目はいづれも深化し、乃至その陣容を整頓したから、

これを up-to-date のものとするには一年半研究の成果を取り入れ、修正を施さなければならぬ。乃ち、改版に際し、第四編を加へ各主要の問題を再吟味し、或は新研究を取り入れて最新のものとするにしたい。

我國の社會事業文献には原理が缺けてゐる。原理論のない社會事業文献といふものは全然無價値なものであり、従つて、これまで我國に發表せられし社會事業文籍は價値の乏しきものが多かつたといふことも亦餘儀なき次第である。各論の前に必ず原理論が來なければならぬが、我國の社會事業文籍の多くは僅々數頁より十數頁をこれに割くに過ぎない(原理論は千頁以上を要する)従つて徒らに各論的記述滋くして、その基礎なく、所謂何のことか分らぬ憾みがあつた。尤も、この事は歐米の社會事業學論に於ても同様であり、たとへば、我國に著聞する、デヴィン氏の、Social Work に於ても原理らしきものは(それは所謂原理論と名付くべきものではないから)第一篇第一及第二章のもので計二十七頁に過ぎず、ザロモン博士の Leitfaden der Wohlfahrtspflege でも僅々二十六頁が原理論にあてられて居り、エルドベルグ博士の學論も亦七十二頁を以て原理を論ずるに過ぎない。これに對し、私は千頁程の原理論を發表する豫定である(「社會事業學原理」に於て)

我國の公私社會事業は既に雜多な仕事を始めては居るが、その背後をなす原則に乏しい憾みが

ある。原則のない社會事業は無價値であり、時に却つて有害である。たとへば、我國の方面委員制度に充分原則が導入せられて居ないとすれば、分散的機能と集中的機能とを結合し、個人的救助と集團的救助とを融合する妙味を發揮することができない。これ我々が方面制度の施行にあつても、先づ原則の樹立導入を急なりとする所以である。隣保館は小なるものが宜いといふことも亦原理によつて決められることで、原理を缺く隣保事業は浮草に等しい。但し、やうやく原理論が社會事業界にも重せられて來たと言ふことは慶賀に堪えないし、昨今社會事業の理論争闘の聲を聞くこともまことに喜ばしい。昨今、主として若き學徒の間に社會事業の論議が喧しくなつて來たがマルキシズムを基準として社會事業を論評するに過ぎないものゝやうである。これ等の學徒の間には社會事業そのものを研究する風潮未だ發生せず、従つてそれ等の人々には多く社會事業知識は缺乏して居るか、殆んどそれらしいものを持ち合はして居ないやうである。私の學論を論評するものを見ると、方角外れのもの多く、社會事業を知らずして一種の奇論を弄する觀なくんばあらず。但し、この種の意氣の旺んな系統的教育を受けし若き學徒の中より、必ず第三期の人材として(我々は第二期の研究者で、その數に於ても甚だ限られてゐる)遠からず社會事業學者を出し、その數の今より多きことに於ても亂れ咲きの觀があり黄白とりんゝとなるであらう。

我々社會事業學論の創始者はこの時代に望をかくるのであるが、今に於て、如何にも社會事業研

究家の少いのを憾みとし、その知識の發達せざることを嘆ずる。

社會事業とは何かといふことは非常に難解のことで、今日遽かにこれに答ふることは一見不可能である。私は本書の第一篇を社會事業概念論の論究に費したが、私の採つた方法は先づ(一)概念の論理構成と(二)概念發達史的研究とで、次に、私は社會事業概念と混同するあらゆる概念と社會事業概念とを區別することに努めた。

これに關しては新著「社會事業とは何ぞ」に於て、一と先づ學論を整頓し、行くところまで行かした。新著に於ては概念の論理構成は獨逸、奧太利、英國及米國の概念發生史に回顧を與へることにより、私の歐米諸學者に對峙して學論の一回轉を圖らんとする積極概念はいづれの點に於ても確立した。その外、新著に於ては統合的學論が嚴密なる形式を付與せられたが、拙著「貧民政策の研究」に於ては、これが貧民に關する限りに於て精論せられた。

二 學論の發生史的研究

私の研究は無論單なる論理構成ではない。これまで發達し來れる總ての社會事業概念を學術的だと冷笑されるまで歴史的に細説これ力めた。これによつて、私は發生史的に社會事業概念發達の跡を辿ることができた。これが本書第一編第二章の課題であり、これによつて私は社會事業の起源より筆を起し、學派に分類を施し、消極學派と消極的積極的學派の二つに區分し、前者を更

に、(a)消極的救護を總名とする説、(b)任意的動作基準説、(c)貧民事業基準説、(d)勞働者福利基準説、(e)社會問題基準説に分ち、歴史的發生的に社會事業概念の發展を分析闡明した(この事に關しては新著「社會事業とは何ぞ」参照)

この發生的研究の結果は社會事業は消極的なると共に既に積極的なるものとなつたといふことである。この斷定は私の概念論を確定する基本的なもので、恐らくこれが今後一般に社會事業概念に根本的な變改を加ふる契機となるであらう。

私のこの研究方法を充分見ないと、私が消極的觀念より積極的觀念に移入せし理由は明白とならない。従つて、概念構成が單なる論理的遊戯たるが如くに思はれる。それに、もう一つ重要なことは、私は現實に基き原理を構成するよりも、それと共に社會事業の究極的發達を取り入れ、學として社會事業の領野を確定する方針を取つたことである。私は本書(六―七頁)に於て「この事は究極對象を豫想することによつてある。消極主義と言つても人類の安寧幸福を目標とし、第一、缺陷の除去調整によつてその目的を達するが、その目的は究極人類の安寧幸福であり、その手段が常に消極主義であるに過ぎない。然らば、人類の安寧幸福を目的とする社會事業は、消極主義といふ第一道より先づ進むべきであるが、第一道終りを告ぐれば、更らに第二道たる積極主義に移らなければならぬ。消極と言ひ、積極と言ふ、等しく人類の安寧幸福に達する手段に外

ならぬ。社會事業を以て消極的であるとするは手段と目的とを取り換へて居る」と言ふてゐる。これは現實にのみに即して社會事業概念を限定したものでなく、(一)發生的に概念發展の方向を探り、これを積極的に進轉せしめ、(二)これに次いで、究極的發達をも豫想し、これを總て取り入れ、學としての範圍を定める方針を採つたものである。

三 學論の現勢

私の發生史的研究は本書第一編第二章に企てられ、これを豫想する論理構成は第一章に成し遂げられてゐる。

第三章より第六章までは社會事業概念と彼此區別を要する他の概念とを取扱ひ、第三章に於て社會事業と社會政策、第四章に於て社會事業と社會事業政策、第五章に於て社會事業と慈善事業第六章に於て社會事業と人道及溫情を取扱つてゐる。これ等諸概念を社會事業概念と明確に區別することは決して容易なことではない。これ等諸概念と社會事業概念との區別については「社會事業とは何ぞ」に於ては嚴密なる形式に於て取扱つた。これ等の諸概念が區別せられなければ、未だ以て、社會事業概念を明かにしたとは言ひがたい。私は本書では力めて明確に概要をつくす方針をとつた。本書では要綱を示す外なく、これを最も明確なる形式によつて表示するのが「概論」の使命である。本書に於ける私の社會事業概念論は僅々十二頁であるけれども、私が最近、

「社會事業とは何ぞ」に發表せし「概念限定」は九十二頁に達する。何人もかくの如き長論文を「概論」の中へ加ふべしとは言はぬであらう。私は「社會事業學原理」の著作に着手して居り凡て精細に論述する豫定であるが、それでも「社會事業とは何ぞ」に發表せし程の論稿をその中に收むることとは不可能と思つてゐる。

本書の第二編に於ける形態論は私の重要な社會事業研究である。第二編の形態論は全く自分の創造であるから、私は新形態と新名辭とを多く造つた。私は既に本質論に於て、積極的社會事業だの、消極的社會事業だの、綜合的社會事業だの、超越的社會事業だのといふ新名辭をその内容と共に提出したが、更らに、形態論にいたり、體驗社會事業だの、概念社會事業だの、心情社會事業だの知的社會事業だのといふ新區分を掲げ、個人的困窮だの完全救助だの、不完全救助だの、部分的社會事件だの、綜合的社會事件だのといふように新名辭を續出してゐる。これまで社會事業の研究不完全なりしたため、これ等の名辭に對當する觀念の發生がなかつた。よつて、自然それに對する名辭も要らなかつたまで、ある。新觀念の發現と共にそれを表示する名辭の出現は自然のことであると思ふ。

今春、私は更らに「統合社會事業」なる新名辭を造つた。社會事業には個人的社會事業と集團的社會事業とがあるが、その施行及運営に於ては統合されなければならず、かくて兩者は結合して

成立することゝなるが、この形態を表示する文字がない。よつて、私はこれに對し統合社會事業なる新名辭を復又鑄造した。私の社會事業研究は無限の原始林にふみ入るのであるから、いよいよ新事實と新觀念と新名辭とに恵まれたいと思つてゐる。

社會事業は決して純一なものではない。これをさう思つてゐるこれまでの解釋が誤つて居る。社會事業は幾多の形態に區分されなければならぬ。社會事業は根源的困窮より出發するが、それが個人的困窮に移り、ついに、集團的困窮に進んで行く。これに應じて、社會事業は體驗的社會事業と、慈善事業と、概念的社會事業とに分たれる。困窮を取扱ふ見地よりしても、全一的取扱個人的取扱、集團的取扱といふように分れなければならぬから、これに對して區分されたる社會事業の形態が現はれて來る。

かくて、心情社會事業も、知的社會事業も、綜合的社會事業も、統合的社會事業も區分されなければならぬ。私の形態論は今後益々發展すべきものである。私はこれまで、體驗形態、慈善形態、集團形態、統合形態、及綜合形態を區分した。

私の原理研究は未だ終局に達しない。本書に於ては原理研究の端緒をひらいたに過ぎぬ。更らに私は「社會事業とは何ぞ」に於て最近到達しえた原理論を發表した。今秋公刊する「社會事業學原理」にいたり、一と先づ内容外觀を大成する考へである。「一と先づ」と言ふのは、それによつ

ても未だ或は論理的努力に忙しく、論究これ努むる結果として、體系を整齊する餘裕がないかも知れぬ。然らば、私は最後に「社會事業學體系」一卷を提出することによつて社會事業原理研究を終局に導き度いと思ふ。

原理研究が社會事業學界に對しては勿論として、社會事業の實際世界にも重大にして密接なる關係のあるものだといふことが、本書の公刊によつてようやく分つて來たことは喜ばしい。

第二章 歴史社會事業

一 個別的方法と集團的方法

本書では因果的困窮と歴史的困窮とを區別し、完全救助を個別的なるものとし、不完全救助を集團的なるものとして、一切の救助を完全化するため、集團的困窮を個人的困窮へ還元した。更らに、個人的困窮は根源的困窮へ還元すべしとなし、個性、變化、偶然を基準として社會事業の歴史的取扱の端緒をひらいた。

この歴史的社會事業學論はその後「貧民政策の研究」により明かな發展を遂げた。同書第一編では、(一)體驗的救助方法、(二)個人的救助方法、(三)集團的救助方法、(四)統合的救助方法を取扱つて居るが、一切は歴史的救助方法に歸一せらるべしとする構想によつてゐる。

第三編に於ては、歴史的方法を基準として貧民政策を定め、個別的なるものを行政となし、集團的なるものを政策として（「貧民政策の研究」三七〇—三七二頁）特志家本位主義を主張し（三七六—三八一頁）個別主義を基本とするが故に院外救助本位主義を確定し（三編第三章）院外救助を歴史的方法と解し、經營主眼に於ても特志家的機能を重として復合經營論を翳げ（四〇三—四一頁）郡單位を主張するにあつても、個別的機能に重きを置いて立論した。第三編第七章に於ては、全體として救貧組織を個別化すべしとなし、歴史の貧民論をその終局に導いて居る。これによつて、先づ、本書に發せし個別的方法は歴史社會事業に發展して行き、「貧民政策の研究」に於て貧民に關し精細にして徹底せし適用をうけた。

二 集團社會事業と歴史的方法

集團社會事業が不完全なものであることに就ては本書初版發表後明かにされた。本書初版に於ては未だ集團社會事業や官公社會事業の界限なるものは論せられなかつたが、これは本書の釋義として簡明に記述せられし拙著「社會事業要領」（七六—七八頁）にいたり初めて明かにせられた。尙、この事については、近著「社會事業とは何ぞ」にいたり、専門的分析を加へられ、集團的界限效用が明かにせられた（第五章六節「形態的定量の法則」に於て）

現時に於ては、我國の社會事業は急に公的のものとなり、従つて、集團的のものとなつたが、

歐米諸國の社會事業一としてのこの軌道に外れるものはない。よつて、一切は公的社會事業化して集團的なるものに轉成せらるゝ危險に曝露せられて居る。この間にあつて、社會事業學論が未だ明かなる進出をしないために、人間を人間として處遇する主義は正に一大脅威をうけて居る。私は逸早く歴史的方法によつて社會事業を研究し基礎づけることとし、公私社會事業の本質を嚴密に研究した。これに關する私の學論は「貧民政策の研究」と「社會事業とは何ぞ」に載せられ、通俗なものとしては「社會事業要領」に收められ、よつて以て、研究と現業との兩方面に歴史社會事業を透徹せんことをめた。

私の歴史社會事業の發展の跡に關しては、本書より「貧民政策の研究」に、それより「社會事業とは何ぞ」にわたり精讀せらるれば一目瞭然たるものがあらう。これ等諸著に於て、明かに官公社會事業本位として人間を物化する現時の趨勢に一撃を與へ、これを正道に引き戻し、人間が人間への方法、それが完全なるものたるにいたるべき途（不完全救助に對して完全救助）を指示せんと力めた。私の學論は人間の尊嚴を認め、これを物から區別せんとする主義によるものである。かくて、歴史を基準として學論を編み、これによつて現業を規整し、人間界に奉仕せんとするにある。

三 個別社會事業と歴史的方法

私の學論に於ては、體驗社會事業と慈善事業とはもう一度その價值を恢復し、これを社會事業や社會政策の上位に据えた。社會事業や社會政策といふが如き人間を物化し、器物として取扱はなければならぬ如きものは人間の見地の發達する現代思潮と相容れぬものである。

社會事業や社會政策は集團的なものであるから、歴史と相容れず、個性と創造と變化とに背地する。人間を基準とし、人間的價值を認識し、道德と宗教とを高く評價するものにあつては、社會事業と云ひ社會政策といふが如き非人間的なるものに高き位置を與へることはできぬ。これ私の學論に於て人間性に基く個別社會事業の強調となつて現はれし所以である。

このことについては「貧民政策の研究」に最も精細に最も明白に示されたが、更らに現業界及一般國民に對しては、これを通俗化して、近頃「貧民事業要領」なる小冊子を提供し、この論旨を一般化すべく努力するところがあつた。「貧民事業要領」に於ては、先づ、歴史的方法を設定し、院外救助を主義となし、個別的たるべき小舎、分舎を強調し、一層これを個別化するため居宅救助を提唱し、現行方面委員制度を歴史の見地より批判し、正に近く實施せられんとする貧困救護法を歴史的光明に照らして如何に取扱はるべきやを論じ、一體として、將來の貧民救助を歴史的なものに轉換することを策してゐる。「貧民事業要領」は通俗なものではあるが、私の學論を最も忠實に代表するもので、人間を人間として遇する人道的使命を帶ぶるものである。

四 歴史社會事業の成立

かくて歴史社會事業は成立するであらう。米國を主流とし歐洲諸國を副流とする social case work がやうやく學論の上に重要なものとして認識せられ、昨年夏巴里に開催せられし第一回萬國社會事業會議を支配せしもの、題目の一となつたのは明かに歴史社會事業が社會事業の主流を占むる所以を物語るものである。こゝに於て、歴史社會事業が公認せられるであらう。

私の歴史社會事業は獨自なもので、これが本質の分析も、その内容の限定も、私の學論にいたつて初めて明かにせられた。歴史社會事業の何であるやを論明するは拙著「社會事業學原理」の役割の一であるが、私は既に歴史社會事業の内容を「無限の結合」と「全一」とによつて提示した。無限の結合によつて進む社會事業は繰り返へす困窮に向ふものよりも完全ではあるが、それが全一にいたり體驗社會事業の形態をとらなければ人間的處遇は完成しない。私の歴史社會事業は結局體驗社會事業である。私は初めて歴史社會事業を體驗社會事業として表示した。

この事に關しては「貧民事業要領」第十三章「貧民事業の現業と學論」とを併讀されたい。

私は別に「農村社會事業指針」を公にしたが、農村社會事業は都市社會事業の集團的なに對し著るしく個別的である。歴史社會事業研究の一資料として農村社會事業は閑却することができぬ

第三章 公私社會事業と歴史的方法

一 私的社會事業と歴史的方法

本書公刊以來、歴史的社會事業は漸次その陣容を整ふるに至つたが、これに關し一切の側面にわたり茲に記述し論明することはできぬ。よつて、これに關しては、「貧民政策の研究」、「貧民事業要領」、「社會事業要領」及近刊「社會事業とは何ぞ」に於て分析闡明せし公私社會事業學論についてのみ歴史的方法に觸れて見よう。

社會事業の現業に關し、特志家、私人及女を基本とする方針は社會事業に革新を導入するものであるが、これ歴史社會事業を基準とする當然の歸結である。私人、特志家及女は社會事業に於て個別的側面を代表するが、かくの如き個別的機能を基準とする學論は歴史的なものである。本書第一版發表以來、私の學論は明かに歴史的なものとして進轉したが、その論法の如何あるかを示すため、公私社會事業に於ける個別的機能を基準とする學論に一顧を與へることとする。かくて、私的社會事業は歴史社會事業の一種であることを明かにしなくてはならぬ。

二 我國社會事業の特徴

我國社會事業の缺陷と認むべきものは集團的なもので、歴史的社會事業と逆行することにある

が、その缺陷は略左の如く要約することができる。

- (一)あまりに中央集權的で、地方分權的社會事業の發達を阻害してゐること
- (二)統一的乃至純一的社會事業の發達する割合に個性と變化と實驗とに基づく分權的社會事業の發達せざること
- (三)この状態に照應して標準化及び形式化の整齊するに比し、社會事業の能率と效果とに乏しきこと
- (四)中央及び地方社會事業の間に充分なる連絡なく、孤立して所謂單獨社會事業形態をとつて居ること
- (五)我國の社會事業は官公私にわたり分斷の弊に陥り、社會奉公の念に基くよりも、單に事業慾や權勢慾によつて動き、ために嫉視排擠の氣風に富むこと
- (六)我國の社會事業は官公社會事業として發達し、私的社會事業の發達を無視してゐること。
- (七)私團體の財力缺乏するため單に名目上のものとなり勝ちなること
- (八)公私共に組織を無視し、亂雜無秩序なるものとなり、ために我國の社會事業は一般に亂雜醜陋なるものとなりをること

これ等我國社會事業の缺陷につき公私社會事業の相關若くは提携によつて救治しうるところの

ものは何であるか。八の缺陷の中、公私社會事業に共通なる無組織非科學的なることを除いては公私社會事業の提携補充によつてその他の缺陷は多少又は全く除去し得るものである。

我國の官公私社會事業はいづれも無組織で合理化してゐず、未だ、大正七年前後より繼續して發達し來りし所謂應急施設はそのまゝとなつてをり、單に亂雜無秩序なる醜態を齎すのみである。

我國の社會事業はあまりに統一的 (einheitliche) で、あまりに同一性 (gleichmässig) に富み、lokalen Charakter といふものがなく、ために、社會事業界に奇妙な無感覺と倦怠とを生じてゐる。かの「申譯」に社會施設を企畫することの流行するのはその根源全くこゝにある。そこで能率がなからうが、効果がなからうが、どうでもよいといふ捨鉢的態度は、もどく能率も効果も擧がらないような仕組や組織に苦められて居ることから來る。國を通じ純一な同様な勞働施設や貧民事業ばかり行つて居り、都市社會事業を農村にまで復寫して居るのであるから、効果のあがる筈がなくまた、能率の擧るわけのものでもない。この實勢に對し、公私社會事業家達は無能率無效に壓氣がさし、社會事業に對し無感覺となり、かくて、倦怠を覺えてゐる。社會事業界に働く人々の心理はいやく／＼仕事をやつて居る有様である。そこで、「申譯」なるものが生ずる。申譯的な社會事業といふような變體はかくの如くにして現はれて來た。各地共、効果があるか能率があるか分らぬけれども、やれと言ふからやるのだといふ氣分である。こゝに於て、これを合理化し學問化する

氣分も失はれてくる。

三 公私社會事業反比例の法則

アルミイ氏は公私社會事業反比例の法則といふものを立てゝゐる。尤も、この法則に反對する學者もあり、ウアルネル氏などもアメリカの例證によつてこれに反駁を加へてゐる。私に於ては、この兩説は矛盾するものでも衝突するものでもないと思つてゐる。(但し、精細な歸納的研究によつて一層これを確め度いと思つてゐる。)私の考へでは、公私社會事業をそのまゝ放つてをき、その行くところへ行かせれば、アルミイ氏の言ふが如く、公的社會事業發達すれば私的社會事業衰頹し、私的社會事業全盛なれば公的社會事業下火といふことになるであらう。併し、公私社會事業をして補充し提携させる原則をとつて居る社會や國では、ウアルネル氏の論するが如く、公私社會事業は平行し共に發達するであらう。恐らく兩者見解の相違は別々のことを論じて居ることによらう。公私社會事業を單獨社會事業として運營するときに、公私社會事業反比例の法則がたち、公私社會事業を綜合社會事業として運營する場合に、公私社會事業平行の法則といふものが立ちうるであらう。

社會事業發達の上から見れば、公私社會事業は必ず補充し提携しなければならぬ。官公社會事業と私的社會事業の性質と職分とは全然別なものである。私は公私社會事業の本質を枚擧によつ

て決めず、これをその本質の上に於て決定し、それを原理主義と言つてゐる。いづれにしても、公的社會事業は法則や規範により、私的社會事業は任意的動作 (freiwilliger Tätigkeit) や愛によるものである。よつて、兩者の性質は根本的に異ふ。

然るに、我國現今の社會事業は官公社會事業全盛なるに對し、私的社會事業は微々として振はず、全く無能力なる觀がある。資産などは有るといふよりも、無いと言つた方が適當である。たゞ、助成とか補助とかによつて、生き延びて居るようなものもあり、實に意氣地のないこと甚だしい。私は拙著「晩近の社會事業」のうちで(第七章)「社會事業補助金の是非」參照)補助金問題を論じ、かくの如き不健全不妥當なものは我國社會事業行政より抹殺しなければならぬ所以を述べた。然るに、我國社會事業の各會議に於ける主たる議題の一は例の補助金の問題である。かくの如く我國の社會事業は補助金に生き、官公の寄生虫となつて、正に氣息奄々たる有様である。意氣地のない、はたらきのない、生きて居るか死んでゐるか分らぬようなものが我國の私的社會事業そのものである。

四 特志家本位主義と歴史社會事業

我國社會事業の現時の懸案は如何にして私的社會事業精神を公的社會事業のうちへ表現すべきかといふことである。官公社會事業偏重として進みつゝある我國社會事業には、現時に於て夢想

だにしないような多くの特志家を参加せしめなければならない。この特志家は男と共に女である。若し、特志家を官公社會事業のうちへ導入するとしても、男子のみを入れて女子を除くが如きものは、私的機能をよく公的社會事業に表現する所以ではない。女子は男子と異なる社會事業の分業をもつ。今後官公社會事業のうちには必ず特志家的機能を加へねばならず、歐米社會事業界の實驗し主張する以上の私的機能を公的機能のうちへ入れる必要がある。私の考へでは、任意な特志家が官公社會事業の實行機關として第一線に立ち、官公吏は後方勤務や統卒や、指導を分擔する形式を採るにいたりて初めて純真なる社會事業が現はれると考へるのである。方面委員制度に於ける特志家参加の如きことは、その他社會事業分枝に於ても、如何にしても、繰り返さなければならぬ。もし、方面委員の活動がなければ方面委員制度は死物とならざるを得ないであらう。

以上の原則により、官公社會事業團體には夥しき男女特志家を参加せしめ、現時に於ては未だ見るをえざる新社會事業形態をつくるにいたり、社會事業界は一段の進歩を遂ぐるであらう。官公吏及び特志家が別々に働いて居るのが現時の状況であり、何人もかくあることを怪まぬが、一度公私社會事業の機能を反省するに至れば、寧ろ現時の事態を以て不可解と考ふるに至るであらう。

歴史社會事業の開展は社會事業學論に一回轉を與へる。個人と個性と偶然と變化とに基く社會

事業は社會事業の中核をなす。社會事業を歴史的に研究する私の方針は私人、特志家、女性を基本とする學論となつて現はるゝにいたつた。本書第二編に設定せられし歴史的方法はその後、社會事業の諸問題を確定する基礎方針となり、(公私社會事業の關係はその一例として)四方八方にその羽翼を伸ばし、以て、歴史社會事業なるものを確定し、近著「社會事業とは何ぞ」を経て、「社會事業學原理」にいたり、その最後の決定をうくるにいたらんとす。

第四章 社會事業の綜合的傾向

一 分業と人類の生活

分業は現代社會に多くの用役を齎したが、これによつて又人間生活は覆されもした。分業は人間を分ち、これを小分細分し底止するところを知らないため、分業によつて人間生活は失はれる結果となつた。そこで、現代に於ては綜合が人類の要求となり渴望となつて現はれてきた。

十六世紀に始り十九紀にいたつて驚くべき發展を遂げた人類思想の變改は政治と經濟と社會と思想との一大變革となつて混亂したが、その後、一時方向を失つた人類は再びこれを再造し、渾沌たる世界に整調する必要を感じるにいたつた。舊時代に於ては生活は調和し平靜で安穩であつたが、現時に於ては然るべき身體的的心理的基礎を失ひ、世は混迷して渾沌となつた。そこで、こ

の分斷されて支離滅裂となつた世界を如何に恢復するか、現代人の解決しなければならぬ生活方針となつた。この分業によつて分斷された生活を統一することが前途の光明を投げ與へる所以ではない。

Maladjustmentなる現象は殊に現代的のものである。如何に周圍に適應すべきかを知らずして混迷し混亂するのが現代困窮の根源である。

現代の物質的發展は異常なもので、器械と電氣とによつて自然を征服し、これを利用して人類の生存競争上前代未聞の光景を開展した。アルフレッド、ラッセル、ウォーレス氏は Wonderhu Century なる著書に於て十九世紀の發明發見を前千八百年間の總收に比し、それよりも勝れて居るとなし、實に驚くべき世紀であると言つてゐる。この世紀の發明發見は偉大なものであつたが人類は代價を拂はずしてこれを利用することができなかつた。階級の反目や、貧富の隔絶や、失業者の大群の出現や、不良住宅や、安賃金や、不衛生状態など續々現はれ、人類生活を惡鬼のさいなむ如き悲惨にして暗黒なものたらしめた。

これ等人類への用役と害惡とはいづれも分業の結果齎らされたもの。靴一足造るにも幾百人の分業を要するといふ類で、勞働は單調と無趣味とにみち、簡單な作業を日に月に繰り返へし、幾年経つてもこの災厄より人を免れしめない。科學者の研究も細より微に入り、たとへば、動物を

學ばずして昆虫を學び、更らに昆虫より蝶や甲虫に、又それよりその一部分に進み、ついに一生を擧げて蝶や甲虫の足一本眼一個に全勢力を費やすといふ馬鹿氣た慕が開かれた。神も佛も自然も人生の意味も分らなくなり、人生とこの意味には全く無智となつて、虫の足一本眼一個研究するに一生を棒にふるといふ驚くべき人生觀が現はれてきた。フェルゾオルン博士はこれを人生の破産と云ひ、この災厄より人類を脱出せしむるには優生學的に改良せられたる超人たらなければならぬと言つてゐる。かくて、如實に文明の破産が來たのだ。學者や研究家は部分に通じて全體にくらく、各他を顧みずして部分研究をなす結果、文化は支離滅裂收拾すること能はざらんとする。自分の仕事だけが最も偉い意味のあるものゝように妄想して各科に割據する惑むべき生物が所謂専門家であり科學者である。最も僅かな斷片を知つて一切に無智となる如き厭ふべき職業が科學商買である。

分業が悪いのではないが、人類のこれを利用する方法が悪いのである。人類は以前想像しえざるような程度に自然を征服利用したが、これに對し、勞働は非人格となり、兄弟互に握手することの能きぬように感情が疎隔してしまつた。こゝに單調も、失望も、悲觀も、激情も、不和も、革命も生れてくる。

私が社會事業を歴史化しなければならぬとする理由も、こゝから生れる。集團的社會事業の如

きものは、たかゞ部分救助をなしうるものたるに過ぎず。社會事業家はよく經濟的救助だとか教化だとか、保健だとか、救護(貧民について)だとかといふけれども、實はかくの如き部分救助なるものは眞の救助ではない。この事については、本書に述べし社會事業の分枝分斷不可能の原則に出入しても分る。實は、かくの如き分離し特殊化する取扱法といふものはたえて存しない。それは紙の上での存在で、事實としては存在しない。事實としては具體的なありのまゝの個人が存するだけで、その個人の持ち合はず困窮なるものは經濟的だの教化的だの身體的だの精神的だのと言つて分ちうるが如きものではない。すべては渾然一體をなす。「社會事業とは何ぞ」一四五—一五〇頁参照)

そこで、部分的救助としての、或は經濟、或は身體、或は精神といふが如き分業は不可能となり、社會事業はいづれにしても綜合に向はざるをえぬ。こゝに社會事業は歴史的なものとなり、部分よりも全體に、特殊よりも個人に向ふであらう。分斷し分離しうるが如き困窮は純眞のものではないから、集團的社會事業とか官公社會事業とかいふが如きものは餘儀なく現はれてきた似而非な形式である。これ以外何の意味も價值もなく、従つてそこに權利なるものもないはずである。

救助には調査を要し、訪問を要するが、訪問者調査者は専門家にすぎない。訪問看護婦、醫師

訪問教師、方面委員、兒童委員、保險委員といふような専門家が代る代る訪問して來るが、之れ等のものは一も人生を全きものとして了解するものでなく、従つて無駄なその立場からのみの忠言を與へて引きとるに過ぎない。醫師と宗教家との忠言は時に矛盾し、看護婦と訪問教師とは別々のことを教へ、方面委員又別の注文をするといふ工合で、被救助者はこれ等雜多な忠言に混迷し適從するところを知らず、一切を斷り、一樣に門戸を閉鎖して、もう澤山といふであらう。これが現今卓效ありとして賞揚せらるゝ集團的救助法の實況であり、社會政策の光景である。私が生存學と稱する綜合的一科學の存在をまつて人生を解し、その意味をとかんとする企ても亦そこから來る。人生について教育家に問へ、倫理學者に問へ、經濟學者に問へ、社會學者に問へ、曰く何、曰く何、最後に哲學者に問へ、それ等の權威者はいづれも自家の立場から部分的解答を與へうるに過ぎないだらう。社會事業家が部分的取扱ひをなし、然かもそれが一切無効であるが如く、分業家の人生に關する解答は偏癪なもので、もう澤山だとして門戸を鎖される外ないものである。こゝに綜合的知識を要求する人間本然の色音が現はれてくるであらう。

現代社會事業に於て要求するところのものはかくの如き綜合的なものである。部分的困窮でなくして全的なもの具象的なものである。個人や個性がその標的とせらるべきもので、經濟的保護だの、保健的救護だの、倫理的矯正だのと言はるべきものではない。個人を救助の對象とせずし

て、その部分を救助するが如き方法は劣敗である。然るに、個人を救助の對象となしうるものは獨り歴史社會事業あるのみ。

二 綜合的取扱方法

社會事業は綜合的取扱方法として現はるゝ外はない。綜合的であるといふことは全一的であり體驗的であるといふことである。然るに、無限の結合も全一も歴史的观念であるから、社會事業の基準は歴史的なものであり、一切は歴史的社會事業に還元せられることとなる。その後の社會事業學論の開發により本書に企てられた集團的困窮の個人的困窮への還元、及び、個人的困窮の根源的困窮への還元は益々その根據を確定しつゝある。この事は現代が分化と分業とに反感をもち、綜合化に向ひつゝある現代思潮と一致するものである。現今の文化は綜合に向ひつゝある。これに應じ、社會事業が綜合的な歴史社會事業として現はれ來るに何の不思議もない。人類は産業革命によつて現はれて來た分業と分離と専門化と偏狹と單調と無趣味とに堪えずして、やうやく綜合的舞臺を切り開きつゝある。

醫師も學校も教會も少年審判所も職業紹介所も養老院も別々のものを取扱ふ限り、到底人間を全體として取扱ふことはできぬ。そこで、救助の機關としてその中に綜合的なものが發達して來なければならぬ機運にある。

社會事業對象の綜合性については「社會事業學原理」にいたり理論的に將又發生史的に精細に論

明するから、こゝにはたゞ綜合的機關の必要なことだけを指摘するに止める。救助にも Coordinating organ を要するが、豫防には一層それが大切である。既に綜合的機關の必要は認められては居るが、未だ各種の施設は單に分立して居り、これに君臨すべき綜合機關なるものがない。ブタベントの Ferencz Rajniss 氏 (Director, Social Experimental School, Rockefeller Institute) は「里社會事業會議に於てこの種の論議を發表したが、氏は社會事業の綜合的機關化について institutional synthesis of social work なる用字を以てその必要を力説して居る。尙ほ氏は個人を全體として救助する方法は裁判所、教會、病院といふが如き分斷して救助するものとは異ふから、こゝに method synthesis of social work なる綜合法が發達し來らなければならぬと言つてゐる。氏はいふ Institutional synthesis has to combine the various fields of social work into one territorial unit..... Method synthesis has to bring order, humanity and efficiency into the most delicate part of our activities, the dealing with personalities in their struggle for enough physical and moral power with which to manage their lives according to the rulings of our common, human standard. It is in method synthesis that social case work comes into of all social activities, to give of its best to all the other fields of social work.

かくてケース、ワークも現はれ、私の歴史社會事業も入來するのである。ケース、ワークは綜合的方法である。私の歴史社會事業は個性と個人とを對象とし、それを無限の結合と全一とによつて取扱ふ綜合的なるものである。私にあつては綜合的では足りないし、この場合、たかだか無限の結合を取扱ふものたるに過ぎない。よつて、それは更らに全一に進まなくてはならぬ。私の歴史社會事業は體驗的なものである。歴史社會事業は綜合的方法より體驗的方法に進み、そこに全一としての個人と全き人格とを對象としなければならぬ。生きたる人間を生きたる方法で取扱ひうるものは唯一體驗的方法あるのみ。

三 個別事業と綜合的方法

個別事業としての case work の方法は綜合的なものである。

近時社會事業の發展に於て著明となつた二の傾向がある。一は、institutional synthesis で他は method synthesis である。機關の綜合に關しては私は綜合社會事業として本書などに論明したがこれによつて、これまで事業團體間の硬化せし境界を柔軟なものとなし彼此融通することを可能とした。方法的綜合 (method synthesis) によつては、それは社會事業が社會的障害を對象とするものならば maladjusted individual as a whole としてそれを處遇するものとなつて現はれる。不適應個人の部分を抽象してこれを集團にまとめ部分救助をなすのでなく、それを one whole として

個人、個性の見地に於て救助せんとするもの即それである。それと同時にそれは最も入念な調査を行ひ、個人の缺陷及其の要求を明かならしめんとする。この精神及主義は social case work となつて現はれる。

個別事業 (case work) は個人の many sided problems に關するもので、近時個別事業は工業、法律、教育及宗教の領野に導入せられ、その認識をうくるにいたつた。個別事業は精神生活、政治生活及經濟生活にその適用をうける。ケース、ワークは社會活動及社會教育の中樞となる可能をもつ。部分的救助は抽象による不完全救助であるが、集團事業を以てしてはかくの如き個人を部分にはぐし、よつて以て救助する外はない。部分的救助は個人を one whole として救助するものではないから、それは個人を一の生命としたもの、一側面に附着する救助で、言はゞ生命ある一個人に對しては外的救助である。ケース、ワークは individuals in concrete situations on the basis of an intelligent social case history に於てする救助であり、one whole に對するものであるから、内的なものである。外的救助と内的救助との價值に關し、Porter R. Lee 氏は「法律に於ても、救助に於ても、醫學的取扱に於ても、工業上の改良の活動に於ても、人間の正常なる要求に外的に對應せんとし、内的に自己の要求に對應せんとせざるものは社會事業の低劣なる側面を代表するものである。自助の力を開發し、直接的不能を認め、かつ、これに處遇することは社會

事業家に重要な問題である」と言つてゐる。外的に救助し、障害を輕減除去せんとするものは負擔を除き去る能力を獲得せずして、單に環境を除去せんと焦るだけである。この場合必要なことは不適應なる者の能力を高め、その創意を發達させ、個人的努力と責任とによつて自づから重荷が軽くされ除かれること之れである。内的な人間力と環境とが共同で個人を reorganize せしむる。

更らに、個別事業が何故個人を完全に救助しうる方法であるかと言へば、それは個別的であるからである。私は集團事業を以て不完全な救助方法とし、それを除きうれば除く方がよいと言つた。集團的救助は大量的なもので、困窮が集團として出現する現時に於て餘儀なく採用せらるゝに過ぎないもので、人間の救助方法としては價值の乏しいものである。この事については本書の外、諸著に於て詳しく述べた。今や、集團的社會事業や社會事業の官公化によつて官公社會事業を基本とする迷夢にさざされて居る最中である。この事は内外にわたる通弊であるが、Ferenz Rajniss 氏は集團的社會事業の價值の乏しさに關して That is that this work (Case work) cannot be done in a mechanical way, and readjusted personalities turned out from our social mill on a large scale. Modern civilization is too much complex for us to turn out readjusted personalities in the same pattern. A man's health, family, earning power, social connections, personal qualities, convictions, and

his whole social and mental background are too far too intricately connected for us to give them anything but the most careful and individual investigation and treatment を言つてゐる。

現時に於ては、個人が分化して甚だしく複雑なものとなると共に、環境は無論前代未聞の複雑さであるから、個々人の困窮も福祉も一として他と共同なものはない。然るに、これを共通なものとして抽象化し器械化したものが集團社會事業であり集團救助である。そこでこの不自然な器械的な方法を改めんとして現はれて來た一が case work である。個別事業は method of individualism とし、個人を全體として其對象とする。それは個々人の年齢、性別、教育、職業、健康、習慣等を精細に記録する Case record, Case history により個々人を one whole として取扱ふ。されど、これが體驗的方法に達しなければ行くところまで行つたのでないことは明かだ、ここに私独自の體驗的方法が導入せられる。

かくの如き構想がまとめられるれば一個實際的科學が創設せられねばならぬとして Rainiss 氏はいふ「Generic social case work は哲學と知識と方法とを結合して一の新綜合に導き、new discipline をつくり出すであらう。それはこれまで諸々の特殊科學より引き出し役立てたものであるがこれによつては勞苦の多い割合に我々の解決せんと焦慮するが如き何ものをも與へぬ。人間をそのあるがまゝに眺むれば、動的生命としての人間的事件に幾千の綱狀として連り、個人的不適

應に對し總ての社會科學に相談するの無意味なるを覺えるであらう。この知的困惑に對してはたゞ新科學を創始するあるのみ。この科學に於ては生ける個々人は始めて科學的調査の對象となる。この科學には生ける個々人の身體的、精神的、經濟的、社會的再造に必要な順序に従つて、他の社會諸科學の研究の成果が實際的經驗の結果と結合されて取り入れられる。」かくてラヂニス氏は結論して The creation of such a new practical science will be the greatest contribution of modern social case work, not only to all kindred social endeavours, but to the great general task of rehumanising a society which is in itself maladjusted because of the existence in its midst of so many suppressed dismembered and stultified personalities と言つてゐる。

ラヂニス氏のいふ新科學は私にあつては歴史社會事業であり、體驗社會事業である。私が全一の見地より具象と生命と個性とに従つて、one whole としての一新科學を構成せんとし、これを社會事業學として發表する企てのあることをラヂニス氏がブタベストの天地より知るにいたれば蓋し欣喜雀躍することであらうと思ふ。

私の學としての社會事業は生命と具象と個人とのうちから生れるもので、ラ氏の憧憬する新科學にあたるものである。私はラ氏が今後科學の世界に導入し發達させなければならぬとする one whole として全一としての綜合的、乃至、體驗的研究方法を探る。この研究方法とこの全一的な